

第6次

きさらづ 障がい者プラン

木更津市障害者計画
木更津市障害福祉計画
木更津市障害児福祉計画



令和6年3月



木更津市

はじめに

我が国では、障害者基本法や障害者総合支援法の改正、障害者差別解消法の制定等の法整備が進み、障がい者の社会参加の促進や住みよい環境整備に向けた施策などが展開されています。

本市においては、令和3年3月に策定した「第5次きさらづ障がい者プラン」の基本目標である「自立と、共に支え合うまち・きさらづ」に基づき、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる「共生社会」の実現を目指し、総合的かつ専門的な相談支援を行う基幹相談支援センターの設置をはじめ、地域生活支援拠点等の整備及び自立に向けた訓練や就労支援など、関係機関・団体などと連携を図りながら、障がい福祉全体で包括的な施策を展開してまいりました。

一方で、障がい者の高齢化や重度化、将来に訪れる「親亡き後」への備えなど、複雑化・複合化した問題や課題が顕在化し、それに伴って行政に対するニーズも多様化してきております。

このような中、今般、「第5次きさらづ障がい者プラン」が令和5年度をもって終了することから、第5次プランの基本目標を継承しつつ、国・県の動向や障がい福祉の諸課題を踏まえながら、各施策を着実に推進するため、新たに令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第6次きさらづ障がい者プラン」を策定いたしました。

本プランでは、これまでの主要施策に加え、新たに地域移行の推進、精神疾患や医療的ケア児への対応、こどもの発達支援の強化及び芸術やスポーツを通じた社会参加を促進するための取り組みを盛り込み、保健、福祉、医療、教育などの施策において、持続可能な未来に向けたまちづくりを推進してまいります。

今後も、お互いに認め合い、支えあって暮らせる社会の実現に向け、障がい福祉施策に全力で取り組んでまいりますので、皆様には一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり多大なるご尽力をいただきました木更津市障害福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

木更津市長 渡辺 芳 邦



目次

第1部 総論	1
第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景と目的	3
2 SDGsの達成に向けた本市の取組	4
3 計画の位置づけ、計画期間と進行管理	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	10
1 市の地勢	10
2 人口・世帯数の動向	11
3 障がいのある人の状況	12
4 障がい者施策の動向	21
5 アンケート調査結果にみる障がいのある人のニーズ	22
第3章 障がいのある人を取り巻く課題の整理	46
第2部 障害者計画	49
第1章 計画の基本的な考え方	51
1 基本目標	51
2 基本施策	52
3 施策の体系	54
第2章 施策の展開	55
1 みんなが理解し合えるまちづくり	55
2 自立した生活をおくれるまちづくり	61
3 充実し生きがいのあるまちづくり	68
4 安心して安全に暮らせるまちづくり	71
5 健やかな成長を支援するまちづくり	74
6 総合的な支援のあるまちづくり	77
第3部 障害福祉計画 障害児福祉計画	81
第1章 第5次きさらづ障がい者プランの取組状況	83
1 障がい者施策の取組状況	83
2 障害福祉サービス等の実施状況	86
第2章 計画の方向性と目標	97
1 計画の方向性	97
2 国の指針に基づく本市の目標	100
3 地域生活支援事業等	119
資料編	127

1	木更津市障害福祉計画策定委員会名簿等	129
2	用語解説	130

この計画書の中では、法的に定められている（法律名、固有名称、サービス名など）以外は、「障害」という表記を避け、文脈に応じ「障がい」と表記いたしました。

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

近年、障がいのある人に関する法律や制度が整備され、その充実と共に、障害福祉サービスのニーズは多様化しています。

平成26（2014）年、日本は「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准書を国連に寄託し、条約締結国になりました。平成28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいのある人を取り巻く状況は少しずつ変化しています。

その後も、平成30（2018）年には文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和3（2021）年には障がいのある人に対する「合理的配慮」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」、令和4（2022）年には障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」を施行するなど、障がいのある人に関する法整備が進められています。令和5（2023）年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が改正され、障がいのある人の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上などが定められました。

また、令和4（2022）年、障害者権利条約について、国連障害者権利委員会による日本の審査が初めて行われ、医療機関や施設に入院・入所している障がいのある人が地域において自立した生活を送る権利の保障、インクルーシブ教育システム（障がいのある人もない人も共に学ぶ仕組み）の推進などについて勧告されたことから、障がいのある人の権利の実現に向けた取組を一層強化していく必要があります。

障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、発達障がいや医療的ケア児[※]などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。

本市においても、障がいのある人が安心して暮らし続けられる環境を構築すべく、地域生活支援拠点等の整備や、医療的ケア児への支援、虐待防止など様々な取組を進めてまいりました。

このたび、「木更津市障害者計画（第5次）」及び「木更津市障害福祉計画（第6期）」・「木更津市障害児福祉計画（第2期）」の計画期間が令和5（2023）年度をもって終了することから、令和6（2024）年度からの新たな総

合計画である「第6次きさらづ障がい者プラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

本プランは、上位計画にあたる木更津市地域福祉計画の方向性を踏まえ、障がい者施策の一層の充実を図ると共に、ニーズに即した必要なサービス量などを見込み、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「共生社会」の実現を目指すものです。

2 SDGsの達成に向けた本市の取組

持続可能な開発目標SDGs（Sustainable Development Goals）は、異常気象、貧困、格差など深刻化する様々な社会課題の解決に向けて、平成27(2015)年9月に国連サミットで加盟193カ国の合意で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す17のゴール（目標）と、その下に設定される169のターゲットで構成される国際目標のことです。

本市では、地域社会を構成する多様な主体が一体となり、人と自然が調和した持続可能なまちとして、次世代に継承しようとする取組である「オーガニックなまちづくり」を推進しています。

「オーガニックなまちづくり」とSDGsは親和性が高く、市民、企業、行政などが一体となって「オーガニックなまちづくり」を推進することでSDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」が実現される社会を目指し、本市の障がい福祉行政を推進します。



・医療的ケア児※：資料編 P.130 を参照

3 計画の位置づけ、計画期間と進行管理

(1) 計画の位置づけ

本プランは、障害者基本法第11条第3項に規定される市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に規定される市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定される市町村障害児福祉計画を一体的に定めたものであり、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

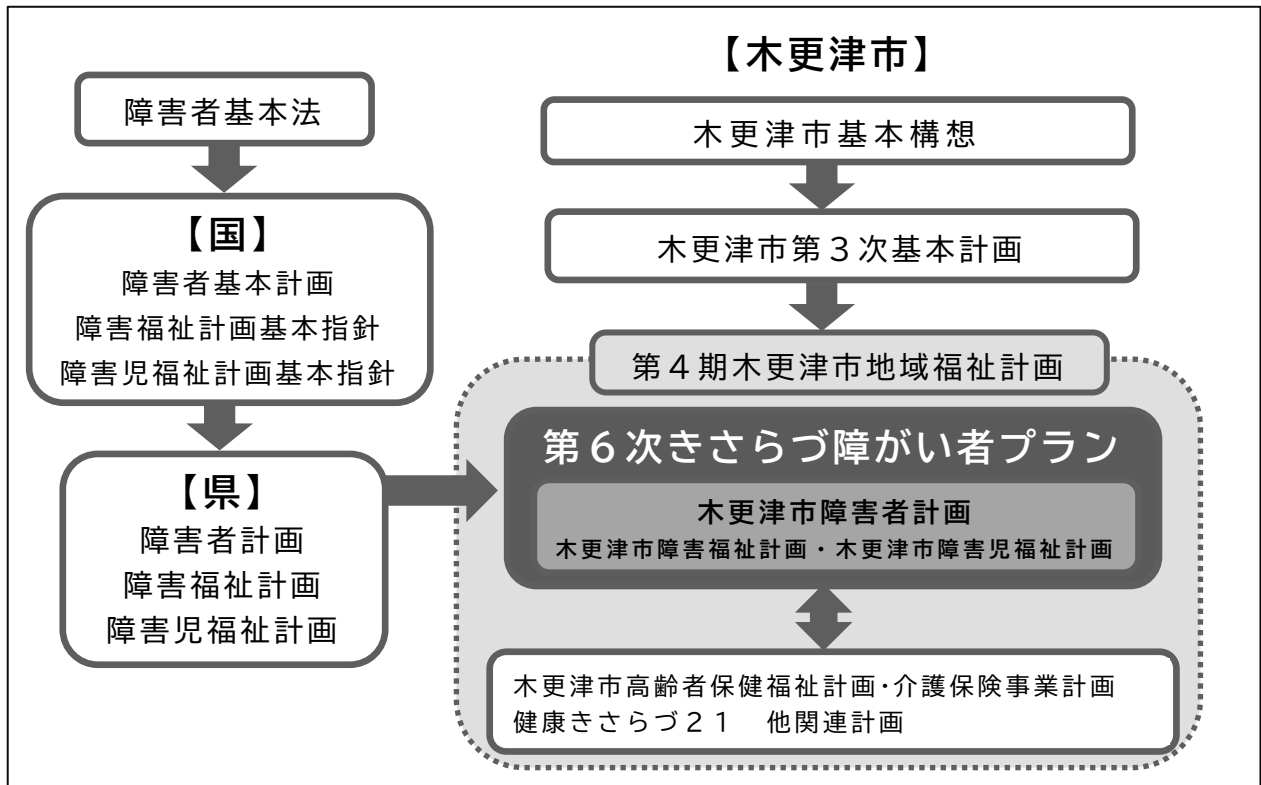
木更津市障害者計画	
<ul style="list-style-type: none">・ 障害者基本法第11条第3項の規定により策定・ 市町村における障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関連分野に関する事項を規定・ 障害者計画を上位計画とし、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を具体的な実施計画として位置づけ	
木更津市障害福祉計画	木更津市障害児福祉計画
<ul style="list-style-type: none">・ 障害者総合支援法第88条第1項の規定による・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量などを規定	<ul style="list-style-type: none">・ 児童福祉法第33条の20第1項の規定による・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量などを規定

木更津市障害者計画は、「木更津市基本構想(目標年次:令和12(2030)年)」の個別計画の1つとして、基本構想に掲げる5つのまちづくりの基本政策方向のうち、特に「安心・安全でいきいきとした暮らしづくり」について、障がい者施策の観点からその具体化を図る計画として位置づけられ、障がい者施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい者施策推進のための指針となるものです。

また、木更津市障害福祉計画及び木更津市障害児福祉計画は、木更津市障害者計画を上位計画とした具体的な実施計画と位置づけられます。

なお、本プランは、国や県の指針、計画などの内容を踏まえて策定すると共に、本市の保健福祉分野におけるほかの計画をはじめ、教育、雇用、人権、まちづくりなどの関連分野における施策との連携を図りながら推進するものとします。

■ 計画の体系図



(2) 計画の期間

本プランの計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とし、令和8年度に計画の見直しを行います。今後の制度改革の動向や社会情勢の変化などに柔軟な対応を図るため、計画最終年度である令和8年度において、本プランの達成状況を確認し必要に応じて見直しを行います。

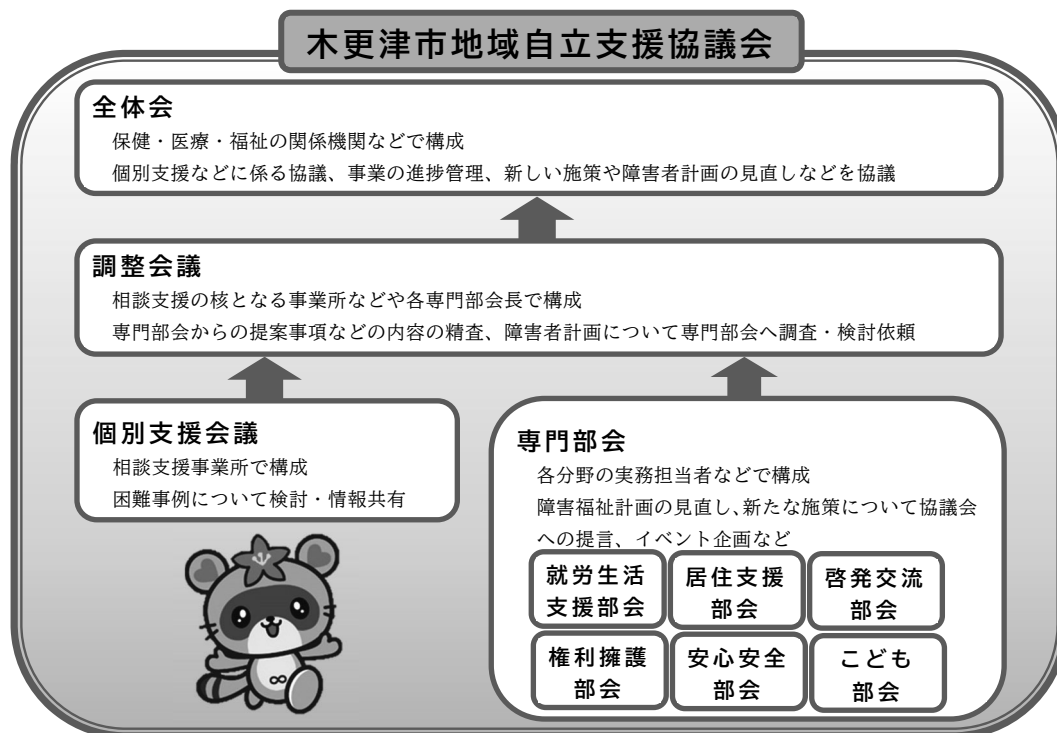
■ 計画の期間

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
計画策定 スケジュール			アンケート調査・次期計画検討		アンケート調査	次期計画検討		アンケート調査	次期計画検討
木更津市 障害者計画	第5次			第6次			次期計画		
木更津市 障害福祉計画	第6期			第7期			次期計画		
木更津市 障害児福祉計画	第2期			第3期			次期計画		

(3) 計画の進行管理

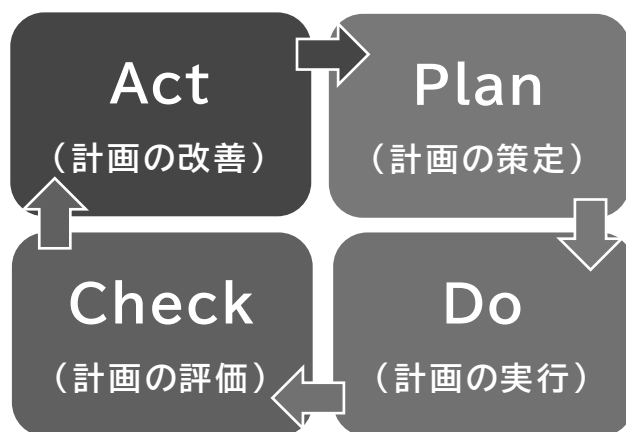
本プランは、中長期的な障がい者施策に関する基本計画であり、計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境などの様々な分野にわたっています。

このため、障がい福祉課が中心となり、地域自立支援協議会※、関係部局、関係機関・団体、当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図る必要があります。



本プランについては、「計画(Plan)」「実施(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し(Act)」のPDCAサイクルに基づき、関係施設や当事者などを構成員とする地域自立支援協議会専門部会において、毎年度、施策の充実や事業実施の見直しについての協議を継続的に行い、進行管理をしていきます。

■ 計画の進行管理 (PDCAサイクル)



・ 地域自立支援協議会※：資料編 P.132 を参照

(4) 計画の進捗状況の公表

本プランの進捗状況については、毎年度市民に対して速やかに公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。

公表にあたっては、市のホームページや広報紙などの媒体を利用し、よりわかりやすい内容に努めると共に、市民からの意見を基に、その後の取組に反映させていきます。

(5) 計画の対象者

障害者計画の対象者である「障害者」とは、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とし、「てんかん及び自閉症を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であつて、長期にわたり生活上の支障がある者」も含むものとします。

また、障害福祉計画の対象者である「障害者」とは、障害者総合支援法の規定によるものとし、障害児福祉計画の対象者である「障害児」とは、児童福祉法の規定によるものとします。

【障害者基本法】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

◆身体障害者福祉法第四条

(身体障害者)

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

◆精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条

(定義)

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者をいう。

◆発達障害者支援法第二条

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であつて発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

4 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

◆児童福祉法第四条

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満一歳に満たない者

二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 市の地勢

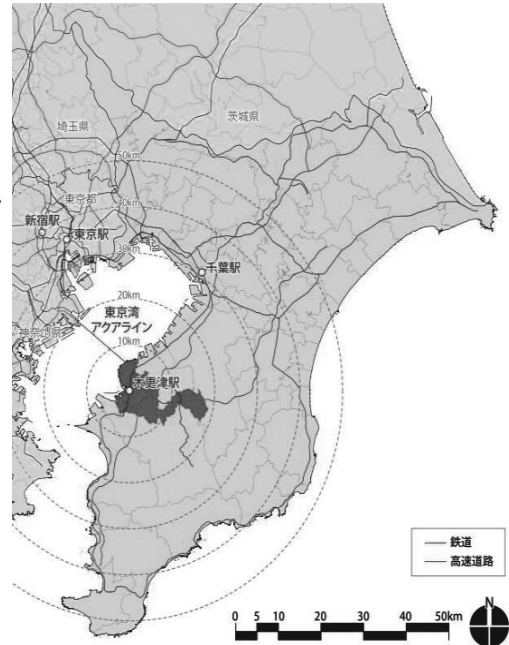
本市は、東京都心部から直線距離で30～40km、県庁所在地である千葉市から南西約30kmに位置しています。

千葉県の中央西部、東京湾に面しており、東京都心からの移動距離は、東京湾北東側を周回した場合は70～80km程度、東京湾アクアラインを利用した場合は45km程度となります。

市域は、東西に長く、東部には上総丘陵が広がり、西部には中心市街地が位置する湾岸低地と埋立地が形成されており、特に高い山はなく、最も高い場所でも標高200m未満となります。

市内には、東京湾に向かって小櫃川、矢那川、烏田川及び畑沢川が流れています。小櫃川は、利根川に次いで県内で2番目に長い総延長88kmの河川で、市内では東部から北部にかけて流れ下り東京湾へと注いでおり、小櫃川河口付近には、東京湾に広がる約1,400haの盤州干潟が形成されています。面積は138.90km²で、人口（令和5年10月1日現在）は136,419人となっています。

東京湾や森林など豊かな自然に囲まれ良好な居住環境を有していることに加え、東京湾アクアライン、東関東自動車道館山線及び首都圏中央連絡自動車道などの幹線道路が重なる交通結節点として利便性が高いことから、千葉県の新たな西の玄関口として重要な役割を担っています。



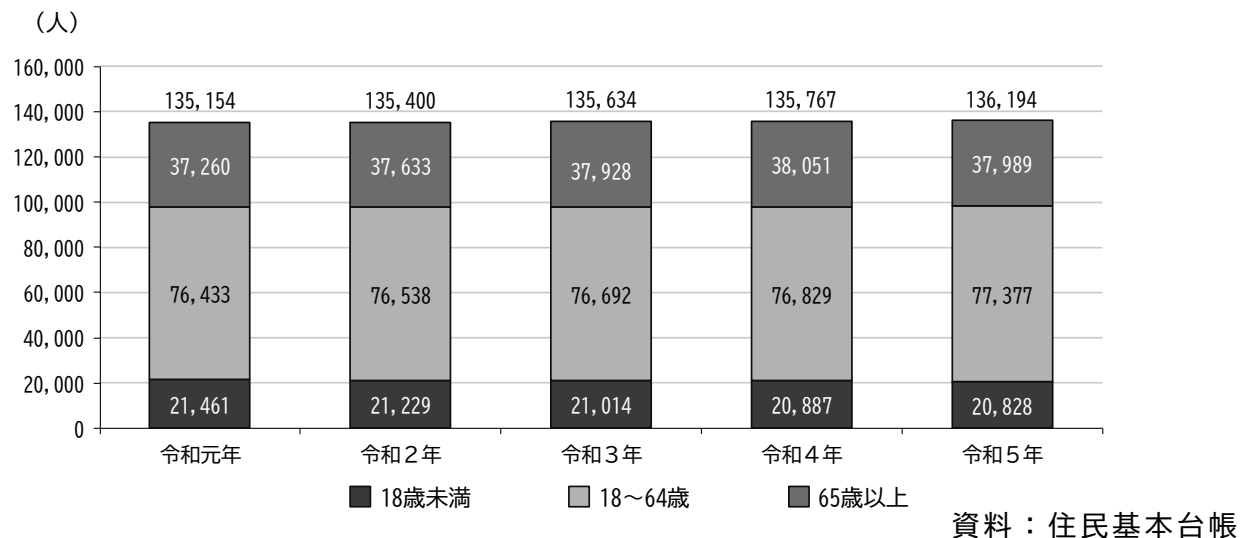
2 人口・世帯数の動向

(1) 人口の推移

本市の総人口は、令和5年4月1日現在136,194人となっており、増加傾向で推移しています。

一方、年齢別の人口をみると、18歳未満は減少し、18～64歳は増加傾向にあります。65歳以上は令和4年までは増加傾向にありましたが、令和5年では減少しています。このことから、少子化の傾向がうかがえます。

■総人口と年齢別人口の推移（各年4月1日現在）

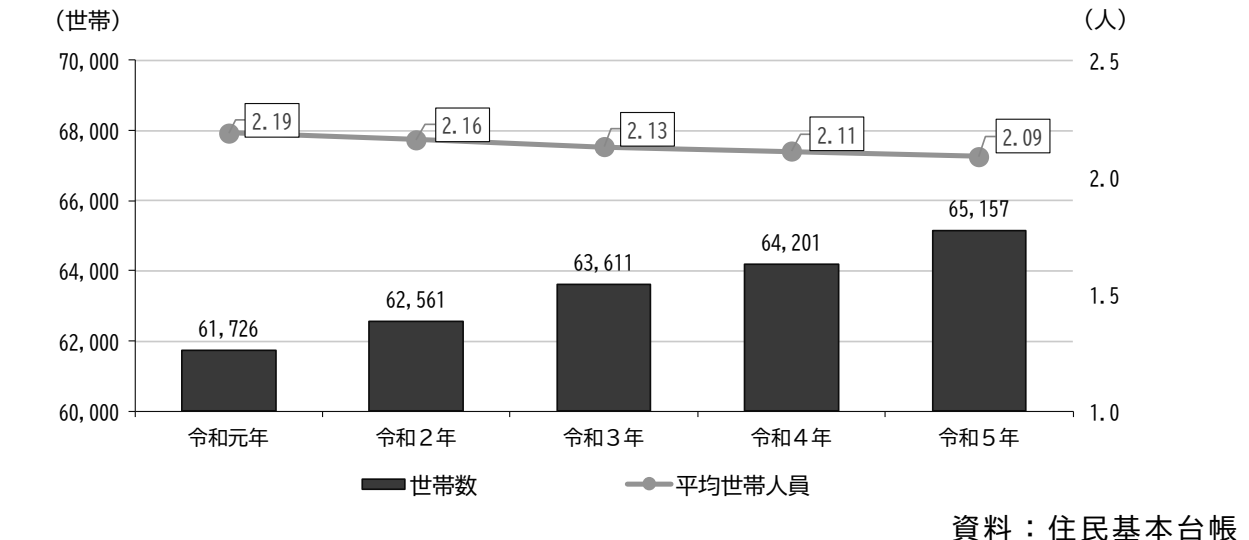


(2) 世帯数・平均世帯人員の推移

本市の世帯数は、令和5年4月1日現在65,157世帯で、人口の増加と同様に世帯数も増加傾向で推移しています。

一方で、平均世帯人員をみると、令和元年の2.19人から、令和5年には2.09人へと減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

■世帯数と平均世帯人員の推移（各年4月1日現在）

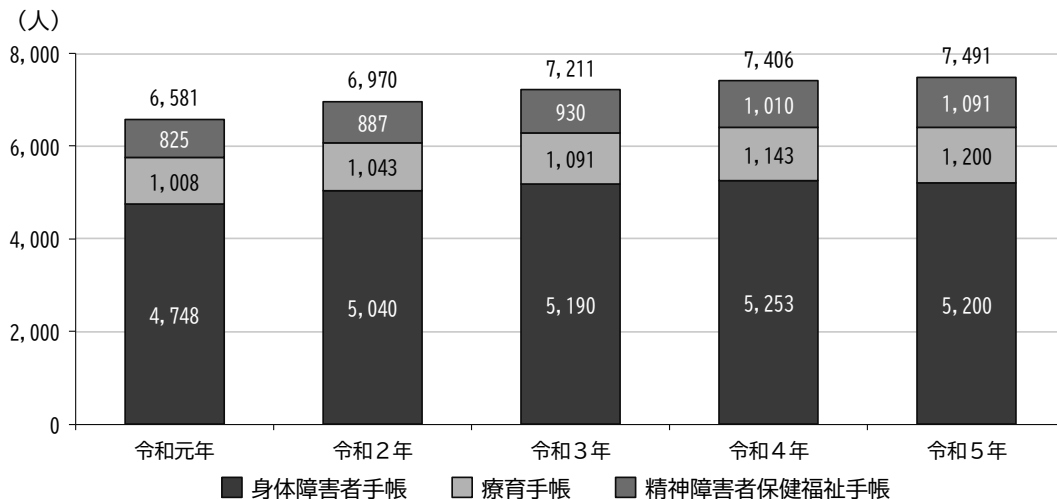


3 障がいのある人の状況

(1) 障がい者手帳の交付状況

本市における障がいのある人を障がい者手帳の交付状況からみると、令和5年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が5,200人でほぼ横ばいですが、療育※手帳所持者が1,200人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,091人となっており、増加傾向で推移しています。

■障がい者手帳交付状況の推移（各年4月1日現在）

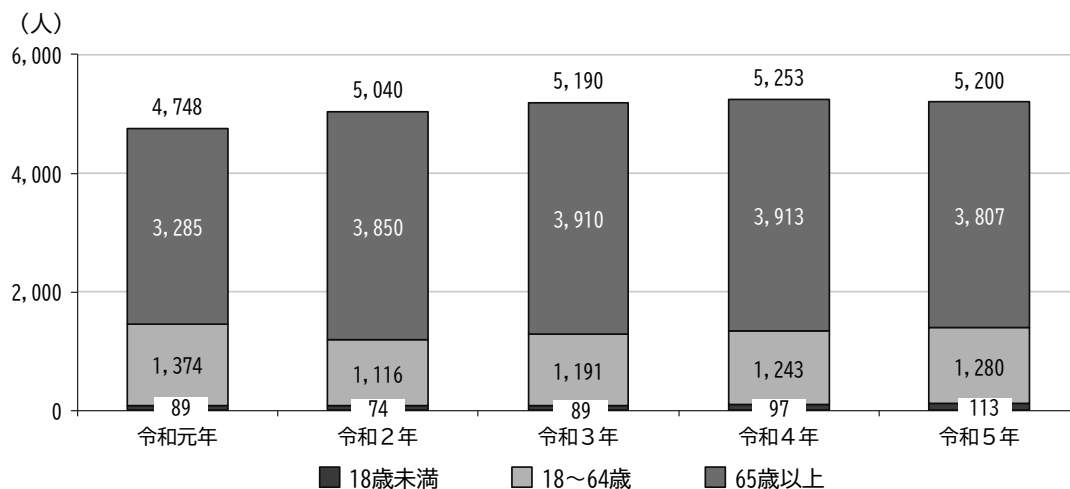


資料：障がい福祉課

① 身体障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳の交付状況を年齢別にみると、令和2年を境に18歳未満と18～64歳は増加傾向で推移しています。

■身体障害者手帳交付状況の推移（年齢別）（各年4月1日現在）

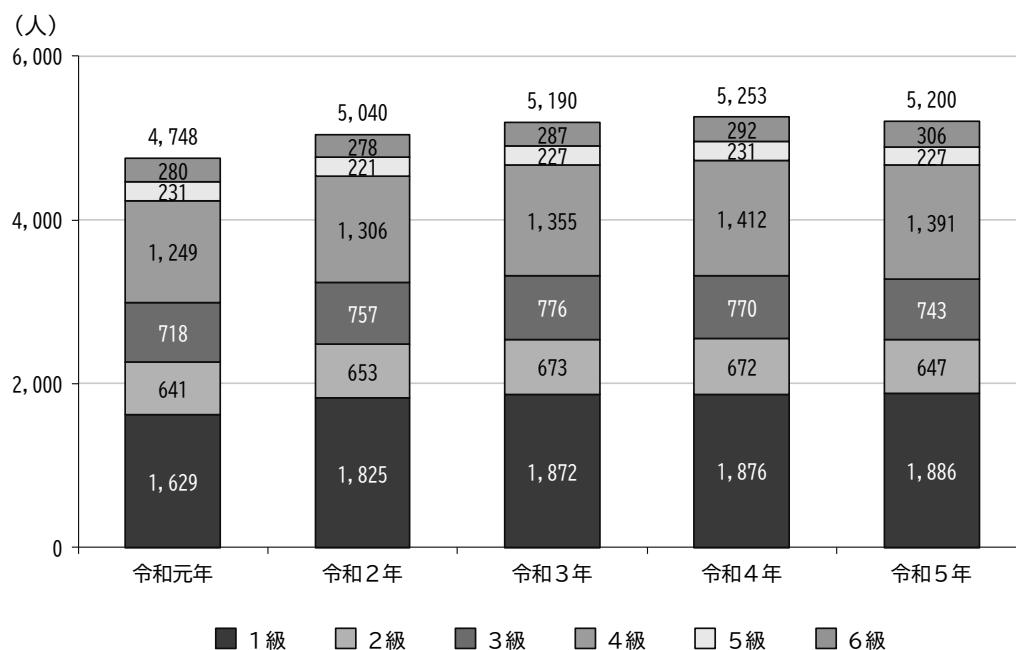


資料：障がい福祉課

・療育※：資料編 P.136 を参照

等級別にみると、それぞれの等級については、ほぼ一定で推移しており、重度（1・2級）の人が全体の半数ほどを占めています。

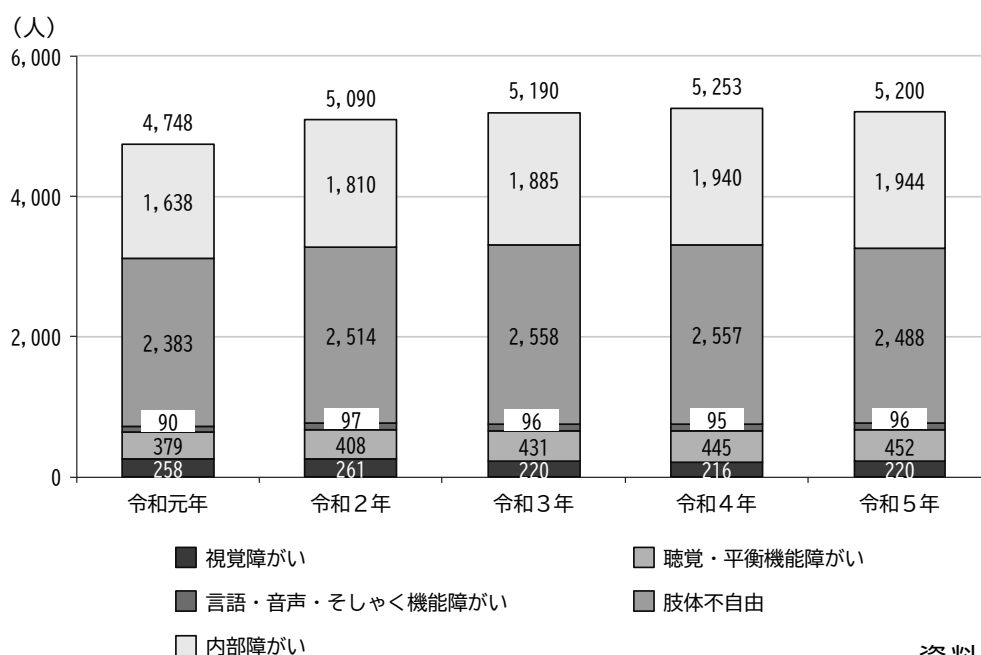
■身体障害者手帳交付状況の推移（等級別）（各年4月1日現在）



資料：障がい福祉課

部位別にみると、肢体不自由がほぼ半数を占めています。
また、ここ5年間では、内部障がいが増加しています。

■身体障害者手帳交付状況の推移（部位別）（各年4月1日現在）

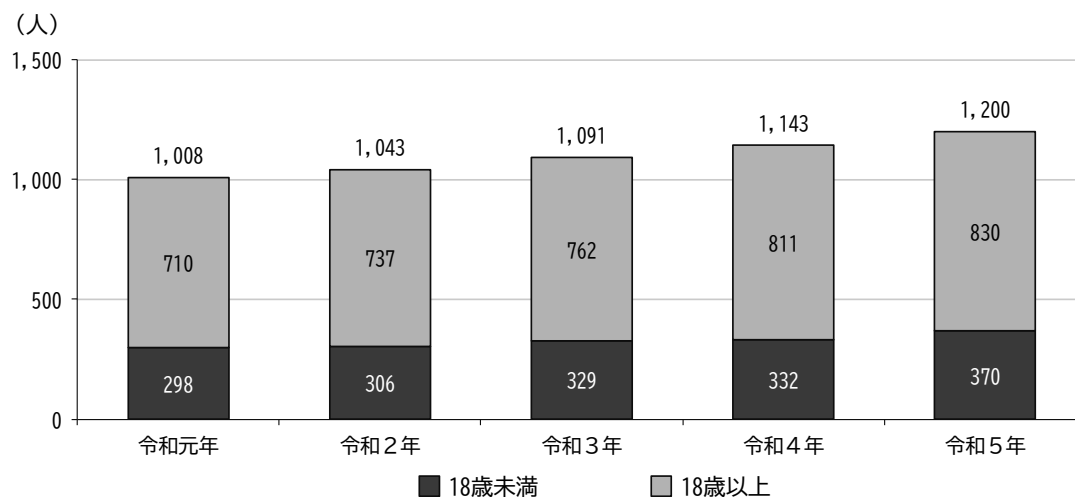


資料：障がい福祉課

② 療育手帳の交付状況

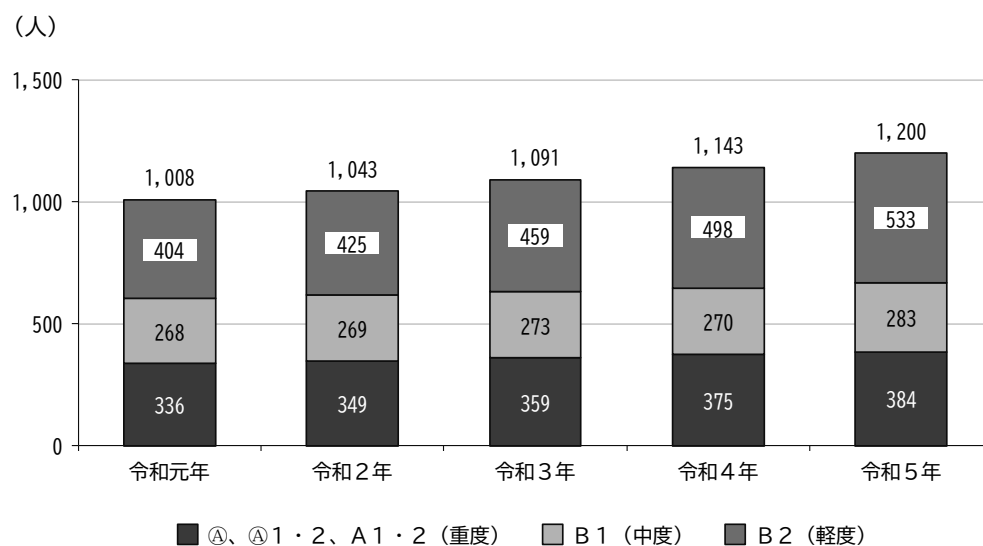
療育手帳の交付状況を年齢別にみると、18歳未満、18歳以上で共に増加傾向で推移しています。

■療育手帳交付状況の推移（年齢別）（各年4月1日現在）



等級別にみると、㉠、㉠1・2、A1・2（重度）、B1（中度）とも増加しており、特にB2（軽度）については、ここ5年間で129人増加しています。

■療育手帳交付状況の推移（等級別）（各年4月1日現在）

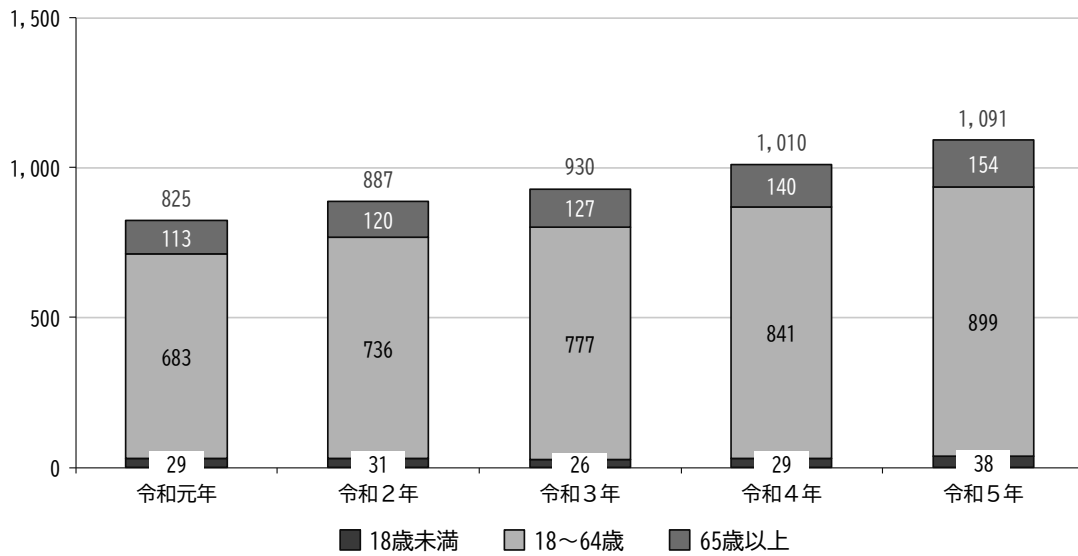


③ 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付状況を年齢別にみると、18～64歳の区分が大半を占めています。

また、ここ5年間では、全ての年齢で増加傾向がみられます。

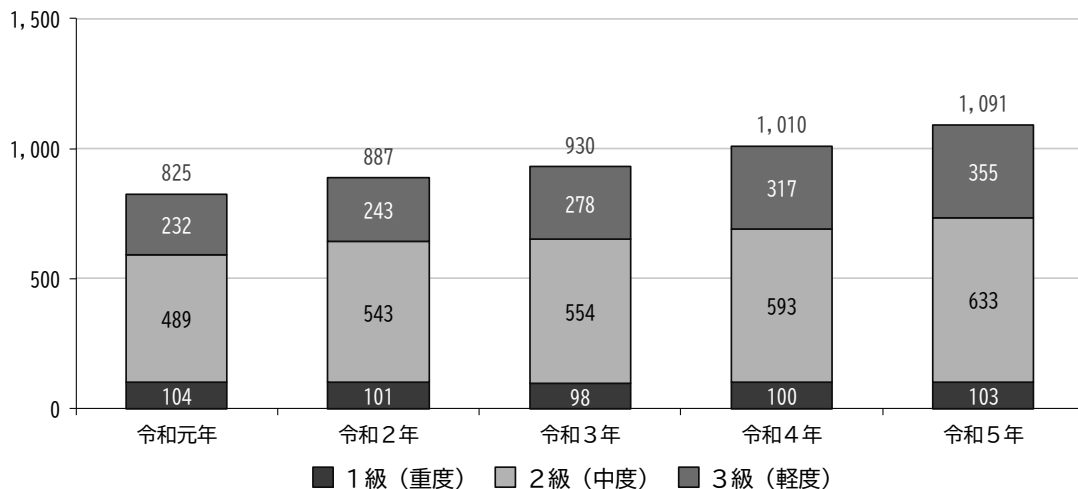
■精神障害者保健福祉手帳交付状況の推移（年齢別）（各年4月1日現在） （人）



資料：障がい福祉課

等級別にみると、1級（重度）については令和元年から5年にかけて100人前後で推移しています。2級（中度）については、5年間で144人、3級（軽度）については123人増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳交付状況の推移（等級別）（各年4月1日現在） （人）



資料：障がい福祉課

(2) 自立支援医療の受給者数の状況

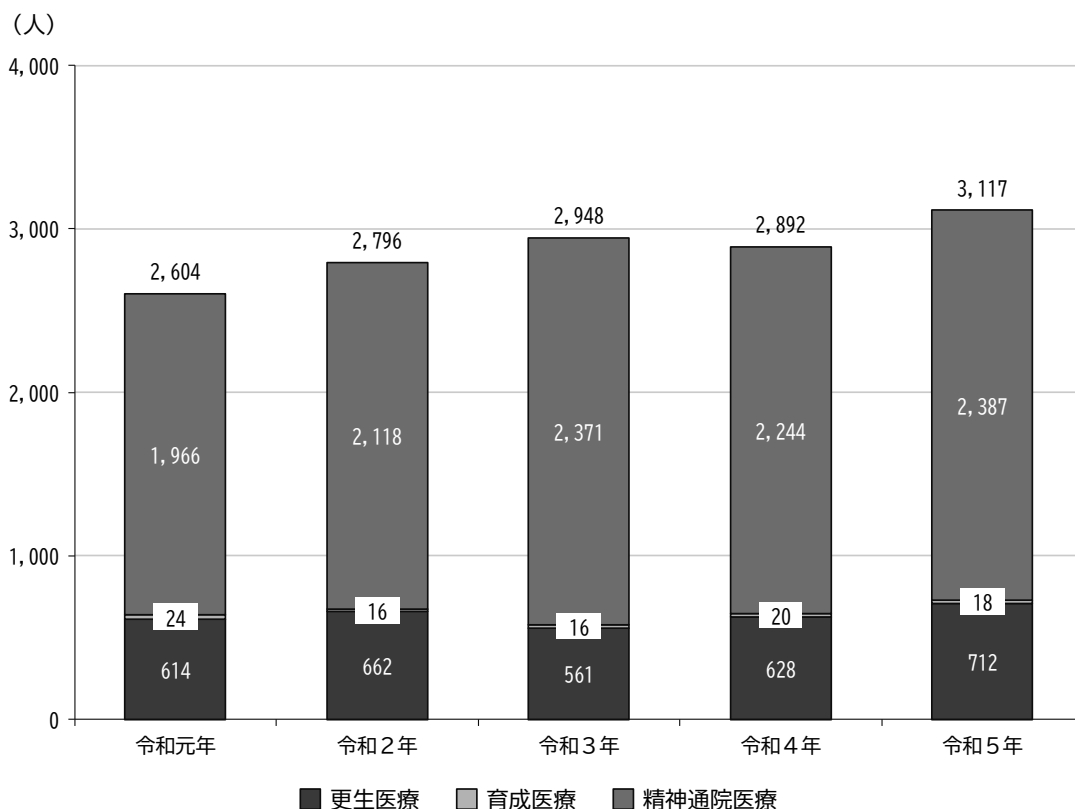
自立支援医療（更生医療）は、18歳以上の身体障がいのある人で一定の所得未満の人（人工透析などの継続的な治療をされる人を除く。）に対し、職業能力や生活能力の回復増進を図るため、現在の障がいの程度を除去または軽減されると期待できる場合に指定医療機関で行う医療費の一部を助成する制度です。

自立支援医療（育成医療）は、18歳未満の身体障がいのある子どもが指定医療機関において受けた医療（治癒が確実に見込まれるもの）に要する医療費を支給します。

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患（てんかんを含む。）で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の人に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。

本市の自立支援医療受給者数については以下のとおりとなっており、更生医療と精神通院医療の受給者数は増加傾向で推移していますが、育成医療の受給者数は横ばいで推移しています。

■ 自立支援医療の受給者数の推移（各年4月1日現在）



資料：障がい福祉課

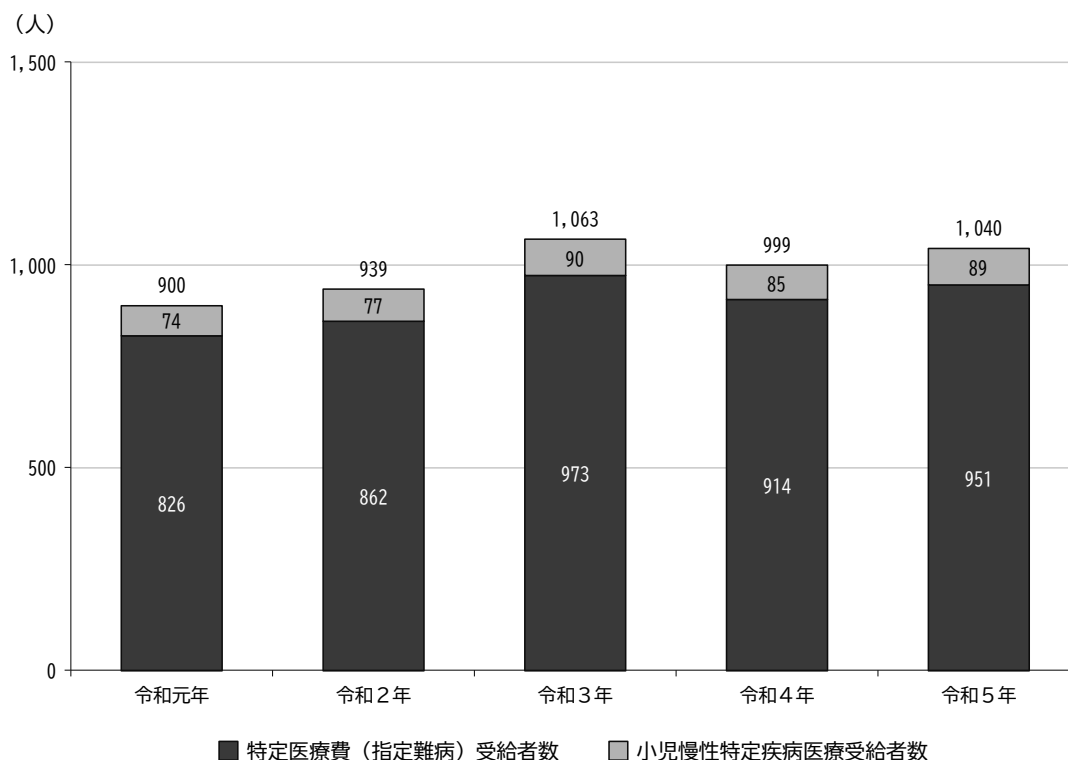
(3) 難病患者の状況

これまで、身体障害者手帳の取得が難しいケースが多く、必要な支援が受けられない「制度の谷間」にあった難病※患者も、平成25年4月から障害者総合支援法により、障害福祉サービス、相談支援などの対象となり、その対象範囲は、令和3年11月1日から366疾病に拡大されました。

難病のうち、厚生労働省が定める疾病を「指定難病」とし、その治療に係る医療費の一部を公費で負担しています。小児慢性特定疾病医療受給者数は70～90人の間で推移している一方、特定医療費（指定難病）受給者数は、令和元年の826人から、令和5年には951人と125人増加しています。

また、平成27年1月1日から「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行されました。令和3年11月1日の告示では国が定めた基準に該当する338疾病が指定難病とされ、指定難病に係る医療費の助成が行われています。

■ 特定医療費（指定難病）受給者数及び小児慢性特定疾病医療受給者数の推移（各年4月1日現在）



資料：君津健康福祉センター

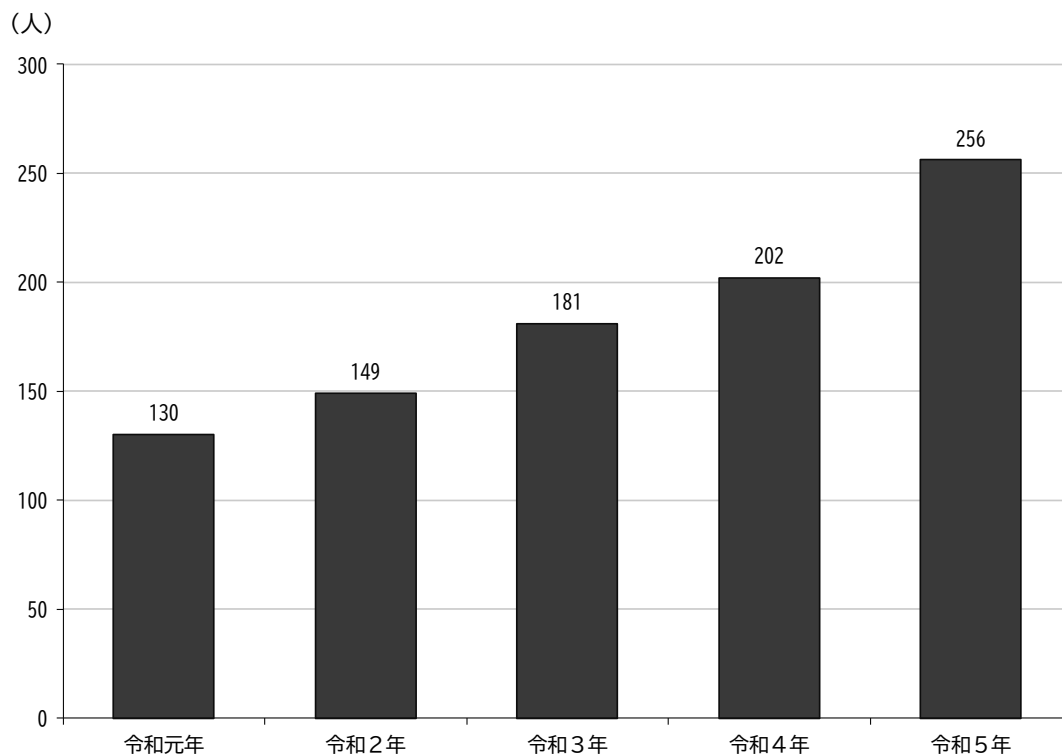
・ 難病※：資料編 P.133 を参照

(4) 児童発達支援の実施状況

発達障がい※のある子どもについては、統計がないため市内の対象者を把握することができません。発達障がいのある子どもの中には、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得しており、知的障がいや精神障がいに含まれている子どももいます。

なお、本市の児童発達支援の利用児童数の推移をみると、増加傾向で推移しており、令和元年の130人から、令和5年には256人と126人増加しています。

■児童発達支援の利用児童数の推移（各年4月1日現在）



資料：障がい福祉課

・発達障がい※：資料編 P.134 を参照

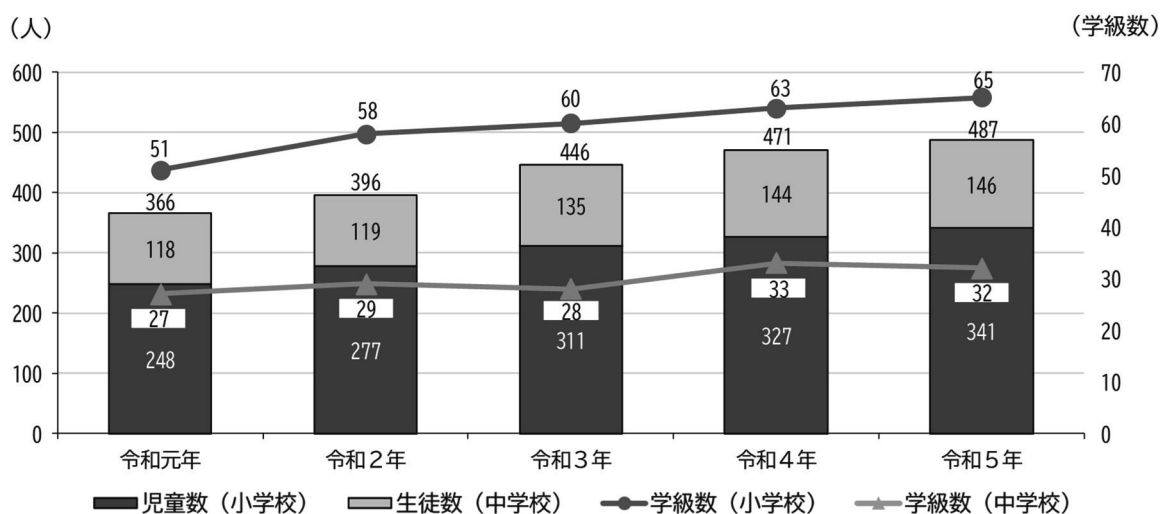
(5) 就学の状況

ここ5年間の特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移をみると、児童・生徒数の増加に伴い、学級数も増加傾向にあります。

令和5年5月1日現在、本市の小・中学校に設置されている特別支援学級は、97学級（小学校65、中学校32）で、在籍している児童・生徒数は、487人（小学校341人、中学校146人）となっています。

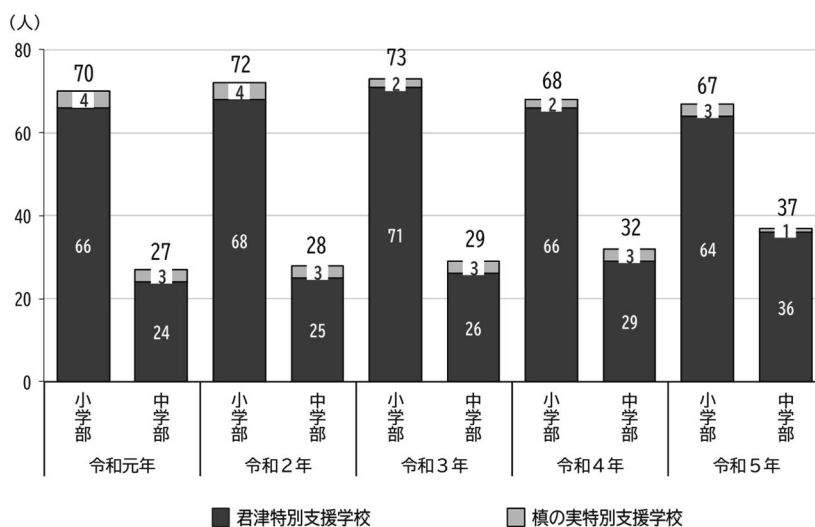
また、令和5年度の圏域の特別支援学校の在籍者数は、小学部67人、中学部37人となっています。

■特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移（各年5月1日現在）



資料：学校教育課

■圏域の特別支援学校在籍者数（木更津市在籍者のみ） （各年5月1日現在）



資料：各学校

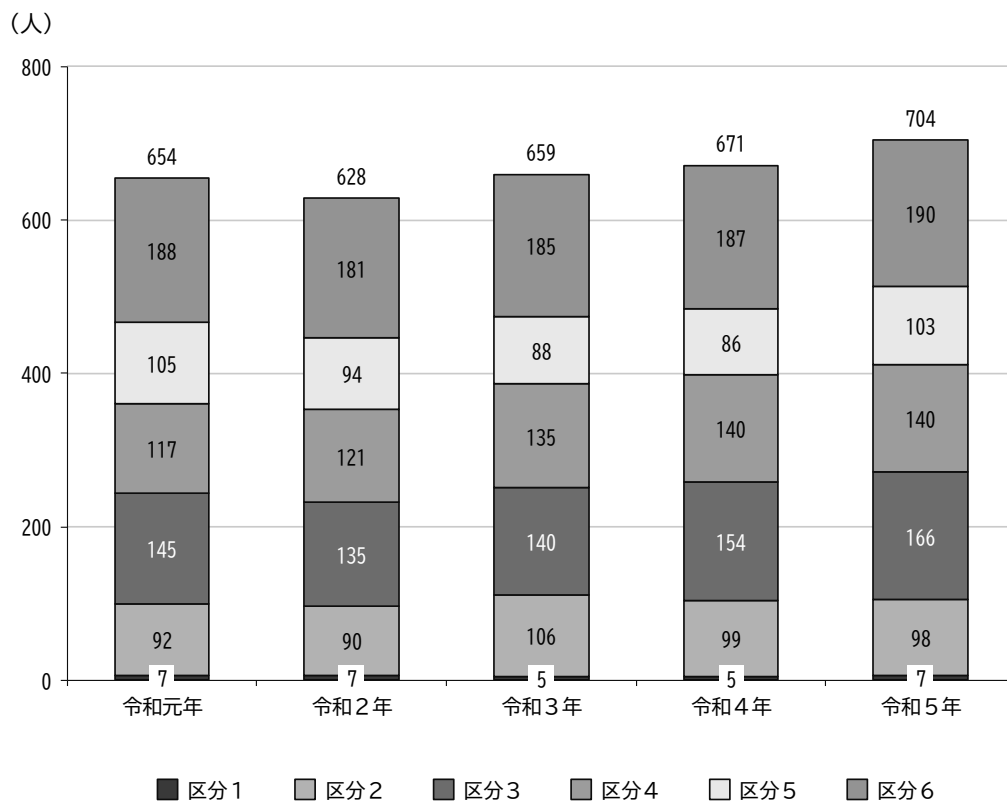
(6) 障害支援区分の状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分※」の認定を受けることが必要となる場合があります。

障害支援区分の認定者の状況については、区分1、2は横ばいで推移しており、区分3、4は増加傾向が見られます。区分5は令和2年から4年にかけて減少していましたが、令和5年では増加しています。

また、令和2年から5年にかけて区分6が増加傾向にあることから、障がいの重度化が進行している状況がうかがえます。

■障害支援区分認定者数の推移（各年4月1日現在）



資料：障がい福祉課

・ 障害支援区分※：資料編 P.131 を参照

4 障がい者施策の動向

近年、我が国における障がい者施策は、雇用促進や権利擁護、地域共生社会※の実現に関する法制度が改正されたほか、情報の取得に関する法制度が策定されるなど、大きな転換期を迎えています。

目まぐるしく変化する国の障がい者施策の動向を踏まえながら、障がいのあるなしにかかわらず、全ての人が協力し、尊重し合う地域共生社会の実現を目指した取組が求められています。

年	関連法令等	内容
平成 30 年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（改正）	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者（児）が望む地域生活の支援、ニーズの多様化への対応 ○重度の障がいにより外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの新設
令和元年	障害者の雇用の促進等に関する法律（改正）	<ul style="list-style-type: none"> ○地方自治体や民間企業における、精神障がい者や重度障がい者を含めた障がい者雇用の促進 ○障がい者雇用に関する中小事業主（300人以下）の認定制度の創設
令和 2 年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（改正）	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通事業者など、施設設置管理者におけるバリアフリー※化の推進 ○市町村などによる「心のバリアフリー」の推進
	地域共生社会の実現のための社会福祉法等（改正）	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の支援 ○介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
令和 3 年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（改正）	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮※の提供の義務化 ○障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化
令和 4 年	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの種類・程度に応じた手段を選択できる環境の整備 ○高度情報通信ネットワーク※の利用、情報通信技術の活用を促進
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（改正）	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な就労ニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上 ○難病患者や小児慢性特定疾病児童などに対する適切な医療と療養生活支援の充実

・地域共生社会※：資料編 P.132 を参照

・合理的配慮※：資料編 P.131 を参照

・バリアフリー※：資料編 P.134 を参照

・ネットワーク※：資料編 P.134 を参照

5 アンケート調査結果にみる障がいのある人のニーズ

本プランの策定にあたり、市民の障害福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的として障がい福祉に関するアンケート調査を実施しました。

(1) 調査の実施概要

■調査概要

項目	内容
調査対象	市内にお住まいの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び精神通院受給者証所持者
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和5年8月
調査地域	木更津市全域
配布数	1,000件
有効回収数	502件
有効回収率	50.2%

■調査項目

項目	設問内容
①あなた（宛名の方）の年齢やご家族などについて	1. お答えいただくのは、どなたですか 2. あなたの年齢をお答えください 3. あなたの家族構成についてお伺いします 4. 日常生活の中で、次の支援が必要ですか
②あなたの障がいの状況について	5. あなたは身体障害者手帳をお持ちですか 6. 障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください 7. あなたは療育手帳をお持ちですか 8. あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか 9. あなたは以下の様な障がい・疾患がありますか 10. あなたは現在、医療的ケアを受けていますか 11. あなたが現在受けている医療的ケアをご回答ください 12. あなたは障害支援区分の認定を受けていますか 13. あなたは介護保険の認定を受けていますか
③住まいや暮らしについて	14. あなたは現在どのように暮らしていますか 15. あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか 16. 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか
④日中活動や就労について	17. あなたは、1週間にどの程度外出しますか 18. あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか 19. あなたは、どのような目的で外出することが多いですか 20. 外出する時に困ることは何ですか 21. あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか 22. どのような勤務形態で働いていますか 23. あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか 24. 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか 25. あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか
⑤相談相手などについて	26. あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか 27. あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか
⑥障害福祉サービスなどの利用について	28. あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと思いますか

項目	設問内容
⑦権利擁護について	29. あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか 30. どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか 31. 障害者差別解消法についてご存知ですか 32. 成年後見制度※についてご存じですか
⑧災害時の避難などについて	33. あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか 34. 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか 35. 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか
⑨障がい福祉施策などについて	36. 木更津市の障がい福祉施策で充実してほしいと思うことは何ですか 37. 障害福祉サービス、行政の取組、その他について、何かご意見やご要望がありましたらご記入ください
⑩主に介助・支援されている方の状況について	38. ご本人を主に介助・支援されている方のご本人との関係・年齢・健康状態などについておたずねします 39. 介助・支援において、困りごとはありますか

■調査結果数値の基本的な取扱いについて

<p>①比率は全て百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出している。従って、合計が100％を上下する場合もある。</p> <p>②基数となるべき実数は、“n＝〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100％として算出している。</p> <p>③質問の終わりに【複数回答】とある問は、一人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問である。従って、各回答の合計比率は100％を超える場合がある。</p>

・成年後見制度※：資料編 P.132 を参照

■当事者の属性

(単位：人、%)

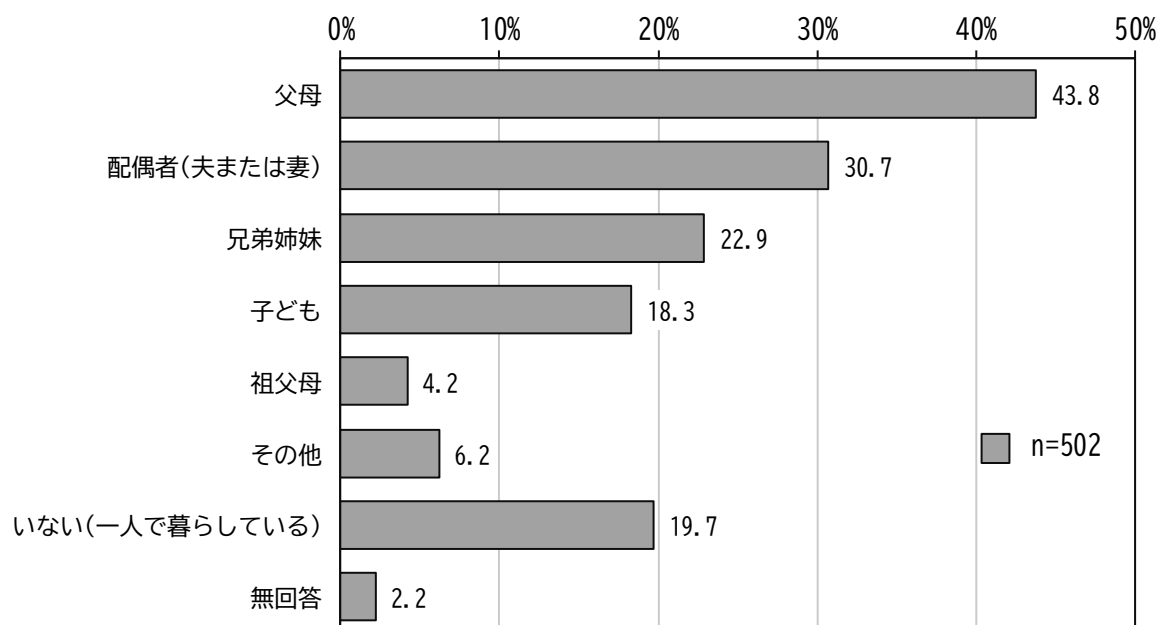
		全体	身体 障がい者	知的 障がい者	精神 障がい者
全体		502	254	151	97
		100.0	50.6	30.1	19.3
年齢	18歳未満	56	10	42	4
		100.0	17.9	75.0	7.1
	18～64歳	341	161	100	80
		100.0	47.2	29.3	23.5
	65歳以上	94	82	5	7
		100.0	87.2	5.3	7.4
手帳の種類	身体障害者手帳	293	246	30	17
		100.0	84.0	10.2	5.8
	療育手帳	163	16	144	3
		100.0	9.8	88.3	1.8
	精神障害者保健福祉手帳	106	7	6	93
		100.0	6.6	5.7	87.7
どのように暮らしているか	一人で暮らしている	55	41	1	13
		100.0	74.5	1.8	23.6
	家族と暮らしている	360	183	109	68
		100.0	50.8	30.3	18.9
	グループホームで暮らしている	23	4	13	6
		100.0	17.4	56.5	26.1
	福祉施設で暮らしている	34	9	21	4
		100.0	26.5	61.8	11.8
	病院に入院している	8	5	2	1
		100.0	62.5	25.0	12.5
	その他	7	5	0	2
		100.0	71.4	0.0	28.6

(2) 調査の結果概要

あなた（宛名の方）のご家族などについて

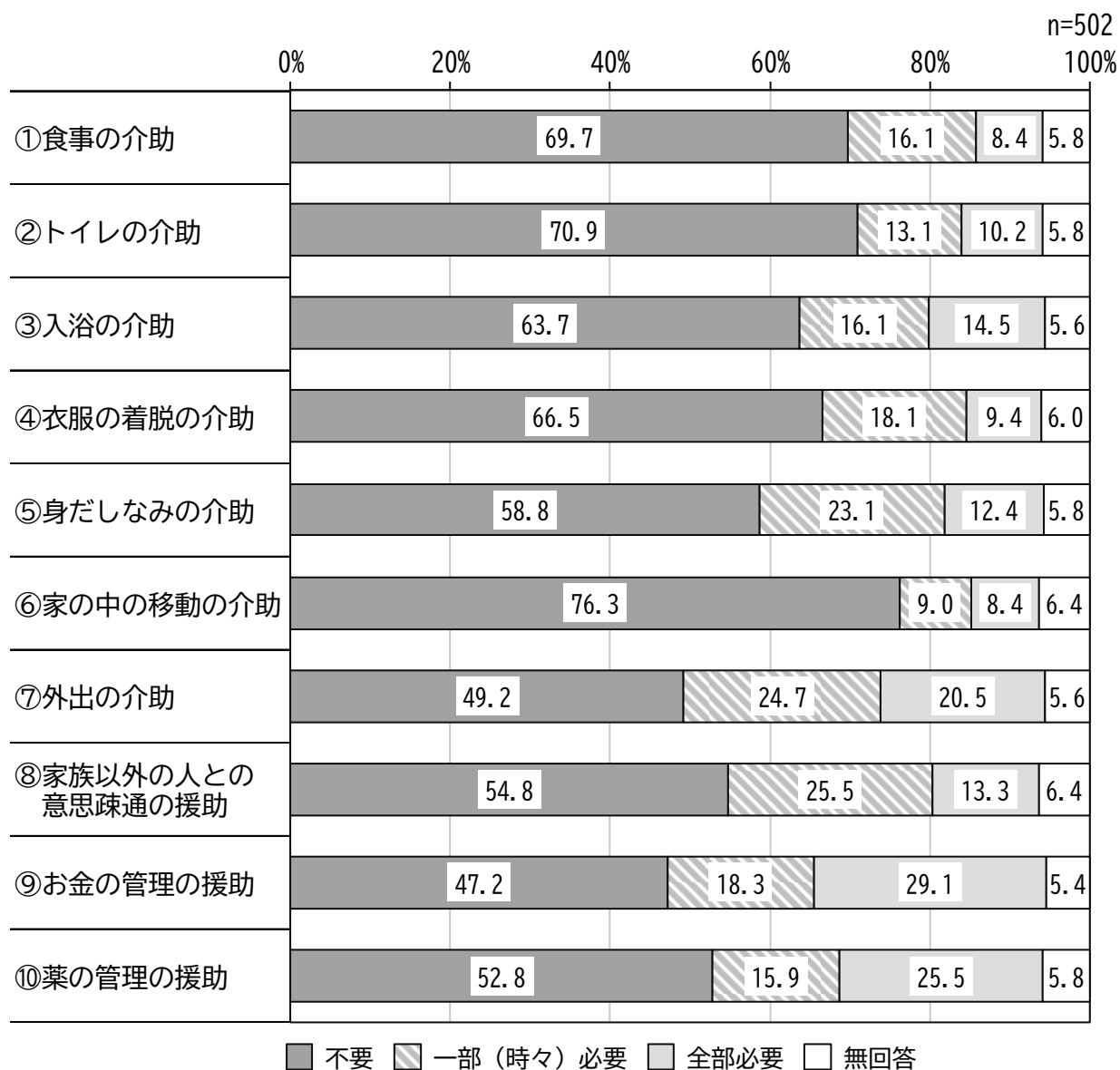
■あなたの家族構成についてお伺いします

一緒に暮らしている人については、「父母」（43.8%）が最も多く、次いで「配偶者（夫または妻）」（30.7%）、「兄弟姉妹」（22.9%）となっており、「いない（一人で暮らしている）」（19.7%）となっています。



■ 日常生活の中で必要と思う支援について

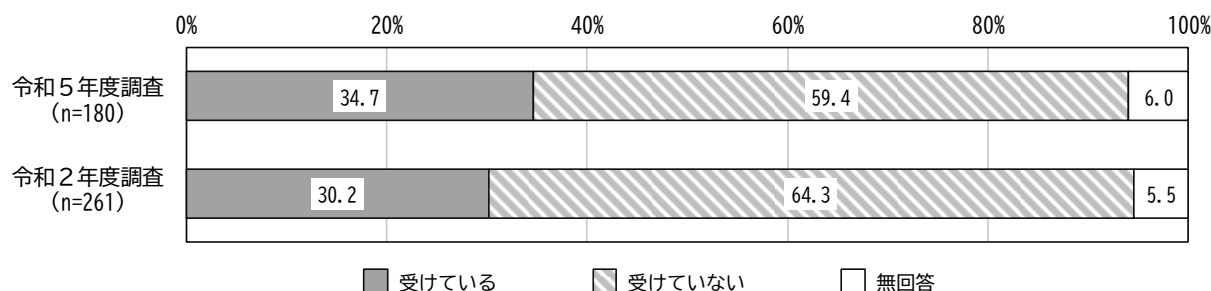
日常生活の中で必要な支援については、「お金の管理の援助」（全部必要：29.1%、一部（時々）必要：18.3%）が最も多く、次いで「外出の介助」（全部必要：20.5%、一部（時々）必要：24.7%）、「薬の管理の援助」（全部必要：25.5%、一部（時々）必要：15.9%）、「家族以外の人との意思疎通の援助」（全部必要：13.3%、一部（時々）必要：25.5%）と続いています。



あなたの障がいの状況について

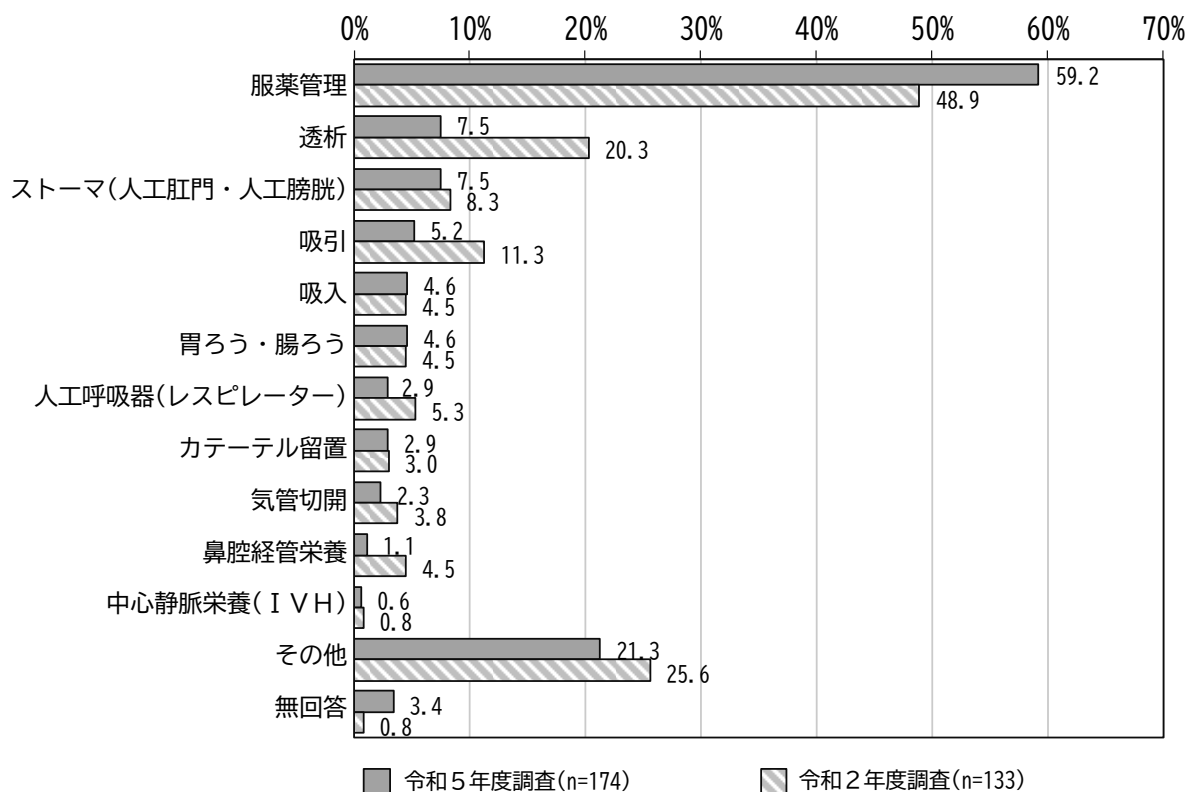
■あなたは現在医療的ケアを受けていますか

現在医療的ケアを受けているかについては、「受けていない」（59.4%）、「受けている」（34.7%）となっています。令和2年度調査と比べ、「受けている」の割合が4.5%増加しています。



■あなたが現在受けている医療的ケアをご回答ください

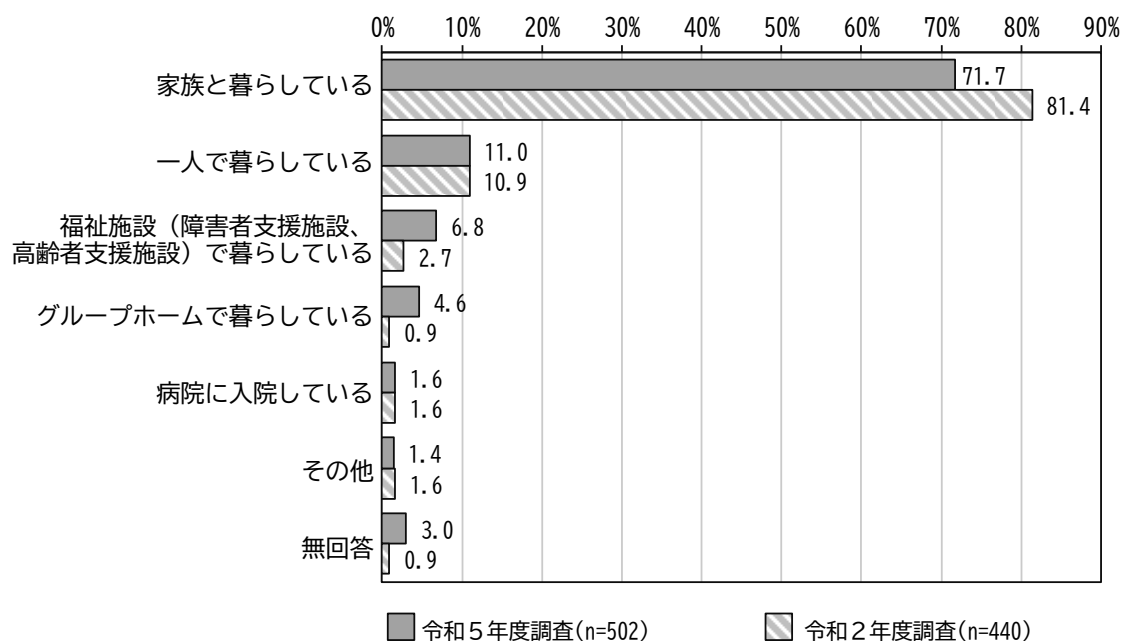
現在医療的ケアを受けている人の内容については、「服薬管理」（59.2%）、「透析」、「ストーマ（人工肛門・人工膀胱）」（7.5%）、「吸引」（5.2%）となっています。令和2年度調査と比べると、「服薬管理」が多くなっている一方、「透析」、「吸引」などで少なくなっています。



住まいや暮らしについて

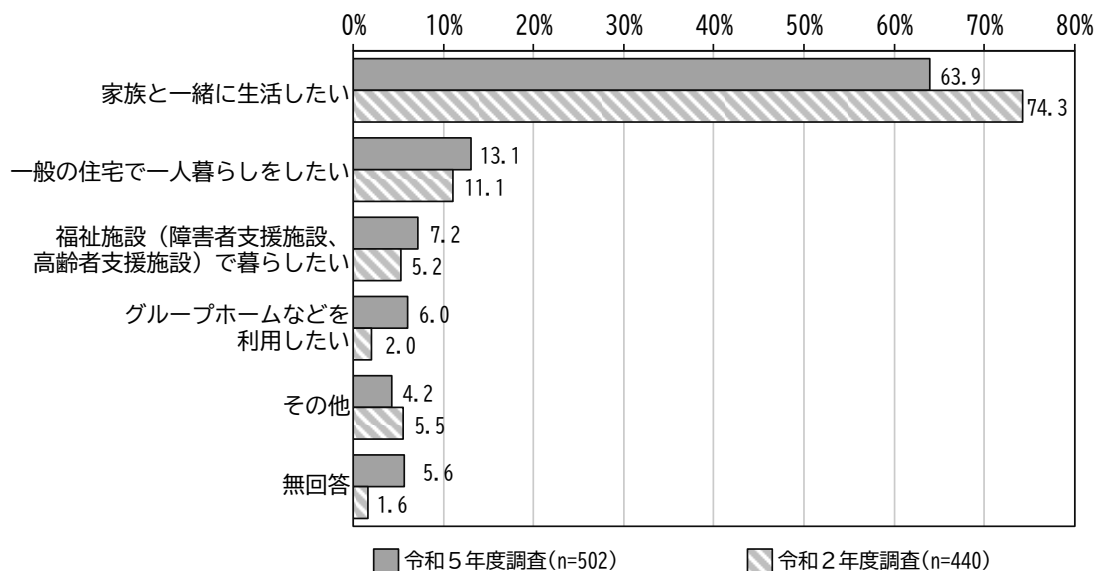
■あなたは現在どのように暮らしていますか

どのように暮らしているかについては、令和2年度調査と比べて「家族と暮らしている」の割合が約1割少なくなっている一方、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」や「グループホームで暮らしている」の割合が多くなっています。「一人で暮らしている」の割合はほぼ変化がありません。



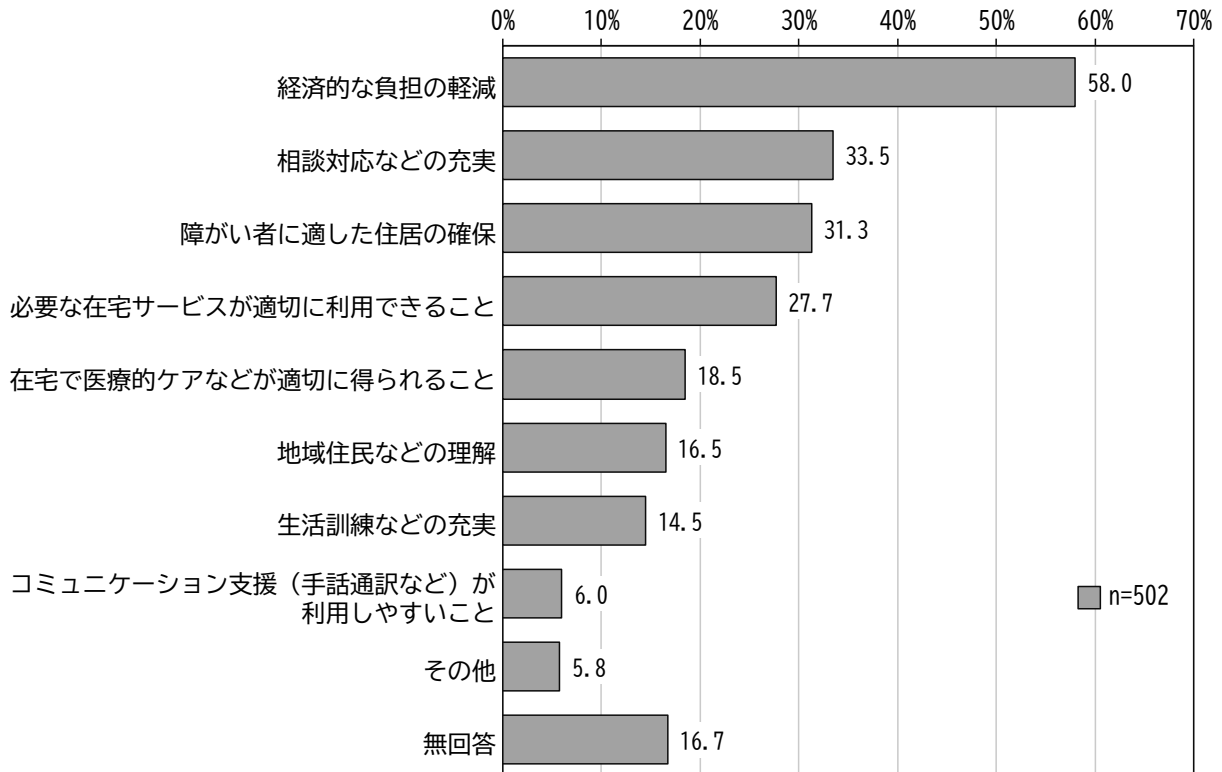
■あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか

今後3年以内にどのような暮らしをしたいかについては、令和2年度調査と比べて、「家族と一緒に生活したい」が約1割少なくなっており、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」、「グループホームなどを利用したい」では若干多くなっています。



■希望する暮らしを送るためにはどのような支援があればよいと思いますか

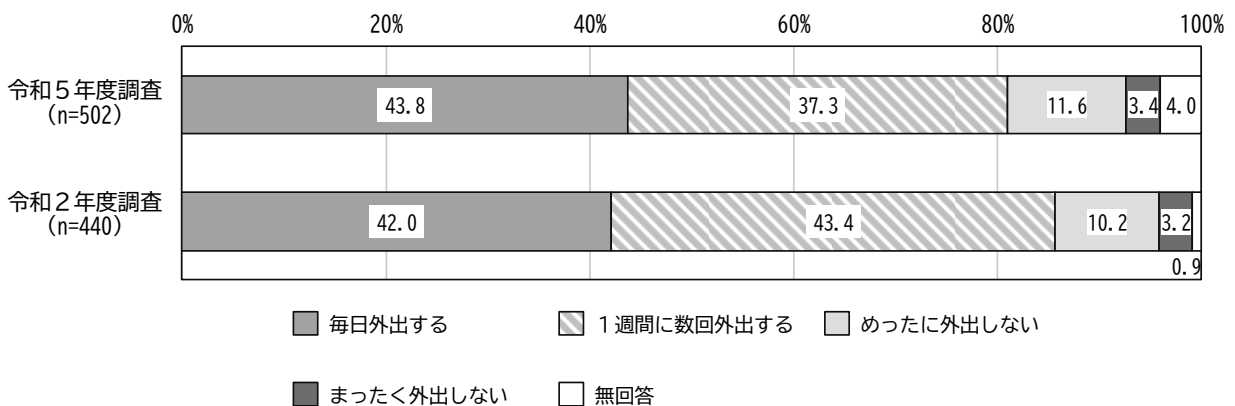
希望する暮らしを送るための支援については、「経済的な負担の軽減」（58.0%）が最も多く、次いで「相談対応などの充実」（33.5%）、「障がい者に適した住居の確保」（31.3%）となっています。



日中活動や就労について

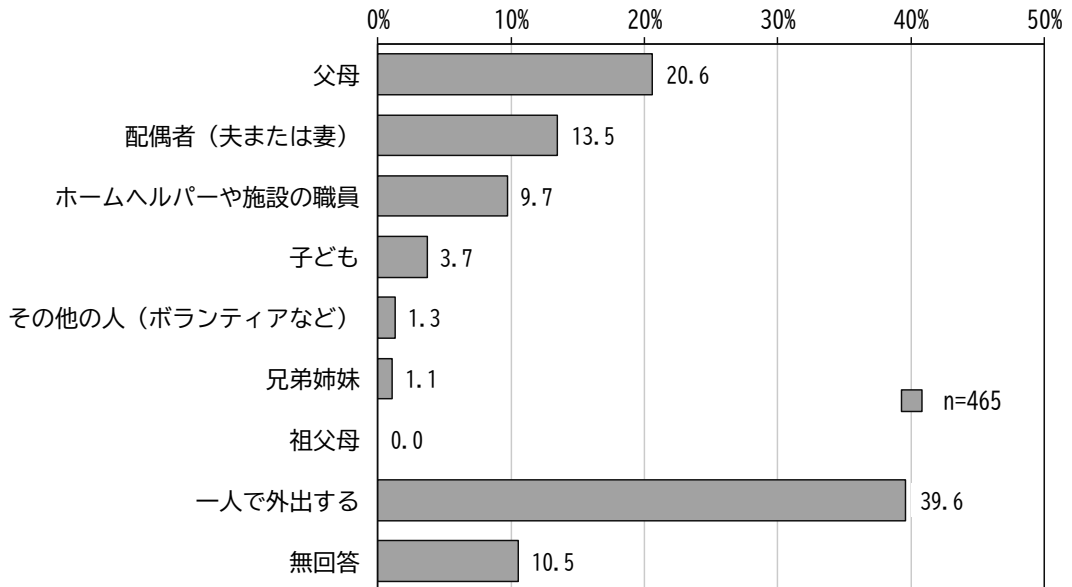
■あなたは1週間にどの程度外出しますか

1週間にどの程度外出するかについては、令和2年度調査と同様の傾向となっており、「毎日外出する」（43.8%）、「1週間に数回外出する」（37.3%）で、合計8割以上の回答となっています。



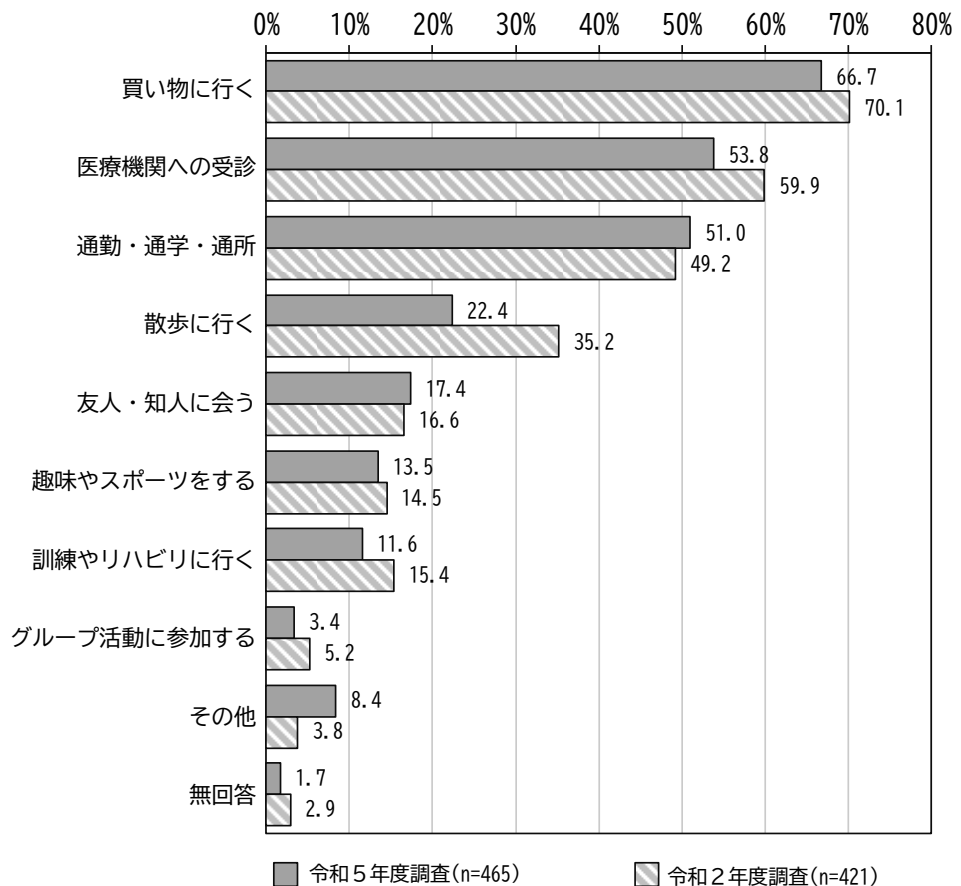
■あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか

外出する際の主な同伴者については、「一人で外出する」（39.6%）が最も多く、次いで「父母」（20.6%）、「配偶者（夫または妻）」（13.5%）となっています。



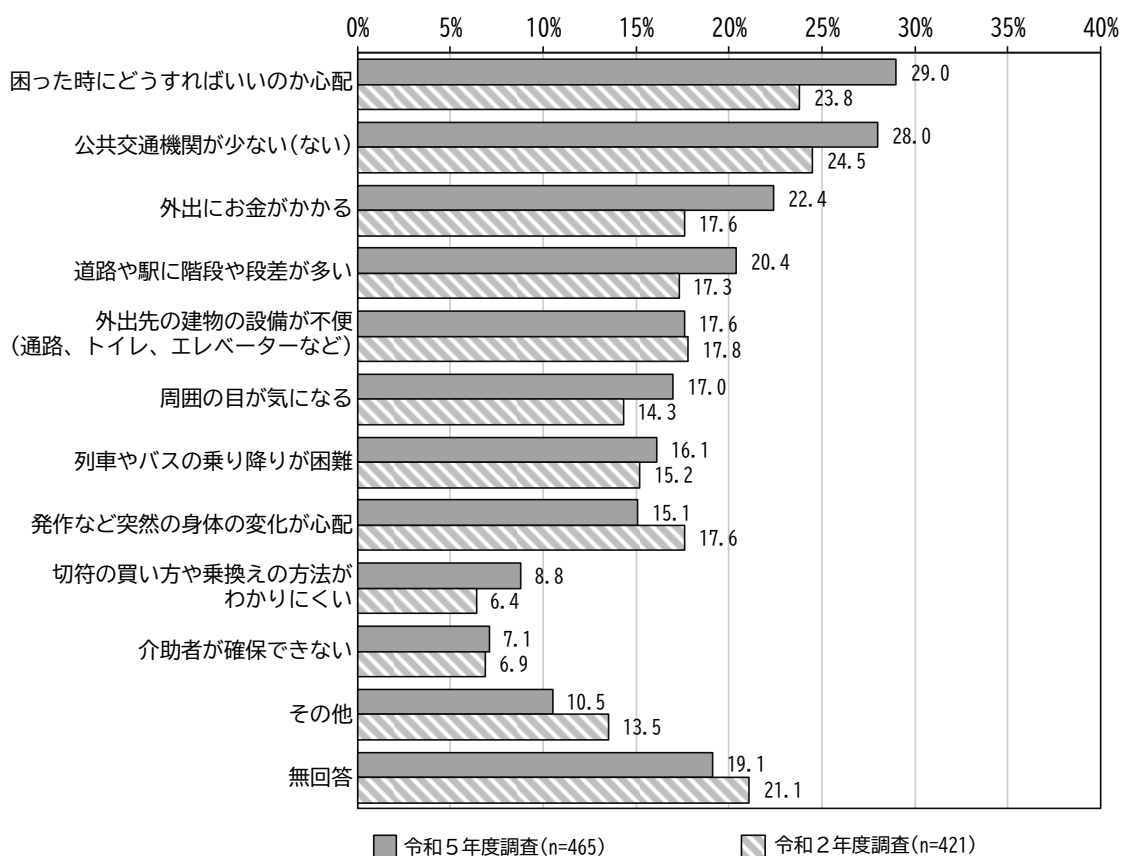
■あなたは、どのような目的で外出することが多いですか

外出の目的については、令和2年度調査と比べ、多くの項目で減少しており、「買い物に行く」（66.7%）、「医療機関への受診」（53.8%）、「通勤・通学・通所」（51.0%）となっています。



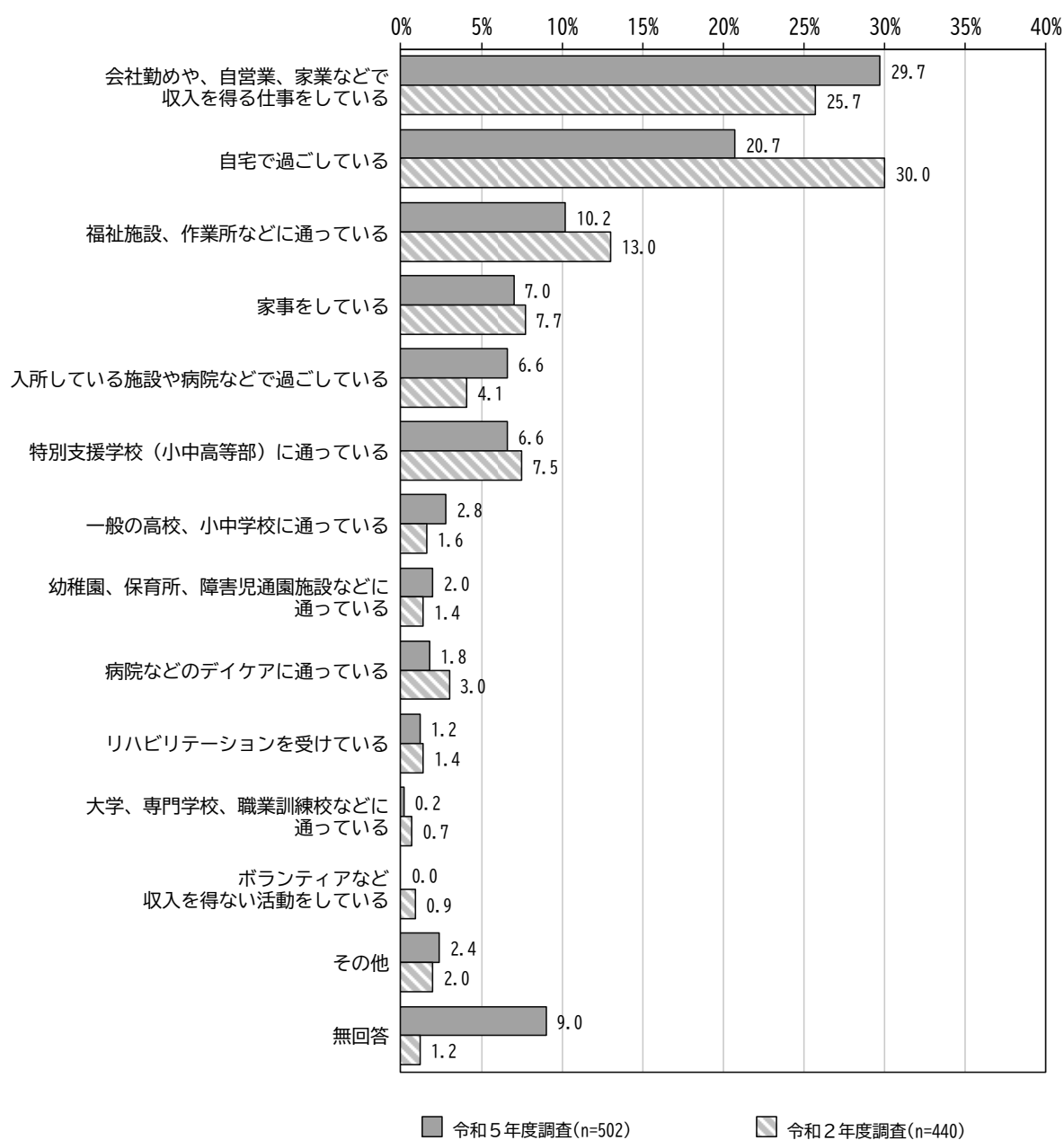
■外出する時に困ることは何ですか

外出する時に困ることについては、令和2年度調査と比べて多くの項目で増加しています。特に「困った時にどうすればいいのか心配」や「公共交通機関が少ない(ない)」、「外出にお金がかかる」などが多くなっています。



■あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

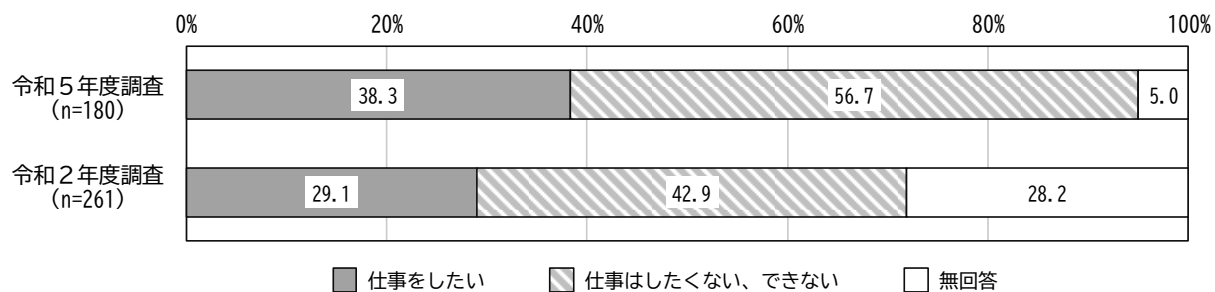
平日の日中を主にどのように過ごしているかについては、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」（29.7%）、「自宅で過ごしている」（20.7%）、「福祉施設、作業所などに通っている」（10.2%）の順となっています。令和2年度調査と比べて「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が多くなっている一方、「自宅で過ごしている」、「福祉施設、作業所などに通っている」、「家事をしている」などが少なくなっています。



※「家事をしている」は、令和2年度調査では「専業主婦（主夫）をしている」となっています。

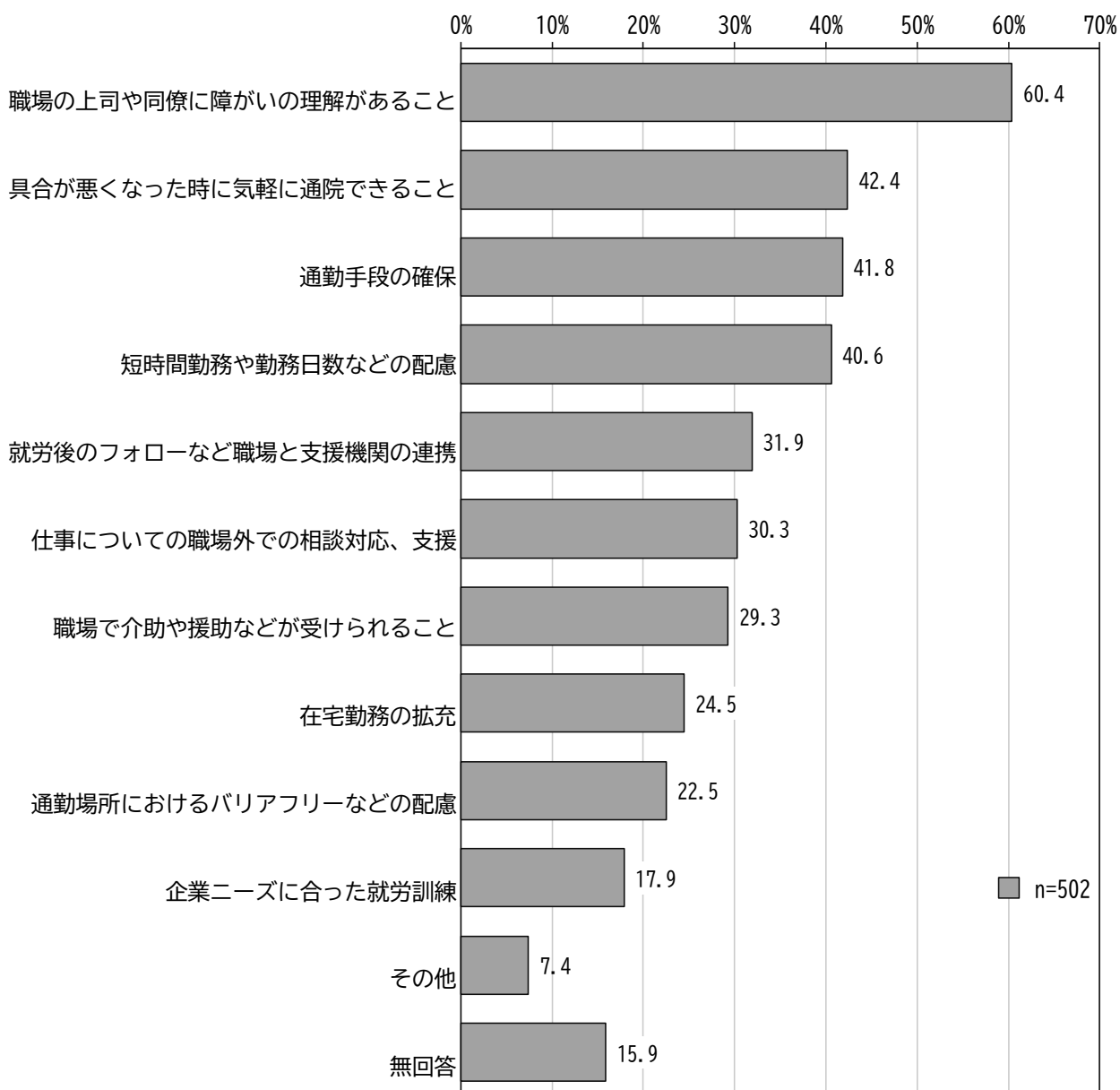
■あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思えますか

今後、収入を得る仕事をしたいと思うかについては、令和2年度調査と比べて「仕事をしたい」は9.2%多くなっている一方、「仕事はしたくない、できない」も13.8%多くなっています。



■あなたは障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか

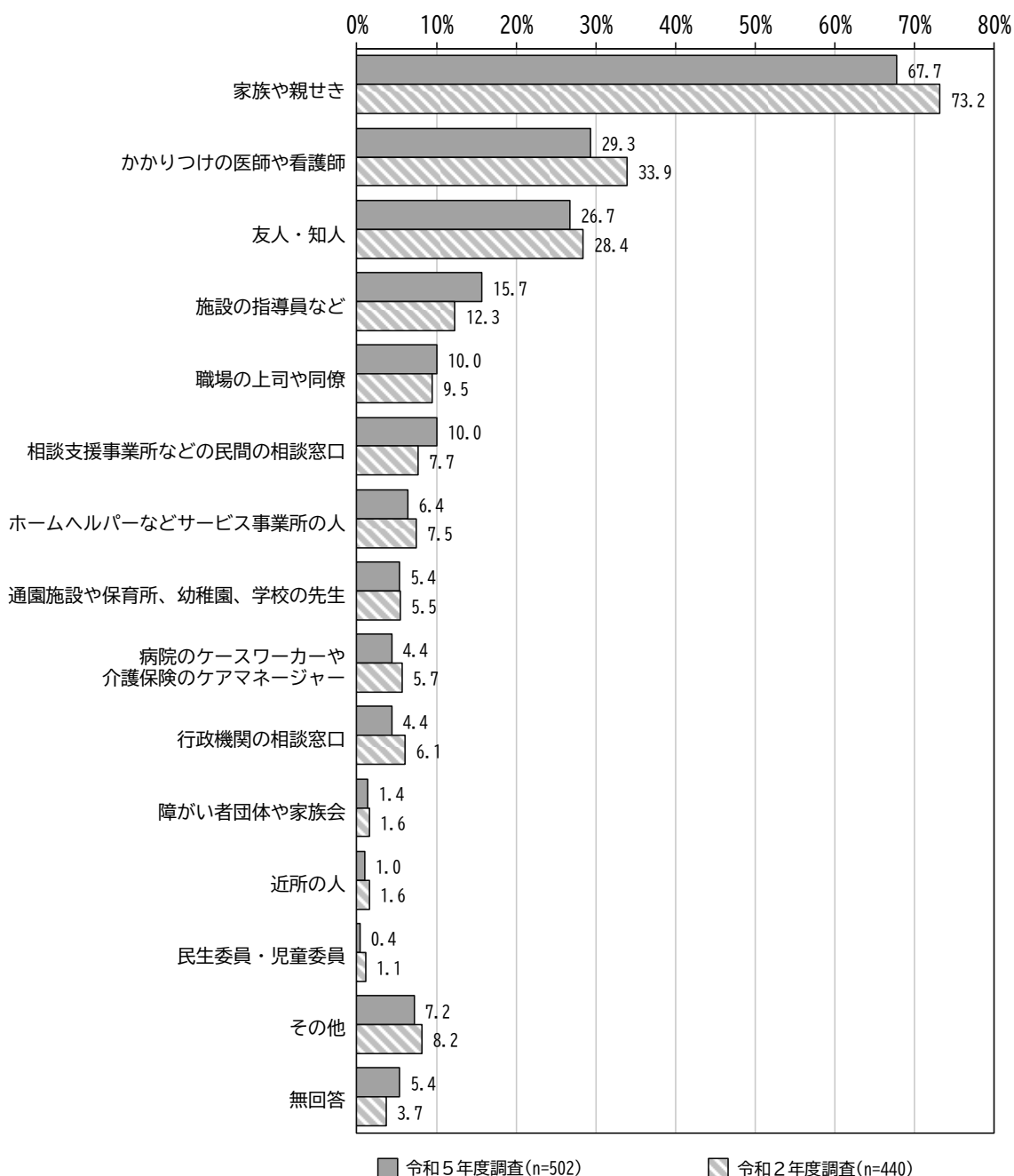
就労支援として必要と思うことについては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」（60.4%）が最も多く、次いで「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」（42.4%）、「通勤手段の確保（41.8%）」となっており、医療体制や移動支援の充実を求める結果となっています。



相談相手などについて

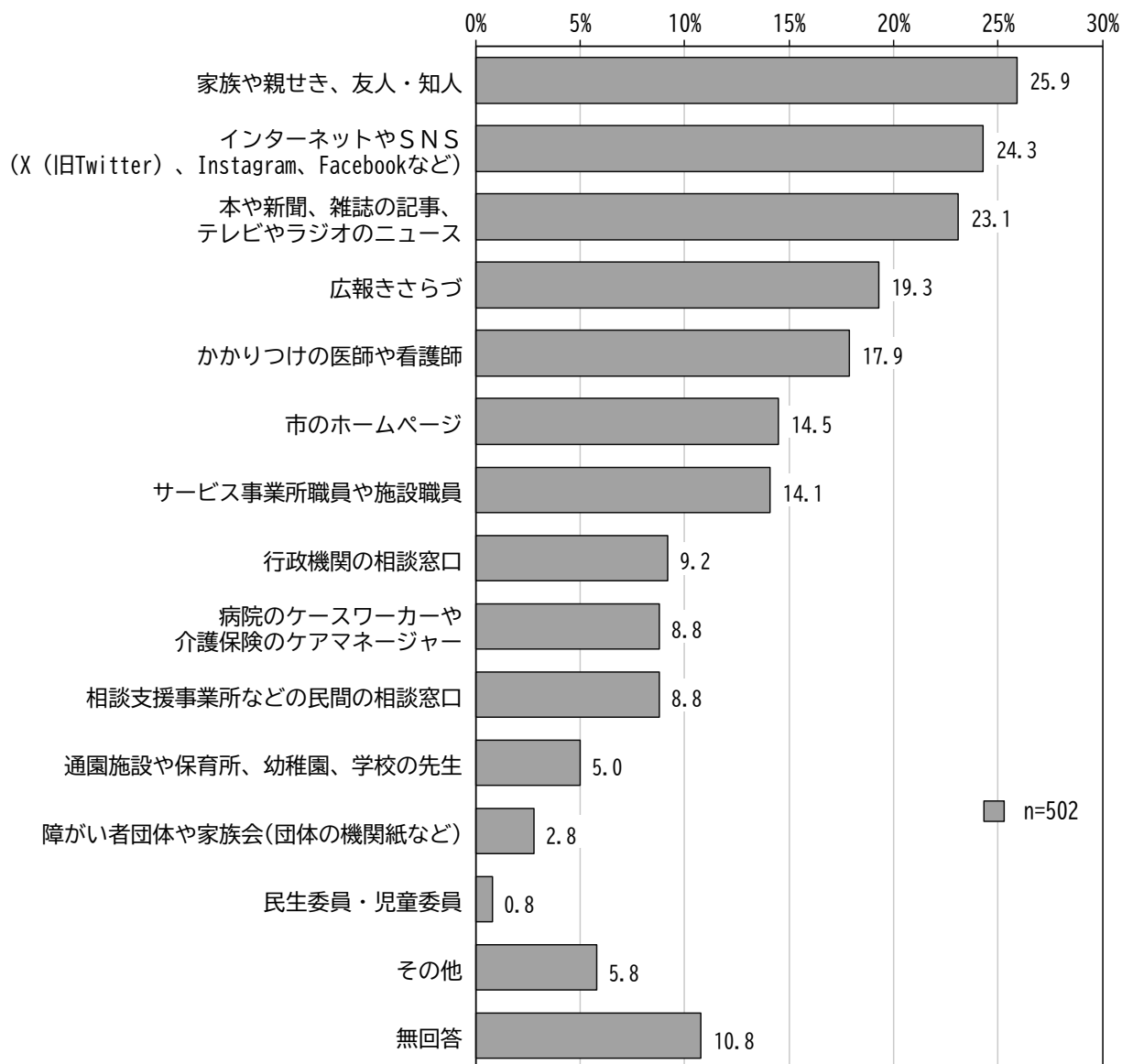
■あなたは普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか

普段、悩みや困ったことを相談する相手については、「家族や親せき」(67.7%)が最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」(29.3%)、「友人・知人」(26.7%)となっており、令和2年度調査と同様、普段接する人に相談を行う結果が出ています。



■あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか

情報の入手先については、「家族や親せき、友人・知人」（25.9%）が最も多く、次いで「インターネットやSNS（X（旧Twitter）、Instagram、Facebookなど）」（24.3%）、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」（23.1%）となっています。



障害福祉サービスなどの利用について

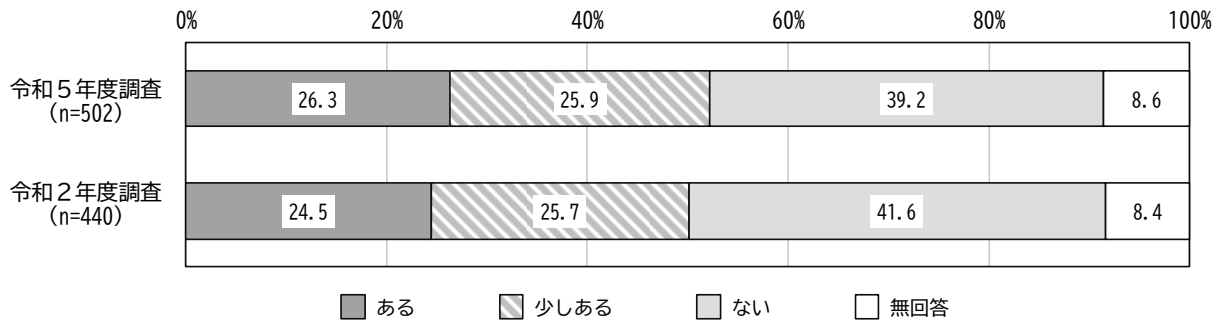
■あなたが利用したいと思う障害福祉サービスをご回答ください

障害福祉サービスの利用意向の状況については、以下の通りで、「障がい者や家族の相談に応じ情報提供などを行う支援」や「外出時の付き添いや支援（行動援護・同行援護・移動支援）」の利用意向が多くなっています。



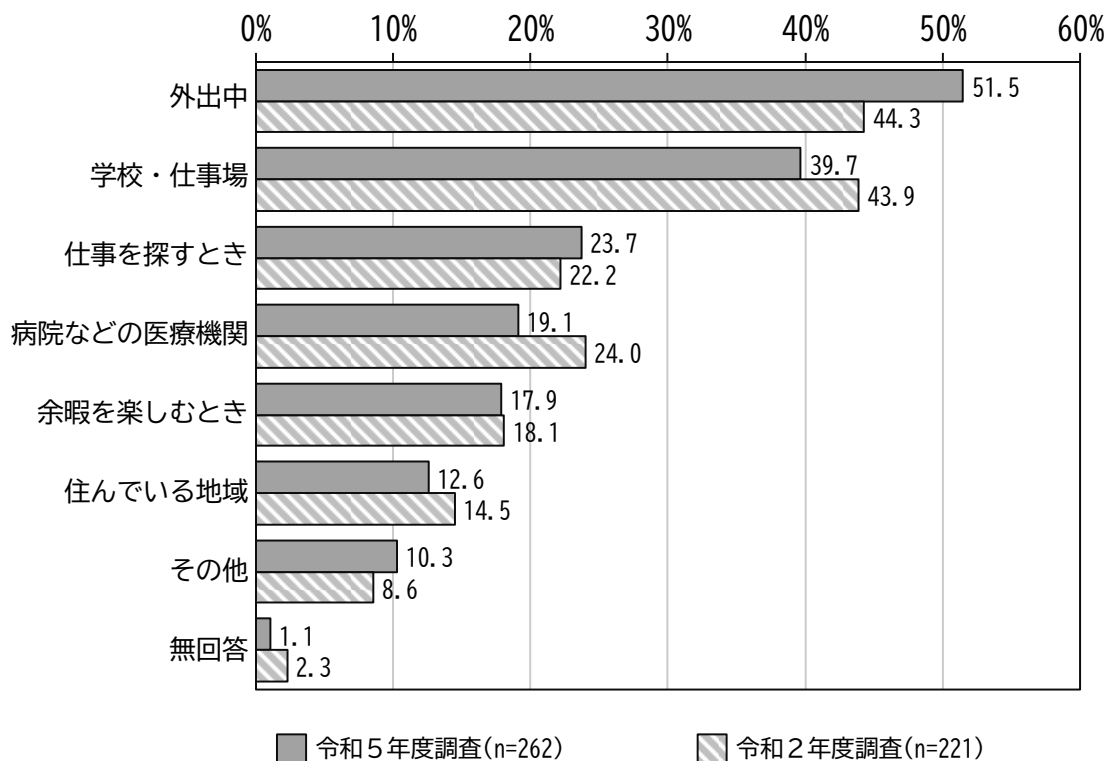
権利擁護について

- あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか
障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）かについては、令和2年度調査と同様の傾向となっており、「ある」(26.3%)、「少しある」(25.9%)で、合わせると約5割の人があると回答しています。



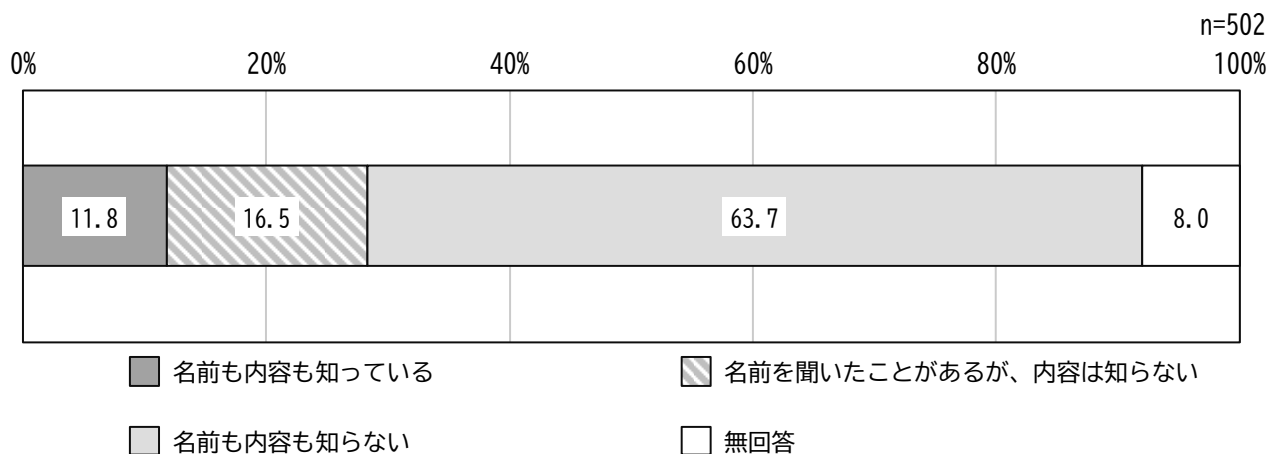
- どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか

差別や嫌な思いをした場所については、「外出中」(51.5%)、「学校・仕事場」(39.7%)、「仕事を探すとき」(23.7%)となっています。令和2年度調査と比べると、「外出中」が多くなっている一方、「学校・仕事場」、「病院などの医療機関」などが少なくなっています。



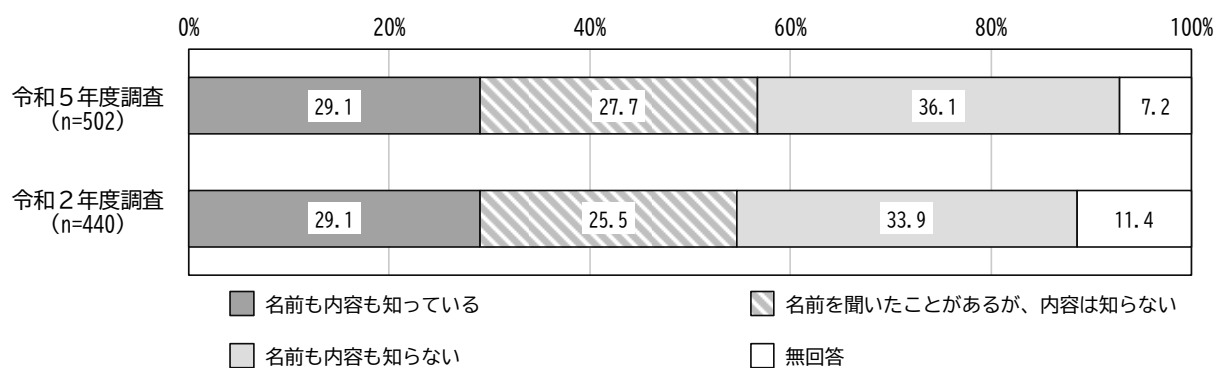
■障害者差別解消法についてご存じですか

障害者差別解消法については、「名前も内容も知っている」(11.8%)、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(16.5%)、「名前も内容も知らない」(63.7%)となっています。



■成年後見制度についてご存じですか

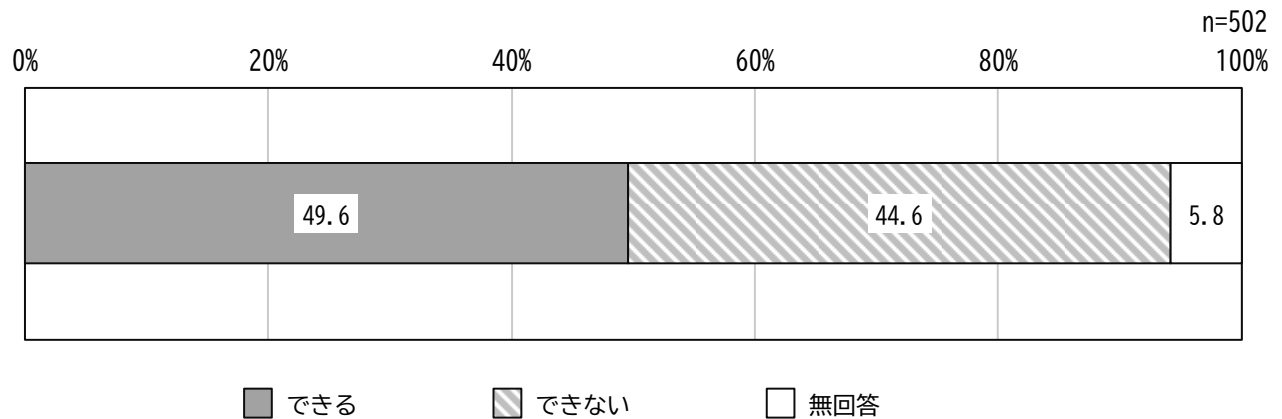
成年後見制度については、令和2年度調査と同様の傾向となっており、「名前も内容も知っている」(29.1%)、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」(27.7%)、「名前も内容も知らない」(36.1%)となっています。



災害時の避難などについて

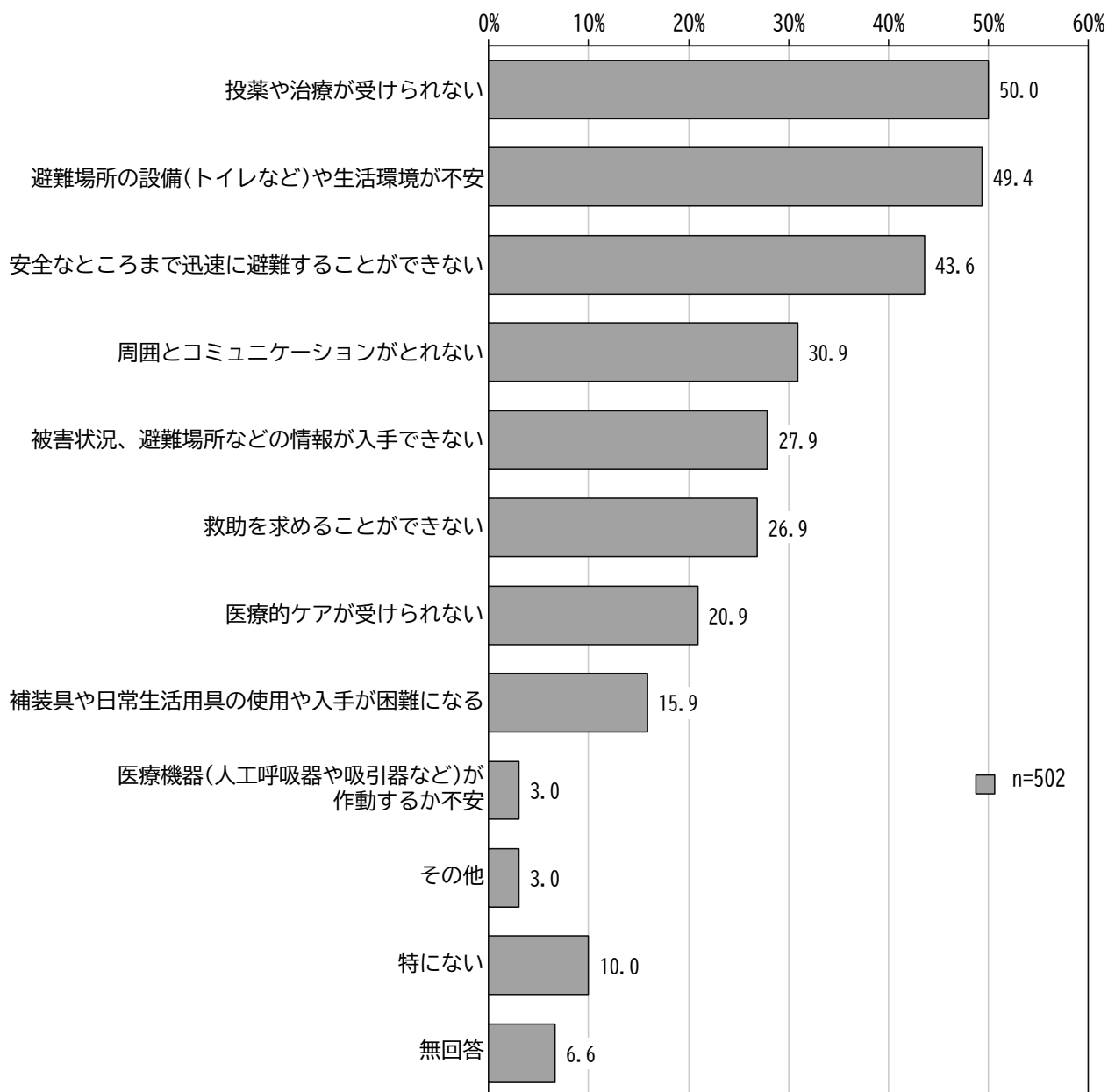
■あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか

火事や地震などの災害時に一人で避難できるかについては、「できる」(49.6%)、「できない」(44.6%)となっています。



■火事や地震などの災害時に困ることは何ですか

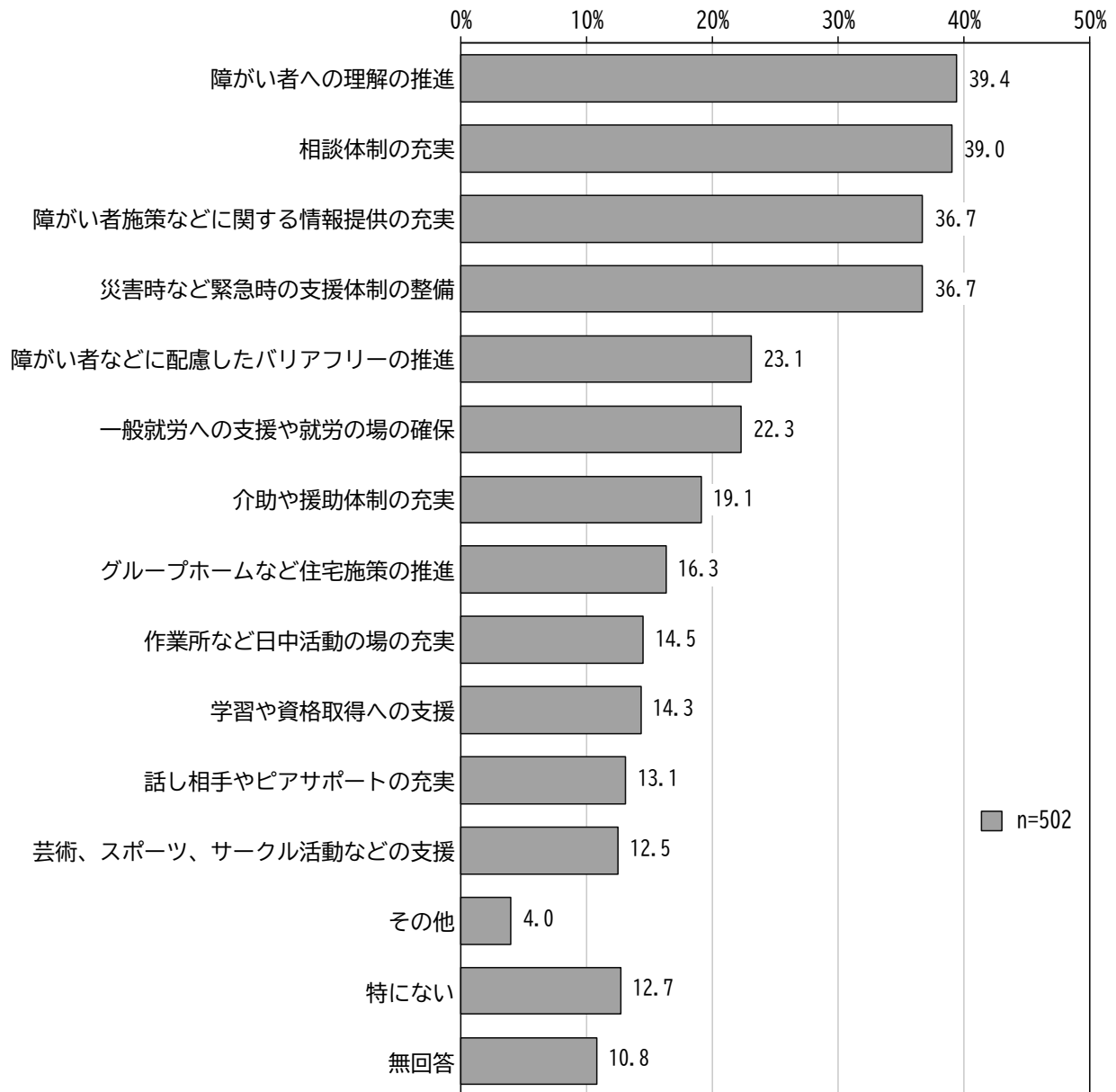
災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」(50.0%)が最も多く、次いで「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」(49.4%)、「安全なところまで迅速に避難することができない」(43.6%)となっています。



障がい福祉施策などについて

■本市の障がい福祉施策で充実して欲しいと思うことは何ですか

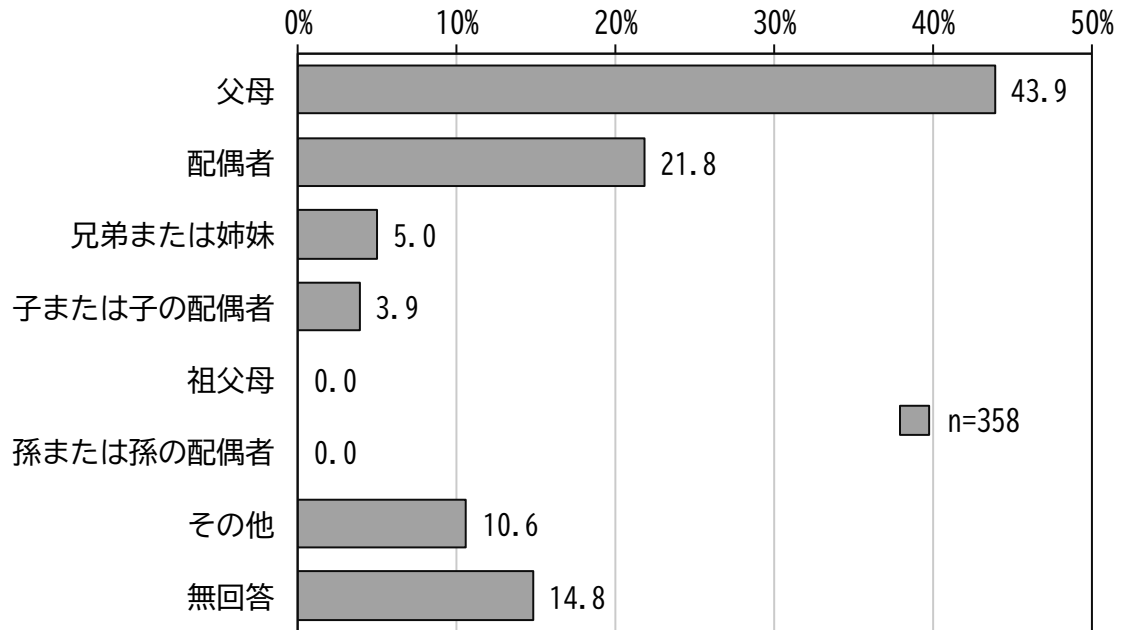
本市の障がい福祉施策で充実して欲しいと思うことについては、「障がい者への理解の推進」(39.4%)と最も多く、次いで「相談体制の充実」(39.0%)、「障がい者施策などに関する情報提供の充実」及び「災害時など緊急時の支援体制の整備」(各36.7%)となっています。



主に介助・支援されている方の状況について

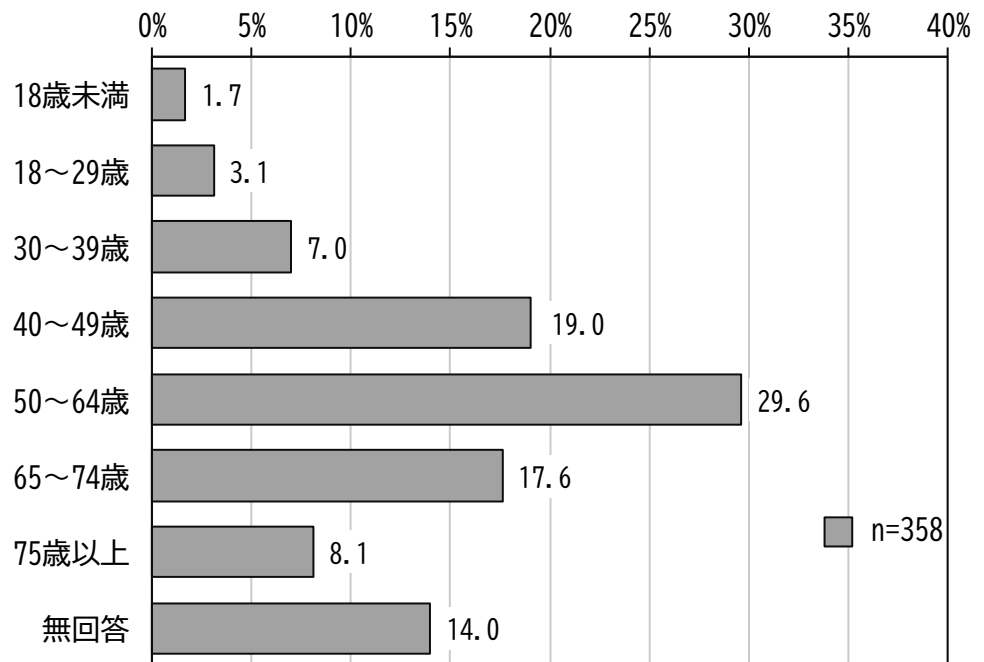
■ご本人からみた関係

支援・介助されている人については、「父母」（43.9％）が最も多く、次いで「配偶者」（21.8％）、「兄弟または姉妹」（5.0％）となっています。



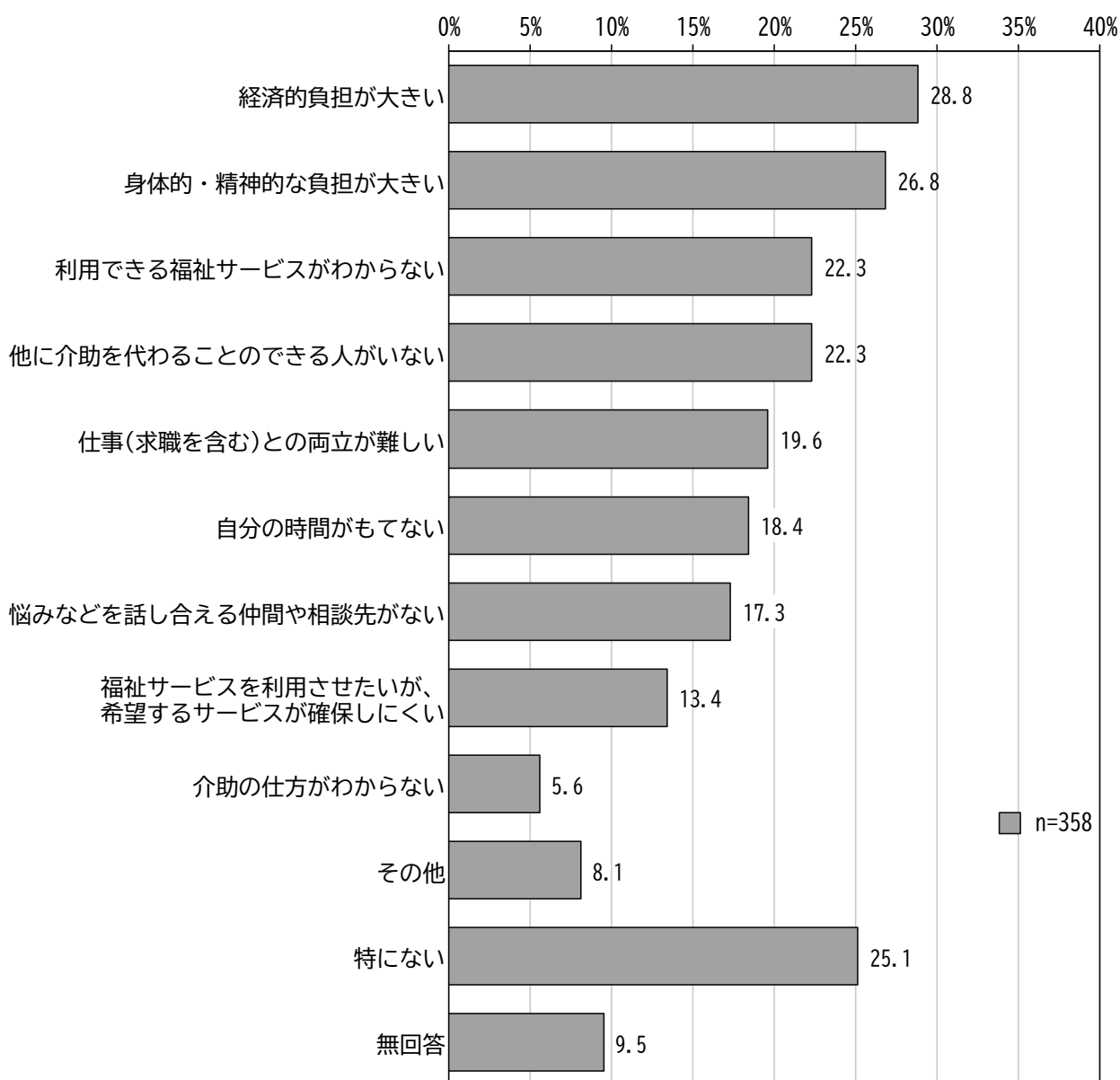
■年齢

支援・介助されている人の年齢については、「50～64歳」（29.6％）が最も多く、次いで「40～49歳」（19.0％）、「65～74歳」（17.6％）となっています。



■ 介助・支援での困りごと

支援・介助において困ることについては、「経済的負担が大きい」(28.8%)が最も多く、次いで「身体的・精神的な負担が大きい」(26.8%)、「利用できる福祉サービスがわからない」及び「他に介助を代わることのできる人がいない」(各 22.3%)となっています。



第3章 障がいのある人を取り巻く課題の整理

障がいのある人の状況や障がい者施策の動向、アンケート調査結果にみる障がいのある人のニーズなどから、本プランにおいて重点的に取り組むべき課題を次のとおり整理します。

課題Ⅰ：障がいのある人への理解の推進

アンケート調査結果の、希望する暮らしを送るために必要な支援については、「地域住民などの理解」が16.5%となっています。また外出時の困りごとでも、「周囲の目が気になる」が17.0%の回答となっており、障がいに対する理解促進が求められています。

障がいのある人への差別や虐待に関しては、社会全体で障がいのある人を取り巻く現状を理解しようとする意識がなければ、解決に結びつかない問題となっています。

ボランティア活動などの交流の場を通して障がいや障がいのある人に対する理解の推進を図り、地域福祉の視点から「我が事」として障がいのある人を社会全体で支える地域づくりを進めていく必要があります。

課題Ⅱ：障害福祉サービスの提供基盤の整備

アンケート調査結果において、現在利用中のサービスと、今後利用したいサービスでは上位3つが全て異なっており、今後利用したいの回答が多い、「相談・情報提供支援」、「行動援護・同行援護・移動支援」、「自立生活援助」においては、今後も利用ニーズが増加することが見込まれるため、引き続き支援体制の充実を図る必要があります。

また、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時に対応ができる支援体制を構築する必要があります。

課題Ⅲ：社会参加・就労の促進

アンケート調査結果の就労に際して必要と思う支援については、全ての障がい種別で「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も多くなっており、職場内での障がいのある人への正しい理解が喫緊の課題となっています。就労後についても、障がいのある人が継続して働けるよう職場との調整や環境の整備、生活全般を含めた総合的支援が必要となっています。

また余暇における活動は、自分自身を成長させ、生活を豊かにするきっかけとなりますが、アンケート調査結果では、趣味やスポーツ、グループ活動に参加している人は約17%に留まっています。障がいのあるなしにかかわらず、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動へ気軽に参加できるよう、情報の周知促進や機会の充実を図り、誰もが等しく社会活動に参加できる機会を享受できる地域づくりを目指す必要があります。

課題Ⅳ：安心・安全な暮らしを送ることができる生活環境の整備充実

障がいのある人が、地域の中で安心して日常生活を送り、社会の様々な分野に積極的に参加していくためには、暮らしやすい生活環境が整備されることが不可欠です。このため、引き続き、住宅・駅・公共施設や道路などのバリアフリー化の推進や移動支援の充実などを図っていく必要があります。

また、災害時においては、避難場所の設備や生活環境、必要な医療的ケア、避難場所までの移動などに対する不安の解消を図ることが重要となります。今後も避難先の整備を図りつつ、災害発生時における安心・安全の確保などに向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

さらに、防災対策の充実と併せて、複雑・凶悪化の傾向がみられる犯罪に対する防犯力の強化、感染症を防ぎながら自分らしい生活を送るための新しい生活様式に対応した暮らしの推進など、日頃から地域団体などとの連携を図りながら、安心・安全な暮らしの基盤づくりに取り組む必要があります。

課題Ⅴ： 障がいのある子どもへの支援の充実

障がい及びその疑いのある子どもに対して、早い段階での適切な支援の実施及び切れ目のない支援を実施してきましたが、アンケート調査結果の自由意見では、子どもの預け先が少ない（ない）ことや健康面に対する不安の声があがっており、地域においても、障がいのある子どもの受け入れ先や支援者の人材不足などの課題に直面していることも事実です。

また、障がい及びその疑いのある子どもをサポートする保護者からの意見では、仕事との両立や将来の生活に対する不安の声があがっています。

今後も、障がいのある子どもが増加傾向に推移することも踏まえ、各種関係機関との連携を図りながら、その子どもの状態や取り巻く環境をきめ細かく把握し、ライフステージ※に応じた切れ目のない支援の提供が求められます。

同時に、不安や悩みを抱えている保護者に対してもできる限り早期に対応できるように、引き続き相談支援体制の強化を図る必要があります。

課題Ⅵ： 相談体制、情報提供体制の充実

アンケート調査結果によると、障がいのある人の主な相談先は、家族、かかりつけの医師、友人及び施設の職員など、生活に身近な人への相談が多くなっています。

今後、障がいに関する相談内容がより複雑化することを踏まえると、行政の相談窓口や相談支援事業所などに対して、より専門性の高い対応が求められることが想定されます。今後は関係機関と連携しながら質の向上を図ると共に、相談先の周知や利用しやすくなるような施策を推進するほか、計画相談員などの人材の確保するための方策を検討し、必要な人が必要な支援に結びつくような相談支援及び情報提供の体制を構築します。

・ ライフステージ※：資料編 P.135 を参照

第2部 障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

本市は「魅力あふれる 創造都市 きさらづ」を将来都市像として、木更津市基本構想の基本方向の1つである「安心・安全でいきいきとした暮らしづくり」を目標に各種福祉施策を推進しています。

「第5次きさらづ障がい者プラン」においては、福祉のまちづくりの目標を基本に、障がいのある人の基本的人権が尊重され、乳幼児期から高齢期に至るライフステージにおいて、障がいのある人が地域の中で自立した生活が営めるよう「ノーマライゼーション※」と「リハビリテーション※」の理念のもと、『自立と、共に支え合うまち・きさらづ』を基本目標として掲げ、障がいのある人だけでなくその家族、地域社会、行政が連携し、共にいきいきと暮らせるまちづくりを進めてきました。

本プランにおいても、この基本目標を継承し、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

『自立と、共に支え合うまち・きさらづ』

・ノーマライゼーション※：資料編 P.134 を参照 ・リハビリテーション※：資料編 P.135 を参照

2 基本施策

基本目標を踏まえ、障がいのある人を取り巻く課題の克服に向けて6つの基本施策を掲げ、計画的に施策を実施します。

(1) みんなが理解し合えるまちづくり

差別の解消や合理的配慮の提供について、積極的な周知・啓発を図ると共に、障がいのある人への虐待・差別防止に努めます。

また、全ての人がお互いに理解し、支え合う地域づくりを推進するために、障がいのある人を支えるボランティアやNPO、障がい者団体、地域自立支援協議会の活動の活性化を促し、地域での交流の促進を図ります。

(2) 自立した生活をおくれるまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で安心した生活を送るため、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えつつ、障がいのある人が地域で自立した生活を送るために必要な住まいの確保や多様な在宅福祉サービスの提供に加え、外出支援の充実や保健・福祉・医療制度の推進など、日常生活全般を包括的に支援する体制を整備します。

(3) 充実し生きがいのあるまちづくり

就労に関する支援の充実や関連機関との連携の強化を図ります。

また、障がいのある人が心豊かな生活を送れるよう、生涯教育の場の充実を図ると共に、障がいのあるなしにかかわらず、スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動などの幅広い活動に参加できるための必要な支援の実施及び環境整備を推進します。

(4) 安心で安全に暮らせるまちづくり

どのような障がいがあっても地域の中で安心して安全に生活できるように、「ユニバーサルデザイン※」の視点を取り込み、公共施設のバリアフリー化を推進します。

また、災害時における障がいのある人の安全確保を図るために、あらゆる媒体を通して防災情報システムの充実に努めると共に、福祉避難所での受け入れ体制の強化や介助員の確保など、障がいのある人が不自由なく利用できるような支援体制を整備します。

(5) 健やかな成長を支援するまちづくり

成長が気になる子どもたちが、持てる能力を十分に発揮し、自立を目指すため、保健・医療・福祉・教育などの各種施策の円滑な連携により、障がいの早期発見・早期療育の体制の充実に努めます。

また、障がいのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、社会環境や一人ひとりの障がいの状況に応じた療育体制、教育支援体制、保護者を支援する体制の強化を図ります。

(6) 総合的な支援のあるまちづくり

障がいのある人が必要な情報を入手することにより、自分のニーズに合ったサービスを自ら選択し、意思疎通支援者や相談支援専門員などの人材確保・育成を推進することやICT機器を利活用することで、より良いサービスを受けることができるように、情報提供の充実及び相談支援体制の強化を図ります。

また、市民ボランティアや保健・医療・福祉・教育などとの連携をより一層強め、それぞれの役割を検討し、総合的な支援ネットワークの充実に努めます。

・ユニバーサルデザイン※：資料編P.135を参照

3 施策の体系

基本目標の実現に向け、各分野や関係機関などと連携し、「基本施策」「関連施策」の展開を図ります。

【基本目標】

【基本施策】

【関連施策の体系】

『自立と、共に支え合うまち・きょうらび』

1 みんなが理解し合える
まちづくり



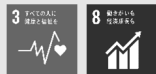
- ① 理解を深める活動の推進
- ② 福祉教育の充実
- ③ 交流・ふれあいの拡充
- ④ ボランティア活動やNPO活動の推進
- ⑤ 地域福祉の基盤づくりの推進

2 自立した生活をおくれる
まちづくり



- ① 保健・医療・リハビリテーションの推進
- ② 在宅福祉サービスの充実
- ③ 居住支援の充実
- ④ 人権・権利擁護の推進
- ⑤ 経済的支援の充実

3 充実し生きがいのある
まちづくり



- ① 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実
- ② 就労支援と就労の場の拡充
- ③ 日中活動の場づくり

4 安心して安全に暮らせる
まちづくり



- ① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- ② 移動・交通手段の整備改善
- ③ 防災・防犯対策の充実

5 健やかな成長を支援する
まちづくり



- ① 障がいの早期発見・早期療育の推進
- ② 誰でも受けやすい教育環境の充実

6 総合的な支援のある
まちづくり



- ① 相談体制の充実
- ② 関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
⑧ 障がいに関するシンボルマークなどの周知・啓発	<p>障がいについて分かりやすく表示したシンボルマークの理解を深め、必要とする人に適切な配慮がされるよう、周知・啓発を図ります。</p> <p>ヘルプマーク、ヘルプカードの周知を図ると共に、特別支援学校や就労支援事業所などで活用方法を周知し、緊急時の活用を促進します。</p> <p>ヘルプマークの周知を図る一環として、使用方法を工夫するなどの取組を検討します。</p> <p>障がいへの理解をさらに促進するため、アートとのコラボにより木更津デザイン版のヘルプマークなどの作成を検討します。</p>	障がい福祉課 地域自立支援協議会
⑨ 投票所における配慮	投票所において、案内方法や投票設備の設置など、障がいのある人に配慮した投票環境の充実を図ると共に、移動に支援が必要な人に配慮したバリアフリー化に努めます。	選挙管理委員会

(2) 福祉教育の充実



■ 施策の方針

障がいのある人の人権について理解を深め、一人ひとりの「心の壁」を取り除くためには、就学前教育や学校教育の中で、早い段階から人権教育を進める必要があります。

このため、学校や職場における人権教育を推進すると共に、福祉体験学習、ボランティア体験の機会の充実を目指します。

また、広く市民各層に対して、障がいのある人への理解を支援するために必要な基本的な知識について、社会教育などを通じて普及を図ります。

■ 主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 学校などにおける福祉教育の推進	<p>教育機関における福祉教育を継続的に行います。</p> <p>学校職員などに対する福祉への理解・啓発機会の充実を図ります。</p> <p>障がいのあるなしにかかわらず地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障がいのある人に対する理解を深めるため、市が主体となり学校と協力体制を図り、特別支援学校などの子どもとの交流教育を目的とした行事を企画実施するなど、インクルーシブ教育を推進します。</p>	学校教育課
	<p>副読本の活用や福祉体験学習など、障がい特性を理解するためのプログラムを導入提供し、学校教育における障がいのある人の問題に関する学習機会の充実を図ります。</p>	社会福祉協議会
② 社会教育などにおける人権や障がいのある人への理解に関する学習機会の充実	<p>社会教育を通じ、人権や障がいのある人への理解に関する学習機会(公民館などの利用)の充実を図ります。</p>	生涯学習課
	<p>人権行政合同相談の実施や小中学校への人権教室・人権講話の開催などを継続的に行います。</p>	地域共生推進課

(3) 交流・ふれあいの拡充



■施策の方針

障がいのある人もない人も、困ったときには、お互いに支え合いながら地域で暮らしていける仕組みを築くことが重要であり、この実践の積み重ねが共生するまちづくりを実現する第一歩となります。

このために、地域の団体が中心となって、誰でも参加できる行事の開催など、多様な交流の機会づくりに取り組む必要があります。そして、行政は、そうした地域の行事の開催に対し、積極的に協働していきます。

■主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 地域活動における日常的な交流の充実	日頃から、近所や地域の中でお互いに交流ができるように、行政や各自治体などの様々な行事の企画を支援します。 心のバリアフリーを図るため交流やふれあいの機会を増やします。	社会福祉協議会 各種相談機関
② 障がいのある人の社会参加促進	各種の交流活動・事業への介助者や手話通訳者の配置などに対する支援を行います。 各種の交流活動・事業の開催において、様々な広報活動をし、障がいのある人へも情報が伝わるようにします。	障がい福祉課 地域自立支援協議会
③ 交流活動への支援の充実	開催場所や開催に係る情報提供など、障がい者関係団体や地域団体などによる交流活動への支援を行います。	障がい福祉課 社会福祉協議会 地域自立支援協議会

(4) ボランティア活動やNPO活動の推進



■施策の方針

障がいのある人が地域で生活するためには、制度に基づく公的なサービスに加え、ボランティアやNPO※などの住民参加を基本とする制度外の活動によるきめ細かな支援が不可欠です。このため、情報提供機能・調整機能の強化を図り、多くの市民がボランティアやNPO活動に参加できる環境を整え、必要な支援を必要な人につなげる体制の整備に努めます。

また、障がいのある人のボランティアやNPO活動への参加を促進し、積極的な社会参加を支援しながらピア・サポート活動※などの活性化を図り、障がいのある人やその家族が、関係機関や地域住民と生活課題を共有し、相互理解のもとで連携しながら解決できる支え合い体制の充実を図ります。

■主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実	市や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用し、ボランティア・NPO活動に関する市民への情報提供の充実を図ります。	障がい福祉課 社会福祉協議会
	ボランティア参加の窓口を明確にし、市民に周知活動を行います。	市民活動支援課
② 市民各層のボランティア活動の促進	市民各層のボランティア活動・NPO活動への参加を図るために、課題別のボランティア養成講座やボランティア体験の機会の充実を図ります。	社会福祉協議会
	ボランティア活動希望者の登録や調整、組織化を支援します。	市民活動支援課
③ 障がいのある人のボランティア活動（ピア・サポート活動）の促進	障がいのある人自らが同じ立場で障がいのある人を支援するボランティア活動（ピア・サポート活動）の参加促進のため、研修会などの周知を図ります。	障がい福祉課
④ ボランティア・NPO活動の活性化	ボランティアの育成機能や調整機能の充実を促進します。	社会福祉協議会
	今後、支援が求められる障がいのある人に、より充実した支援が受けられるようボランティア・NPO活動を推進するため、研修会などの周知を図ります。	障がい福祉課
	ボランティアやNPO相互の交流・課題共有の機会の充実とネットワーク化を促進します。	市民活動支援課

・ NPO※：資料編 P.136 を参照 ・ピア・サポート活動※：資料編 P.134 を参照

(5) 地域福祉の基盤づくりの推進



■施策の方針

障がいのある人もない人も共に暮らせるあたたかな地域を築き、健やかな地域生活を送るためには、市民同士が連携し、支え合うボランティア活動などの推進を図ることが必要です。

このため、地域福祉の視点から障がいのある人を地域ぐるみで支える取組を進め、地域と行政との役割を明確にしながら協働して障がいのある人の豊かな生活や社会参加を支援する重層的なネットワークづくりを推進します。

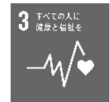
■主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
①地域の見守り・助け合い活動など小地域での福祉活動の促進	地域の住民、民生委員・児童委員※、地区社会福祉協議会※、自治会などによる小地域単位での福祉活動の充実とネットワーク化を図ります。	福祉相談課 社会福祉協議会
	地域での見守り活動を推進します。	高齢者福祉課
②市民、事業者、ボランティア・NPOなどの連携強化	市民、事業者、医療、ボランティア・NPO及び市・社会福祉協議会などの連携、協力による地域福祉活動を推進します。	福祉相談課 社会福祉協議会
③地域の様々な社会資源の有効活用	市内各地域の様々な公共施設や空き店舗など、障がいのある人やボランティア・NPOの活動拠点としての社会資源の有効活用を図ります。 地域に住んでいる有資格者や知識・経験を有する市民の活用など、福祉人材の確保を図ります。	障がい福祉課
④地域課題の解決	障がい福祉に関する地域の課題について地域自立支援協議会において協議します。	地域自立支援協議会

・ 民生委員・児童委員※：資料編 P.135 を参照 ・ 地区社会福祉協議会※：資料編 P.133 を参照

2 自立した生活をおくれるまちづくり

(1) 保健・医療・リハビリテーションの推進



■ 施策の方針

障がいを持ちながらも健康で自立した生活を送るためには、予防できる疾病を予防し、個々に必要とされる医療・リハビリテーションを受けることができる環境は不可欠です。

近年、社会環境の変化による食生活の多様化、運動不足などによるメタボリックシンドローム、糖尿病、高血圧症の人が増加し脳血管疾患、心筋梗塞、腎機能低下による人工透析など内部機能障がいに至るケースが多く、生活習慣病の発症や重症化の予防を推進していくことが重要です。

また、障がいの特性に合った適切な医療やリハビリテーションが提供できるよう、関係機関とのネットワークの充実を図ります。

近年、心の健康に関する悩みを抱える人が増えている傾向にあるため、精神保健に関する事業を推進します。

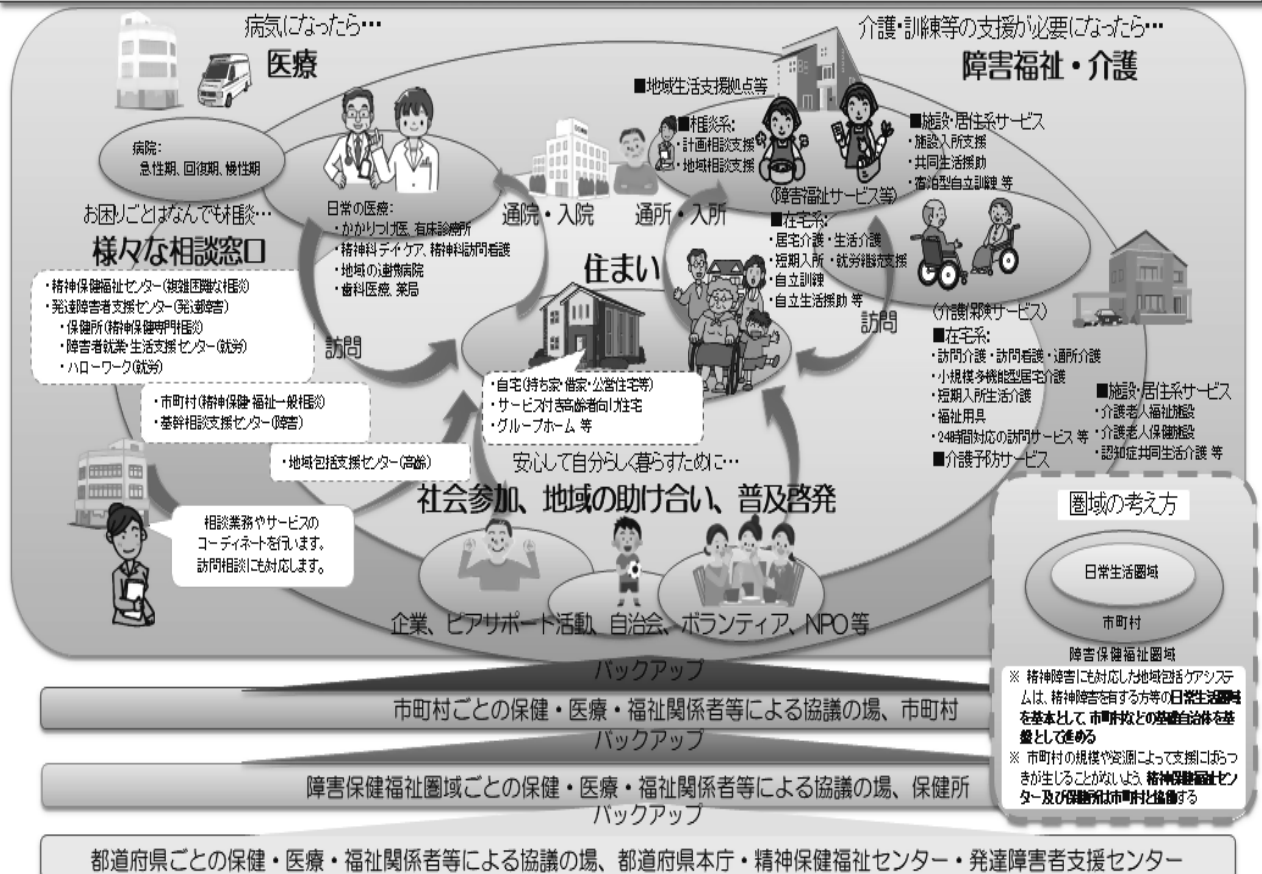
■ 主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 生活習慣病予防・介護予防対策の推進	障がいのある人への生活習慣病予防に係る支援策の実施を検討します。	健康推進課 障がい福祉課
	高齢者に対して必要な治療の継続の重要性、要支援、要介護認定の原因疾病の情報提供を含む介護予防事業を推進します。	高齢者福祉課 介護保険課
② 医療費の給付	重度障がいのある人や精神障がいのある人を対象に、医療費の支給や自己負担金の助成を行います。	障がい福祉課
③ 安心して利用できる地域医療	障がいのある人が必要な医療を受けられるように支援します。	障がい福祉課
④ 在宅療養生活の支援	障がい及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するための関係機関や福祉の連携強化を図ります。	障がい福祉課
	在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる関係機関との連携強化を図ります。	障がい福祉課 高齢者福祉課
⑤ リハビリテーション体制の充実	障がいにより身体の機能が低下している人を対象とする生活能力向上のための訓練の充実を図ります。	障がい福祉課
	介護保険制度との連携を図り、加齢に伴う身体機能が低下した高齢者へのリハビリテーションの充実を図ります。	高齢者福祉課
⑥ 精神保健福祉事業の推進	心の健康に対する予防対策を推進します。思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する相談支援を推進します。	健康推進課 福祉相談課 障がい福祉課

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
⑦ 精神障がいにも対応したケアシステムの構築	退院・退所した精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、相談支援事業及び行政などの関係機関が連携した「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の充実を図ります。	障がい福祉課
	医療機関と連絡会などを設け、地域移行の可能な人の把握や今後の支援方法などを検討し、適切な地域移行・地域定着の取組を促進します。	障がい福祉課 関係機関等
⑧ アルコールなど依存症患者への支援	アルコール・薬物・ギャンブルなど依存症の発症・進行・再発の各段階に応じ、関係機関と連携しながら防止・回復に努めます。	障がい福祉課 君津健康福祉センター

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



出典：厚生労働省

(2) 在宅福祉サービスの充実



■施策の方針

障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅サービスを充実し、自立した生活を支援していくことが求められます。在宅サービスについては、「障害支援区分」に応じ、利用者自らが事業者と契約して必要なサービスを利用することができ、今後も、障がいのある人やその家族の意向に沿い、それぞれの必要に応じた適切なサービス利用を促進していきます。

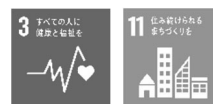
また、発達障害者支援法に基づき、ライフステージに応じたその人に合った支援策が検討されており、国・県と協力しながら本市としての自立に向けた取組を進めます。

■主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 障害者総合支援法に基づく「介護給付」の提供	障害者総合支援法に基づく「居宅介護（ホームヘルプサービス）」や「重度訪問介護」「行動援護」「生活介護」「療養介護」「同行援護」の障害支援区分に応じたサービスの提供を行います。	障がい福祉課
② 障害者総合支援法に基づく「訓練等給付」の提供	障害者総合支援法に基づき、日中活動系サービスとして「自立訓練」や「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」「自立生活援助」及び「共同生活援助（グループホーム）」を提供します。	障がい福祉課
③ 障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業※」の推進	障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」について、障がいのある人の利用ニーズなどを踏まえた事業を実施します（「理解啓発事業」「自発的活動支援」「成年後見制度利用支援」「手話奉仕員養成」「相談支援」「コミュニケーション支援（手話通訳派遣等）」「日常生活用具給付等」「移動支援」「地域活動支援センター」及びその他任意事業）。	障がい福祉課 福祉相談課
④ 在宅の難病患者などに対する支援	保健・医療・福祉の連携強化による訪問指導などのきめ細かな支援体制の整備を図ります。	障がい福祉課 君津健康福祉センター
⑤ 発達障がいのある人への総合的な支援策の検討	発達障がいのある人への支援策の実施を検討します。	学校教育課 こども発達支援課 こども保育課
⑥ 適切かつ迅速な苦情解決	事業者に対して、事業の透明性を図る目的から、第三者評価機関への受審や第三者委員会の設置を促し、苦情などに適切かつ迅速な対応を図るよう求めています。	障がい福祉課

・ 地域生活支援事業※：資料編 P.133 を参照

(3) 居住支援の充実



■施策の方針

知的障がいや精神障がいのある人にとっては、暮らしの拠点を確保することが重要となります。

障がいのある人一人ひとりが自分にあった暮らしの場を選択できるよう、事業者の新規参入を促進し、障害者総合支援法に基づく「施設入所支援」のほか、「グループホーム（共同生活援助）」などの必要量の確保を目指すと共に、単身生活者への支援体制の充実を図ります。

また、地域での生活を希望している人の自立した生活を支援するためには、住まいの場の提供と相談支援体制（地域移行支援・地域定着支援）の充実が不可欠であるため、市の住宅施策との調整の中で、障がいのある人の地域での継続的な生活や施設入所からの地域への移行を支援する暮らしの場の確保を図ります。

■主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 障害者総合支援法に基づく施設入所支援などの充実	<p>障害者総合支援法に基づく入所支援施設やグループホーム、生活ホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保を図ります。</p> <p>日中サービス支援型グループホームを通じて、施設などに入所している障がいのある人の地域移行を促進します。</p>	障がい福祉課
② 一般住宅の確保の支援	<p>公営住宅への入居や新たな住宅セーフティネット制度の活用など、市の住宅施策との連携・調整による障がいのある人の住宅の確保を図ります。</p>	住宅課
③ 住宅改修の支援	<p>地域生活支援事業として、障がいのある人が暮らしやすいよう、住宅を改修するにあたっての相談の充実と共に、費用負担への支援を行います。</p>	障がい福祉課
④ 居住支援体制の充実	<p>住まいに関する相談など（地域移行支援・地域定着支援）に対して、解決できるよう一緒に考えます。地域生活支援拠点等※の充実に努めます。</p>	障がい福祉課

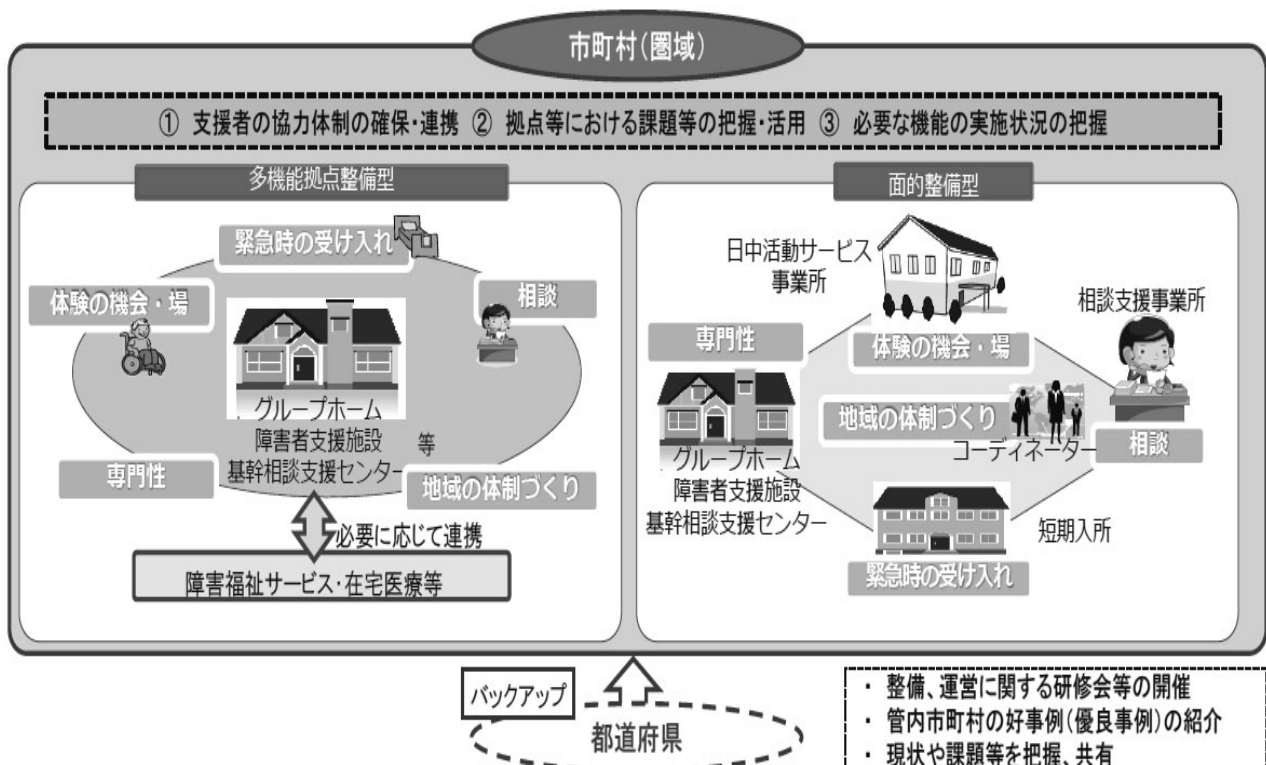
・ 地域生活支援拠点等※：資料編 P.133 を参照

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



出典：厚生労働省

(4) 人権・権利擁護の推進



■施策の方針

「障害者虐待防止法」や、全ての国民が、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障がいのある人が虐待や差別を受けることなく、権利を尊重されながら地域で安心して生活を送ることができるよう、障害者虐待防止センター[※]や障害者差別解消支援地域協議会の役割を担う地域自立支援協議会権利擁護部会と連携して、虐待・差別の防止を含む権利擁護のための施策を展開していきます。

また、十分な自己決定や意思表示が困難な人に対しては、適切な意思決定支援のもとに、人権や財産を守り、権利の行使を支援する体制づくりが重要です。このため、財産の保全管理や各種申請など、障がいのある人が地域で自立した生活を続けられるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業[※]などの利用を推進します。

■主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 虐待防止など人権に関する啓発の推進	障がいのある人に対する虐待防止のための市民、関係機関に対する意識啓発を行います。	障がい福祉課 子育て支援課
② 虐待などへの的確な対応のための体制強化	虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の構築を図ります。	障がい福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 子育て支援課 健康推進課 こども発達支援課 学校教育課
	「こども家庭センター [※] 」において、関係機関と情報共有、役割分担をし、協働で支援します。	子育て支援課 健康推進課
	障害者虐待防止センターにおいて虐待の事実確認、立入調査、措置（一時保護、後見審判請求）などを実施します。	障がい福祉課
③ 日常生活自立支援事業の推進	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人に対する権利擁護に係る相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う日常生活自立支援事業 [※] を推進します。	社会福祉協議会

・ 障害者虐待防止センター[※]：資料編 P.131 を参照 日常生活自立支援事業[※]：資料編 P.133 を参照
 ・ こども家庭センター[※]：資料編 P.131 を参照

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
④ 権利擁護体制の確立	<p>きさらづ成年後見支援センターや成年後見制度に関する周知、成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護支援の推進を図ります。</p> <p>市民後見人養成講座を定期的開催、権利擁護人材を育成し、権利擁護体制の強化を図ります。</p>	<p>福祉相談課</p> <p>社会福祉協議会</p>
⑤ 差別解消に向けた取組	<p>差別解消に向けた取組を推進します。</p> <p>障害者差別解消法について、市民の関心・理解を高め、合理的配慮が適切に提供されるよう、周知・啓発活動の取組を強化します。</p>	<p>障がい福祉課</p> <p>地域自立支援協議会</p>

(5) 経済的支援の充実



■ 施策の方針

障がいのある人の社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するためには、経済的な基盤づくりが重要です。このため、各種年金や手当制度の充実・普及を図ります。

■ 主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 各種福祉手当の支給	<p>在宅の障がいのある人に対する各種福祉手当を支給します。</p>	障がい福祉課
② 各種減免制度の周知と利用促進	<p>住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、JR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金、NHK放送受信料減免などの各種割引制度の周知・普及を促進します。</p>	障がい福祉課
③ 自立支援医療、心身障害者(児)医療費助成制度などの周知	<p>ホームページやパンフレット、広報などにより、自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)などの医療費公費負担制度の周知に努めます。</p>	障がい福祉課

3 充実し生きがいのあるまちづくり

(1) 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の充実



■施策の方針

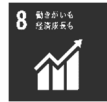
障がいのあるなしにかかわらず、地域の中で生きがい・楽しみをつくり、心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を充実させ、楽しい時間を共有することにより仲間づくりを支援していくことが重要です。

こうした視点に立ち、生活のゆとりやうるおいを高めるための生涯学習機会を充実させ、誰もが参加しやすい環境づくりを推進し、交流の幅が広がる活動の促進を図ります。

■主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
①生涯学習機会の充実及び参加に係る支援	障がいのある人の社会参加を促すため、生涯学習の機会の充実に努めます。 公民館活動など、身近な生涯学習の場への円滑な参加の支援に努めます。	生涯学習課
②障がいのあるなしを問わず誰もが共に参加できるスポーツ・文化芸術・レクリエーション活動の推進	障がいのある人がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に親しむことができるような配慮や施設の整備・改善に努めます。 スポーツ・文化芸術・レクリエーションに関する情報の効果的な提供を促進します。 健康の維持増進と仲間づくりの輪を広げることを目的に、障がいのある人に配慮し、誰もが気軽に取り組めるスポーツの企画・実施を推進します。	スポーツ振興課 文化課 障がい福祉課 地域自立支援協議会
③障がいのある人への生涯学習関連情報の提供	生涯学習関連情報の収集及び周知に努めます。 障がい福祉に関する資料の収集と広く市民への提供を推進します。 生涯学習関連情報の提供拠点である図書館における録音図書・点字図書・大活字本など、障がいに配慮した図書の収集と利用促進を図ります。	図書館 生涯学習課
④芸術文化活動の支援	障害者週間などの機会に作品を展示する場を設けると共に、障がいのある人の生きがいづくりや、障がいのあるなしにかかわらず、どんな人も参加しやすいイベントの開催など、各種芸術・文化活動の促進を図ります。	文化課 障がい福祉課

(2) 就労支援と就労の場の拡充



■ 施策の方針

就労者も地域の就労支援施設※利用者も、地域の中で賃金を得てその人らしく自立した生活を送ることは、社会参加と自己実現のために非常に意義があります。障がいがあっても働く意欲のある人が、その適性や能力に応じて希望する就労ができる地域づくりを目指し、工賃向上のため、障害者優先調達推進法などを通じ、授産品などの販路拡大に努めます。

同時に、障がいのある人の一般就労を促進するため、関係機関がそれぞれの役割を明確にし、相互に理解しあったうえで連携を強化する、就労支援ネットワークの強化を図ります。

■ 主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 障がいのある人の雇用の推進	障がいのある人を雇用している事業所のフォローや雇用しようとしている事業所の相談を行い、障がいや障がいのある人への理解の充実を図ります。 公共職業安定所（ハローワーク）などと連携しながら近隣地域の雇用状況などの情報を共有し、障がいのある人への就労支援を図ります。	障がい福祉課 福祉相談課 社会福祉協議会 地域自立支援協議会
	周りの人とのコミュニケーションに不安があるなど、直ちに就労が困難な人に、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。	社会福祉協議会 障がい福祉課 地域自立支援協議会
② 総合的な就労相談体制の確立	障がいのため地域から孤立し、能力がありながら情報や支援を受けられず地域で働くことのできない方へのアウトリーチ※を含めた働きかけと相談を行います。	福祉相談課
③ 就労支援施設への支援	特別支援学校卒業生や在宅の障がいのある人の要望を見極めた就労支援施設の支援を推進します。	障がい福祉課
④ 就労支援施設の工賃向上への支援	事業所の工賃向上のための検討を行います。 障害者優先調達推進法の施行に伴い、市内部の優先調達に努め工賃向上を図ります。 市の施設を利用した障がい福祉施設による販売を推進します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会

・ 就労支援施設※：資料編 P.131 を参照

・ アウトリーチ※：資料編 P.130 を参照

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
⑤ 市役所をはじめとする公的機関における雇用拡大	行政関連業務においても障がいのある人が働ける条件整備や職務内容について検討します。	職員課
⑥ 地元企業への雇用創出	障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、商工会などと連携し、地元企業の障がい者雇用促進と理解を図ると共に、雇用創出に取り組みます。	産業振興課 障がい福祉課 地域自立支援協議会

(3) 日中活動の場づくり



■ 施策の方針

障がいのある人が地域の中で自立した生活を送り、社会参加活動を行うためには、様々な日中活動の場を確保していくことが求められます。

また、障がいのある人が社会参加しやすい環境をつくるためには障がいのある人やその家族及び多くの市民の協力や参加が必要です。このため、福祉施設の日中活動の場の確保だけでなく、引きこもりなどの問題が生じないよう地域ボランティア団体との連携を強化し、いつでも自由に利用できる日中活動の場を支援します。

■ 主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保	障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保を促進します。	障がい福祉課
② 新たな日中活動の場づくりの検討	障がいのある人が参加するサークル、余暇活動をする団体・市民を積極的に支援します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会

4 安心で安全に暮らせるまちづくり

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進



■ 施策の方針

障がいのある人の社会参加を促進するためには、歩道や建物の段差の解消、憩いや交流の場となる公園などにおける利用のしやすさへの配慮など、総合的な福祉のまちづくりを進めることが重要です。

また、単に改善にとどまらず、利用者のニーズなどを踏まえた「ユニバーサルデザイン」への配慮などの考え方を取り込みながら、計画的、効率的な施設整備を進める必要があります。

このため、障がいのある人が安心して暮らすことができる安心・安全のまちづくりの視点に立って、計画的なバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進を図ります。

■ 主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	障がいのあるなしや年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設とその周辺の道路などを含む、面によるバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザインを推進します。 新規あるいは既存の公共施設や道路などの整備の際に、障がい者関係団体などからの意見が反映されるシステムの定着を図ります。	財産活用課 関係各課等
② 安全・安心の道路交通環境や公園の整備	障がいのある人の歩行の安全確保と事故防止のための道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備を図ります。	土木課
	障がいのある人が利用しやすい園路やトイレなど公園施設の整備促進を図ります。	市街地整備課
③ 民間建築物の整備改善に関する情報提供	不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及に努めます。	建築指導課
④ 市主催講座・講演会などにおける合理的配慮の推進	市が主催する講座や講演会などにおいて、手話通訳者・要約筆記者の派遣や車いす席の配置などの合理的配慮を図ります。	障がい福祉課 関係各課等

(2) 移動・交通手段の整備改善



■施策の方針

市内の駅施設のバリアフリー化は進みつつありますが、路線バスの低床化や視覚・聴覚障がいに対応した情報提供の在り方など、まだまだ多くの課題を残しています。

このため、障がいのある人が地域において自立した生活を営み、社会参加しやすい環境を実現していくため、移動支援サービスの充実を図ると共に、電車、バスなどの公共交通機関及びその関連施設だけでなく、それらを補完する人による対応（接遇・介助など）を含めたバリアフリー化を推進します。

■主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 障害者総合支援法に基づく移動支援の充実	移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、障害者総合支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業を推進します。	障がい福祉課
② 地域特性及び利用者のニーズに応じた移動支援の充実	介護保険における総合事業対象者に向けた移動支援サービスを推進します。	高齢者福祉課
	タクシー券の交付など、利用者のニーズに応じた移動支援の充実を図ります。	高齢者福祉課 障がい福祉課
	利用者のニーズに応じた移動手段の充実を図ります。	地域政策室
③ 公共交通機関のバリアフリー化の促進	電車やバスなどの公共交通機関のバリアフリー化を促進します。 駅施設などの情報のバリアフリー化（視覚・聴覚障がいに対応した文字や音などによる情報提供）を働きかけます。 機器整備などによるバリアフリー化を補完する、「人による移動支援（接遇・介助など）」の充実を促進します。	地域政策室

(3) 防災・防犯対策の充実



■施策の方針

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、避難の遅れによる多数の犠牲者の発生、長期間の避難所生活でのストレスや健康状態の悪化など、様々な課題が浮き彫りになりました。また、近年台風・ゲリラ豪雨など天候不順による風水害や土砂災害が増加しており、日頃から防災意識を高める必要があります。

このことから、自力避難の困難な障がいのある人に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導などの体制充実に努めると共に、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員など、地域社会全体で避難行動要支援者を支援する体制を確立します。

また、障がいのある人は、防犯に関する通常のニーズを満たすのに特別の困難を有しており、犯罪の被害にあう危険性が高いことから、障がいのある人が悪質商法などの被害にあわないための施策の推進に努めます。

■主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 地域防災体制の確立	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき避難行動要支援者避難支援プラン※を作成します。 地域ぐるみの防災・防犯体制の充実に取り組み、災害などの非常時にすばやく対応できるように関係機関のネットワークを強化します。	危機管理課 関係各課等
② 情報伝達体制の整備	災害時の情報伝達手段として、防災行政広報無線、広報車、市ホームページ、きさらび安心・安全メール、コミュニティFM、CATVなどを活用し、視覚障がいや聴覚障がいなどのある人にも情報が伝わるよう防災情報システムの充実に努めます。また、災害復興時においても必要な諸手続きについて情報伝達に努めます。	危機管理課
	聴覚または言語などの障がいがある人へ、メール119、ファックス119及びNet119緊急通報システムの周知、利用促進します。	消防署警防隊
③ 障がい特性に合わせた福祉避難所※の整備	災害時の避難所を障がいのある人が支障なく利用できるようにするため、避難所に指定した施設のバリアフリー化や簡易ベッド、簡易トイレなどの整備及び避難時の介助員の配置などについて検討します。(木更津市地域防災計画) 災害時に避難所へ避難が必要な人の状況を把握し対象者を収容できる規模の福祉避難所の確保を図ります。 視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報伝達を行うことのできる福祉避難所の確保を図ります。 福祉避難所において必要な支援に関する相談ができる窓口の設置を図ります。 障がい者入所施設やグループホームは多くの障がいのある人が共に生活しているため、関係機関と連携し、平時から減災対策に努めます。	危機管理課 障がい福祉課 地域自立支援協議会
④ 防災学習の充実	障がいのある人や福祉関係者に対する防災研修の実施を検討します。	危機管理課
	平常時から障がいのある人と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員などの福祉サービス提供者、障がい者関係団体などの福祉関係者と共に災害時のボランティア活動に関する研修や訓練を実施して相互の連携を深めます。	社会福祉協議会
⑤ 地域防犯体制の確立	地域における障がいのある人の防犯思想の普及・啓発、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。 障がいのある人へ悪質商法の被害防止などのため消費者教育の充実を図ります。	地域共生推進課
⑥ 感染症対策の確立	障がい者施設などの感染症予防について、関係機関と連携し対策に努めます。また、新たな感染症発症時に速やかに対応できる体制を構築します。	障がい福祉課

・避難行動要支援者避難支援プラン※：資料編 P.134 を参照 ・福祉避難所※：資料編 P.135 を参照

5 健やかな成長を支援するまちづくり

(1) 障がいの早期発見・早期療育の推進



■施策の方針

障がいのある子どもに対しては、できる限り早い段階で適切な支援を行うことにより、生活上の困難さが少なくなります。そのためには、保護者が障がいを正しく理解し、受け止めることが支援体制の向上につながります。

適切な支援につなげるため、乳幼児に係る相談事業が十分周知されるよう引き続き周知活動を進めると共に、育てづらさのある子に関する理解を深めるため、正しい知識との普及啓発を図っていきます。

また、健康診査や保健指導の充実のほか、保健・医療・福祉・教育の連携を密にし、早い段階で障がいを発見すると共に、障がいのある子ども及び保護者と地域とのつながりを強化することで安心して子育てできる環境をつくれるよう施策を推進します。

■主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 安心安全な出産と健やかな発達に向けての母子支援	<p>健やかな妊娠、出産のための啓発活動を行います。</p> <p>育てにくさを感じる子どもを把握し、関係機関と連携を図りながら切れ目のない支援を行います。</p> <p>保護者が子どもの特性を理解して子育てができるよう、専門職による発達相談を実施し、必要に応じ、専門機関を紹介します。</p>	<p>健康推進課</p> <p>こども発達支援課</p> <p>こども保育課</p> <p>子育て支援課</p>
② 早期療育体制の充実	<p>発達の遅れが疑われる子が専門機関の受診や療育を早期に受けられるように支援します。</p> <p>障がいの早期発見のための保健、福祉、学校などの連携を強化し、早期療育につなげます。</p> <p>発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応を推進します。</p> <p>臨床心理士・言語聴覚士などの配置に努めます。</p>	<p>こども発達支援課</p> <p>障がい福祉課</p> <p>学校教育課</p> <p>子育て支援課</p> <p>こども保育課</p> <p>健康推進課</p>
③ 一貫した支援体制の実施	<p>「ライフサポートファイル（クローバー）※」を希望する人に配布し、生活の質の向上を目指します。</p>	<p>こども発達支援課</p> <p>障がい福祉課</p>
④ 居宅訪問型児童発達支援における円滑な利用の支援	<p>重度の障がいなどにより外出が著しく困難な子どもの居宅を訪問して発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援事業において、円滑な利用を支援します。</p>	<p>こども発達支援課</p> <p>障がい福祉課</p> <p>地域自立支援協議会</p>

・ライフサポートファイル（クローバー）※：資料編 P.135 を参照

(2) 誰でも受けやすい教育環境の充実



■施策の方針

LD※（学習障がい）やADHD※（注意欠陥、多動性障がい）、HA※（高機能自閉症）など、障がいのある子どもに対しての特別支援教育※の推進や障がいに対応した支援が求められています。

このため、障がいのあるなしにかかわらず、その子らしくいきいきとした学校生活・教育を受けられるよう、ニーズに対応した支援体制・相談体制・教育環境や居場所づくりの整備・充実を図ります。

■主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
①就学・教育相談体制の充実	保健・福祉や保育園、幼稚園、学校などにおける就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化を図ります。	こども発達支援課 こども保育課 学校教育課 障がい福祉課
②障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供	特別支援学級の設置や通常の学級で学ぶ場合の施設・設備の整備に努めます。	学校教育課
③特別支援教育の推進	通常学級に在籍するLDやADHD、HAなどの発達障がいにより特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制の整備として、SST（スクールサポートティーチャー）※などを配置し、多様なニーズに適切な支援を図ります。 個々の特性に応じた学習方法として、タブレットをはじめICTを活用し、多様なニーズに対応していきます。 身体に障がいのある子どもや医療的ケア児などに対し、特別支援教育支援員や医療的ケア看護師を配置し、移動、介助など一人ひとりの教育的ニーズに合わせた合理的配慮や必要な支援を行い、安定した学校生活を支援します。	学校教育課
④「障がい」に関する教職員研修の充実	発達障がいを含めた多様な障がいに対する理解を深めるための教職員研修の充実を図ります。	学校教育課

・LD※：資料編 P.136 を参照 ・ADHD※：資料編 P.136 を参照
 ・HA※：資料編 P.136 を参照 ・特別支援教育※：資料編 P.133 を参照
 ・SST（スクールサポートティーチャー）※：資料編 P.136 を参照

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
⑤ 障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりの充実	<p>障がいのある子どもの療育支援や居場所づくりなどを推進するため、地域のニーズに合わせ、利用しやすく、質を確保したサービスの提供を支援します。</p>	<p>こども発達支援課 学校教育課 子育て支援課 こども保育課 障がい福祉課 地域自立支援協議会</p>
	<p>放課後等デイサービスを提供する事業者間のネットワークづくり及び学校との連携を推進します。</p>	<p>こども発達支援課 学校教育課 障がい福祉課 地域自立支援協議会</p>
	<p>重度心身障がいのある子どもの受入体制を支援します。 君津圏域医療的ケア児等支援協議会の設置により、関係機関との連携を推進します。</p>	<p>こども発達支援課 こども保育課 学校教育課 障がい福祉課 地域自立支援協議会</p>

6 総合的な支援のあるまちづくり

(1) 相談体制、情報提供体制の充実



■施策の方針

障がいのある人やその家族が抱える様々な問題について、そのニーズに即した相談体制を整えることは地域生活を支援する上で重要です。

このため、安心して、また、気軽に利用できる身近な相談体制の充実を図ると共に、障がいがあることにより、情報の入手が制限されないよう、意思疎通支援の充実を図ります。

■主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 窓口サービスの充実	<p>障がいの特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実を図ります。</p> <p>ファックスやメール、電話による相談や訪問による相談、手話通訳者・要約筆記者同席相談も検討します。</p> <p>相談窓口のスキルアップを目指し、障がい特性の知識など専門性向上を図ります。</p>	障がい福祉課
② 総合的な相談体制の整備	<p>障がいのある人やその家族からの多岐にわたる相談に迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関などと連携し、「ワンストップ相談※」体制を整えます。</p>	障がい福祉課 福祉相談課
	<p>18歳までの発達に課題のある子やその家族からの相談を行います。</p>	こども発達支援課
	<p>基幹相談支援センター※の機能を強化し、地域における中核的な役割を担います。</p>	障がい福祉課
	<p>委託相談支援事業所において、障がいのある人の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援などを行います。</p>	相談支援事業所 障がい福祉課
③ 障害者相談員※活動の充実	<p>身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員による相談活動の充実を図ります。</p> <p>権利擁護や苦情解決については、広域専門指導員※、地域相談員※や社会福祉協議会と連携します。</p> <p>障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関の協力体制を強化します。</p>	障がい福祉課 社会福祉協議会
	<p>事業者、関係機関と連携して、相談支援専門員の対応力向上のための研修などを行います。</p>	障がい福祉課 社会福祉協議会

・ワンストップ相談※：資料編 P.136 を参照
 ・障害者相談員※：資料編 P.132 を参照
 ・地域相談員※：資料編 P.133 を参照

・基幹相談支援センター※：資料編 P.130 を参照
 ・広域専門指導員※：資料編 P.130 を参照

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
④ 民生委員・児童委員との連携と相談活動の強化	障がいのある人やその家族など援助を必要とする人の相談・指導・助言など、個別援助活動を行う民生委員・児童委員との連携と相談活動の強化を図ります。	福祉相談課 社会福祉協議会
⑤ 日中活動体制の構築	日中活動を通し、障がいのある人の社会生活が向上できるように支援します。	障がい福祉課
⑥ 計画相談支援の充実	相談支援事業所を確保し、セルフプランの解消に努めます。	障がい福祉課
⑦ 難病に関する相談支援体制の充実	難病に関する相談支援、医療機関などに関する情報提供及び就労支援の充実を図ります。	障がい福祉課 君津健康福祉センター

(2) 関係機関による総合的な支援ネットワークの拡充



■ 施策の方針

障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていくためには、様々な生活課題に対応できる多様な支援ネットワークづくりが重要です。

このため、全市的な支援ネットワークの構築のほか、地域自立支援協議会を中心に、地域の福祉、医療、教育、就労などの様々な関係者が連携します。

■ 主要施策

施策・事業	施策の概要	実施部署及び連携機関
① 障がいのある人に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進	保健・医療・福祉・教育・雇用など広範な領域にわたる庁内関係各課及び民間機関、事業所によるネットワークを充実します。	福祉相談課 関係各課 関係事業所
	地区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・自治会などのネットワークづくりを推進します。	福祉相談課 社会福祉協議会
	多様な市民ボランティア活動、NPO活動、自助グループ※による活動が地域資源活用に結びつくよう、ネットワークづくりを推進します。	市民活動支援課
	地域自立支援協議会を中心に障がい者関連施設、医療機関、ハローワークなど多分野にわたる総合的な相談ネットワークづくりを促進します。あわせて、個別支援会議を定期的かつ必要に応じて弾力的に開催し、より実践的なネットワークを構築します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会
② 総合的なマネジメント機能の確立	市をはじめ関係行政機関、医療機関、社会福祉法人などの相互連携と、障がいのある人の自立生活の支援や社会参加支援にかかわる必要なサービス調整のための総合的なケアマネジメント※機能を有する体制の確立を目指します。	障がい福祉課 地域自立支援協議会
③ 地域生活支援拠点等整備事業	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス体制の充実を図ります。	障がい福祉課 地域自立支援協議会 関係事業所
④ 障がい福祉を支える人材の確保・育成及び定着	福祉人材の確保・育成及び定着率向上のため、研修などを行い、相談支援専門員の育成や対応力向上を図ります。	障がい福祉課 地域自立支援協議会

・自助グループ※：資料編 P.131 を参照

・ケアマネジメント※：資料編 P.130 を参照

第3部 障害福祉計画 障害児福祉計画

第1章 第5次きさらづ障がい者プランの取組状況

1 障がい者施策の取組状況

第5次きさらづ障がい者プランでは「自立と、共に支え合うまち・きさらづ」を基本目標として掲げ、これを踏まえ6つの基本施策を示し、関連施策に取り組むことにより、具体的に基本施策を展開してきました。主な事業の取組は次のとおりです。

(1) みんなが理解し合えるまちづくり

- 障害者週間において、大型ショッピングモールなどで障がい者支援施設で作った食品・雑貨・手芸品などの販売や、障がい者スポーツに関する展示などを行いました。また、講演会、講座、体験学習を通じた福祉教育や学習の機会を提供することにより、障がいについての理解を深める活動の推進を図りました。
- 令和4年11月に、市ホームページをリニューアルし、障がいのあるなしにかかわらず、見やすく・分かりやすい情報の提供に努めました。
- ボランティア活動やNPO活動の推進のため、社会福祉協議会において、ボランティア養成研修会などを実施し、また、市民活動支援センターにおいて、市民活動団体の組織化に向けた支援や、市民や団体相互の交流を図ることによる活動の促進を図りました。
- 福祉活動の充実・促進やネットワークづくりのため、生活支援コーディネーター配置地区の拡大や、コミュニティソーシャルワーク事業の充実に努め、各事業者との連携を図りました。

(2) 自立した生活をおくれるまちづくり

- 障害者週間において、障がいのある人に対する虐待や差別をなくすために、虐待防止に関する啓発用品の配布や障害者マーク・ヘルプマーク・ヘルプカードの周知活動を行いました。また、令和5年4月に高齢者虐待防止ネットワークを立ち上げ、虐待防止のための体制を整備しました。
- 子どもの発達相談の件数増加に伴い、相談の窓口から支援までをワンストップで対応するため、令和5年4月にこども発達支援課を新設しました。
- きさらづ成年後見支援センターでは、権利擁護人材の育成や成年後見制度に関する広報・啓発活動や相談支援体制の構築などを推進しました。

(3) 充実し生きがいのあるまちづくり

- 障がいのあるなしにかかわらず、だれもが参加できるスポーツ・レクリエーション活動の普及促進のため、ボッチャやモルックに係る備品の貸し出しを行いました。また、障害者週間に合わせて障がい者スポーツに取り組んでいる当事者を招き、障がい者スポーツの振興に努めました。
- 日中活動事業所を紹介するパンフレットを作成し、社会活動の促進に取り組みました。
- ハローワークへの同行支援などを行い、当事者の特性や希望に沿う働き方に合わせた支援や、就労訓練事業所へつなげる支援などを行いました。
- 障がいに配慮した図書の新たな収集や、マルチメディアデージー図書の貸出しを行い、利用の促進に取り組みました。

(4) 安全で安心して暮らせるまちづくり

- 障がいのある人の歩行の安全確保と事故防止のため、歩道の段差解消や利用しやすい公園の整備を行うと共に、千葉県福祉のまちづくり条例に基づく届出や適合証の発行により、不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及に努めています。
- ノンステップバス・ワンステップバスの導入を促進するため、バス事業者へ働きかけ、同車両の導入率が97.9%になりました。
- 避難行動要支援者に対する避難支援を迅速かつ適切に実施するため、避難方法などに係る個別支援計画の策定に向けた取組や、地域の自主防災組織による避難所運営マニュアルの作成を支援し、地域ぐるみの防災体制の充実を図りました。
- 防災に関する情報を的確に伝達するため、令和4年11月に同報系防災行政無線のデジタル化が完了し、音達カバー率が98.6%になりました。
- 地域防犯体制として、防犯ボックスのセーフティアドバイザーによる広域にわたるパトロール体制を整備したことにより、不審者情報などに合わせたタイムリーな警戒活動の実施を実現しました。

(5) 健やかな成長を支援するまちづくり

- 乳幼児健康診査などで子育てや子どもの発達について不安のある保護者に対して、個別相談や親子教室で保護者と一緒に発達の経過を見守り、関係性を構築して必要な療育支援につなげました。また、保育園・保護者・療育施設などとの連携を図り、共通理解のもと成長発達に応じた継続的な支援を行いました。
- 就学にあたっては、保育園や幼稚園の訪問や、個別の支援が必要な場合には保護者への働きかけを行うと共に、各学校において、個別の就学支援計画や指導計画を作成し、関係機関で共有を図りました。
- SSTを小学校に配置し、子どもに合った個別指導や支援を行うとともに、特別支援教育支援員を小中学校に配置し、移動や介助などの支援を行いました。
- 特別支援学校高等部の進路相談や会議に参加して、関係機関と情報を共有して障害福祉サービス利用に関する支援を行いました。
- 医療的ケア児に対する研修や事例研究などを行い、支援策などを検討しました。また、「君津圏域医療的ケア児等支援協議会」を設置し、地域の課題について協議しました。

(6) 総合的支援のあるまちづくり

- 障がいのある人やその家族からの相談に迅速かつ適切な対応ができるよう、基幹相談支援センターに加え、令和5年4月から障害者等相談支援事業に係る事業所を1か所増やし、計5か所による相談支援体制を構築しました。
- 計画相談支援を行っている相談支援事業所を対象に、個別支援会議を毎月開催し、情報の共有や相談対応力の向上に努めました。
- 令和3年7月に精神障がいに係る協議の場として「君津地区四市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議」を設置し、地域の体制づくりや支援策などの協議を行いました。
- 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域全体で支える体制の整備を目的として、令和5年2月から「地域生活支援拠点等整備事業」を実施しました。

2 障害福祉サービス等の実施状況

(1) 指定障害福祉サービス等

① 訪問系

居宅介護については、計画値を下回っており、利用人数はほぼ横ばいですが、一人当たりの利用時間数が増加傾向です。

行動援護や重度訪問介護の実利用人数は計画値を下回り、特に重度訪問介護の利用時間数が計画値を大きく下回りました。

一方、重度障害者等包括支援については、利用がない状況です。

■サービスの利用状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
居宅介護	時間/月	実績値	3,936 (-164)	3,947 (-163)	4,103 (-17)
		計画値	4,100	4,110	4,120
	実人/月	実績値	152 (-18)	147 (-23)	153 (-17)
		計画値	170	170	170
重度訪問介護	時間/月	実績値	83 (-417)	44 (-656)	81 (-819)
		計画値	500	700	900
	実人/月	実績値	1 (-4)	1 (-6)	2 (-7)
		計画値	5	7	9
行動援護	時間/月	実績値	10 (-47)	10 (-47)	10 (-47)
		計画値	57	57	57
	実人/月	実績値	1 (-2)	1 (-2)	1 (-2)
		計画値	3	3	3
同行援護	時間/月	実績値	757 (-493)	715 (-635)	1,089 (-411)
		計画値	1,250	1,350	1,500
	実人/月	実績値	34 (-16)	30 (-25)	39 (-21)
		計画値	50	55	60
重度障害者等包括支援	時間/月	実績値	0 (-24)	0 (-24)	0 (-24)
		計画値	24	24	24
	実人/月	実績値	0 (-1)	0 (-1)	0 (-1)
		計画値	1	1	1

② 日中活動系

生活介護は、年々増加傾向で、計画値を上回っています。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援や就労定着支援については、利用人数、延利用人数共に年により変動があり、計画値を下回っています。

就労継続支援（A型）については、計画値を大きく上回っているものの、利用者の増加が見られない状況です。一方、就労継続支援（B型）では、利用者数、延利用人数共に増加傾向です。

療養介護については、計画値通りでほぼ横ばいで推移しています。

短期入所（福祉型・医療型）についても利用人数、延利用人数共にほぼ横ばいの傾向で推移しています。

■サービスの利用状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
生活介護	人日/月	実績値	5,495 (+294)	5,544 (+273)	6,514 (+1,173)
		計画値	5,201	5,271	5,341
	実人/月	実績値	283 (+5)	291 (-7)	314 (-4)
		計画値	278	298	318
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	実績値	121 (+6)	96 (-24)	115 (-10)
		計画値	115	120	125
	実人/月	実績値	13 (-12)	14 (-12)	16 (-11)
		計画値	25	26	27
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	実績値	70 (-28)	56 (-44)	64 (-38)
		計画値	98	100	102
	実人/月	実績値	3 (-12)	3 (-13)	4 (-13)
		計画値	15	16	17
就労移行支援	人日/月	実績値	392 (-58)	443 (-17)	387 (-93)
		計画値	450	460	480
	実人/月	実績値	23 (-5)	25 (-5)	22 (-17)
		計画値	28	30	39
就労継続支援 (A型) ※1	人日/月	実績値	602 (+382)	513 (+261)	534 (+246)
		計画値	220	252	288
	実人/月	実績値	29 (+17)	25 (+11)	26 (+10)
		計画値	12	14	16
就労継続支援 (B型) ※2	人日/月	実績値	2,527 (+27)	2,861 (+261)	3,191 (+491)
		計画値	2,500	2,600	2,700
	実人/月	実績値	152 (+2)	168 (+2)	177 (-5)
		計画値	150	166	182

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
就労定着支援	人日／月	実績値	60 (-63)	83 (-55)	38 (-113)
		計画値	123	138	151
	実人／月	実績値	19 (-1)	24 (+2)	20 (-4)
		計画値	20	22	24
療養介護	実人／月	実績値	8 (+0)	9 (+0)	9 (-1)
		計画値	8	9	10
短期入所 (福祉型)	人日／月	実績値	356 (+31)	607 (+232)	584 (+159)
		計画値	325	375	425
	実人／月	実績値	30 (-25)	35 (-25)	41 (-24)
		計画値	55	60	65
短期入所 (医療型)	人日／月	実績値	23 (-12)	19 (-24)	21 (-35)
		計画値	35	43	56
	実人／月	実績値	4 (-4)	4 (-6)	4 (-9)
		計画値	8	10	13

※1 就労継続支援事業（A型）とは、雇用契約に基づき、就労の機会や生産活動の機会を提供します。

※2 就労継続支援事業（B型）とは、雇用契約に基づかず、就労の機会や生産活動の機会を提供します。

③ 居住系

共同生活援助については、新規のグループホームが増えている現状にあり、利用者は計画値を上回り、年々増加傾向にあります。

施設入所支援はほぼ横ばいであり、施設入所に対するニーズがあるため、変動が少ないためと考えられます。

■サービスの利用状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
共同生活援助	実人／月	実績値	131 (+14)	154 (+35)	176 (+56)
		計画値	117	119	120
施設入所支援	実人／月	実績値	98 (-4)	97 (-4)	103 (+3)
		計画値	102	101	100
自立生活援助	実人／月	実績値	0 (-2)	0 (-2)	0 (-2)
		計画値	2	2	2

④ 相談支援

計画相談支援については、実績値が計画値を上回っています。

地域移行支援及び地域定着支援については、利用者がほぼいない状況です。

■サービスの利用状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
計画相談支援	実人/月	実績値	127 (+87)	139 (+94)	155 (+108)
		計画値	40	45	47
地域移行支援	実人/月	実績値	0 (-2)	1 (-1)	0 (-4)
		計画値	2	2	4
地域定着支援	実人/月	実績値	0 (-2)	0 (-2)	0 (-4)
		計画値	2	2	4

(2) 地域生活支援事業等

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業については、地域活動支援事業の補助金は使用していませんが、障がいのある人への理解という趣旨で障害者週間に市内大型店舗において事業所で作成した物品販売を実施するなど、制度趣旨にあった事業を実施しています。

■事業の実施状況

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値	有	有	有

② 自発的活動支援事業

第6期障害福祉計画における実績はありません。

■事業の実施状況

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
自発的活動支援事業	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値	無	無	無

③ 相談支援事業等

障害者総合支援法第77条に規定する一般相談については、増加傾向にある相談に対応するため、令和5年度から5事業所に委託しており、困難案件については、基幹相談支援センターと連携し対応しています。

基幹相談支援センター等機能強化事業については、地域活動支援センターI型の事業を委託して、在宅の精神障がいのある人の相談及び指導業務などの機能を維持・強化し、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図っています。

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
障害者相談支援事業	実施箇所数	実績値	4 (-1)	4 (-1)	5 (+0)
		計画値	5	5	5
基幹相談支援センター	設置の有無	実績値	有	有	有
		計画値	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	実績値	有	有	有
		計画値	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業については、介護者の高齢化など家庭の事情により、この事業を利用する障がいのある人が増えています。

権利擁護支援の必要な知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、法定後見の市長申立てや成年後見人などの報酬に係る費用の一部または全部の助成を行っています。

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
成年後見制度利用支援事業	実人/年	実績値	9 (+5)	11 (+7)	13 (+9)
		計画値	4	4	4

⑤ 市民後見人養成事業

市民後見人養成事業については3年に1回実施しています。令和3年度に実施し、令和4年度及び令和5年度は修了者の育成に努めました。

■事業の実施状況

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
市民後見人養成事業	実施の有無	実績値	有	無	無
		計画値	有	無	無

⑥ 意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業については、利用者は固定されており、利用件数が減少しています。また、要約筆記者※派遣事業についても利用者が固定されており、減少傾向にあります。なお、市では、聴覚障害者相談員として障がいのある人を配置していますが、手話通訳者の設置はしていません。

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	実績値	348 (-18)	300 (-78)	297 (-103)
		計画値	366	378	400
手話通訳者設置事業	実設置者数	実績値	0 (+0)	0 (+0)	0 (+0)
		計画値	0	0	0

⑦ 日常生活用具給付等事業

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）については、減少傾向で推移しており、実績値は計画値を下回りました。

在宅療養等支援用具及び情報・意思疎通支援用具の実績値については、年により変動があります。在宅療養等支援用具の内容の見直しを図り、令和5年度から対象用具を4品目増やしました。

排泄管理支援用具については、ストーマ装着者が年々増加しており、実績値が計画値を大きく上回っています。

・要約筆記者※：資料編 P.135 を参照

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
介護・訓練支援用具	件／年	実績値	13 (-4)	10 (-7)	8 (-9)
		計画値	17	17	17
自立生活支援用具	件／年	実績値	29 (+2)	17 (-11)	10 (-18)
		計画値	27	28	28
在宅療養等支援用具	件／年	実績値	11 (-25)	32 (-5)	10 (-27)
		計画値	36	37	37
情報・意思疎通支援用具	件／年	実績値	16 (-16)	31 (-2)	15 (-18)
		計画値	32	33	33
排泄管理支援用具	件／年	実績値	3,626 (+257)	3,689 (+253)	4,100 (+596)
		計画値	3,369	3,436	3,504
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件／年	実績値	5 (-1)	2 (-6)	3 (-5)
		計画値	6	8	8

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

君津地区4市共同で実施しており、令和3年度は君津市、令和4年度及び令和5年度は袖ヶ浦市で実施しています。定員約20名で、年により修了者数に変動がありますが、本市の受講生が半数以上を占めています。

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習 修了者数	実績値	6 (-11)	18 (+0)	8 (-10)
		計画値	17	18	18

⑨ 移動支援事業

利用者数、利用時間とも実績値が計画値を下回っていますが、利用者数及び利用時間は増加傾向で推移しています。

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
移動支援事業	実人／年	実績値	80 (-18)	78 (-22)	90 (-20)
		計画値	98	100	110
	時間／年	実績値	5,215 (-1,885)	5,220 (-2,080)	5,000 (-2,500)
		計画値	7,100	7,300	7,500

⑩ 地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型は、袖ヶ浦市の事業所に君津地区4市共同で委託をしています。

地域活動支援センターⅡ型は、本市に事業所がなく、他市にあった事業所についても令和3年度で廃止となりました。

地域活動支援センターⅢ型は、市内に2箇所あり、ほぼ横ばいで推移しています。また、他市町村分については、令和5年度時点で利用者はいません。

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

事業名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)	
木更津市	地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数	実績値	0 (+0)	0 (+0)	0 (+0)
			計画値	0	0	0
		延人／月	実績値	0 (+0)	0 (+0)	0 (+0)
			計画値	0	0	0
	地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数	実績値	1 (+0)	0 (+0)	0 (+0)
			計画値	1	0	0
		延人／月	実績値	12 (+2)	0 (+0)	0 (+0)
			計画値	10	0	0
	地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数	実績値	4 (+0)	3 (-1)	2 (-2)
			計画値	4	4	4
		延人／月	実績値	494 (+4)	310 (+10)	247 (+7)
			計画値	490	300	240

事業名		単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
他市町村分	地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数	実績値	1 (+0)	1 (+0)	1 (+0)
			計画値	1	1	1
		延人／月	実績値	53 (-31)	47 (-37)	40 (-44)
			計画値	84	84	84
	地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数	実績値	1 (+0)	0 (-1)	0 (-1)
			計画値	1	1	1
		延人／月	実績値	1 (+0)	0 (-1)	0 (-1)
			計画値	1	1	1
	地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数	実績値	0 (-1)	0 (-1)	0 (-1)
			計画値	1	1	1
		延人／月	実績値	0 (-1)	0 (-1)	0 (-1)
			計画値	1	1	1

⑪ その他の地域生活支援事業

訪問入浴サービス、日中一時支援については、年々少しずつ増加しています。

障がいのある人の虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、休日、夜間の虐待防止センター機能については、障害者虐待防止対策支援として社会福祉法人に避難用居室確保と相談受付、付き添い業務を委託しています。

知的障害者職親委託については、現在利用者はいません。

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
訪問入浴サービス	実人／年	実績値	17 (-3)	18 (-2)	20 (+0)
		計画値	20	20	20
日中一時支援	実人／年	実績値	123 (-13)	134 (-11)	140 (-9)
		計画値	136	145	149
障害者虐待防止対策支援	実施の有無	実績値	有	有	有
		計画値	有	有	有
知的障害者職親委託	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値	無	無	無

⑫ その他支援事業

自動車運転免許取得助成と自動車改造費助成については、ほぼ横ばい傾向にあります。

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
	自動車運転免許取得助成	件／年	実績値	6 (+3)	8 (+4)
計画値			3	4	4
自動車改造費助成	件／年	実績値	4 (+2)	0 (-2)	2 (+0)
		計画値	2	2	2

(3) 障害児支援

① 障害児通所支援

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用人数は計画値を上回って推移しており、延利用人数も増加傾向を示しています。とくに放課後等デイサービスは、計画値を大幅に上回っています。

保育所等訪問支援については、計画値を上回り、少しずつ増加している傾向にあります。

医療的ケア児は毎年増加していますが、医療型児童発達支援については、計画値を下回る結果となっています。これは、近隣に実施事業所がないことから、在宅で保護者が支援していることや、通常の児童発達支援（重度心身障がい児対応）及び市内の日中一時支援で対応していることが考えられます。

■サービスの利用状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
	児童発達支援	人日／月	実績値	1,881 (+411)	2,323 (+803)
計画値			1,470	1,520	1,570
実人／月		実績値	160 (+41)	201 (+79)	240 (+115)
		計画値	119	122	125
放課後等デイサービス	人日／月	実績値	3,277 (+1,053)	3,545 (+1,257)	3,800 (+1,448)
		計画値	2,224	2,288	2,352
	実人／月	実績値	222 (+49)	248 (+70)	280 (+97)
		計画値	173	178	183
保育所等訪問支援	人日／月	実績値	13 (+9)	16 (+8)	20 (+12)
		計画値	4	8	8
	実人／月	実績値	10 (+8)	14 (+10)	18 (+14)
		計画値	2	4	4

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
医療型児童発達 支援	人日／月	実績値	4 (-8)	2 (-14)	2 (-18)
		計画値	12	16	20
	実人／月	実績値	1 (-2)	1 (-3)	2 (-3)
		計画値	3	4	5
居宅訪問型児童 発達支援	人日／月	実績値	31 (+1)	38 (-12)	40 (-30)
		計画値	30	50	70
	実人／月	実績値	6 (+3)	8 (+3)	9 (+2)
		計画値	3	5	7

② 障害児相談支援

障害児相談支援については、計画を上回っていますがほぼ横ばいで推移しています。また、セルフプラン利用者が一定数いることについては、本人の希望のほかに、障害児相談支援事業所の不足があげられます。

■サービスの利用状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
障害児相談支援	実人／月	実績値	60 (+40)	62 (+41)	57 (+35)
		計画値	20	21	22

③ 障害児等療育支援事業

障害児等療育支援事業については、児童発達支援を受けるための手続きを経ることなく、障がい気になる子ができるだけ早い段階で療育支援を受けられるよう配慮し、あわせて、保護者への支援も実施しています。

■事業の実施状況（カッコ書きは計画値と実績値の差異を表しています）

事業名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
障害児等療育支 援事業	件／月	実績値	51 (+1)	52 (+2)	55 (+3)
		計画値	50	50	52

第2章 計画の方向性と目標

1 計画の方向性

第7期木更津市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画となります。

また、第3期木更津市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画となります。

本プランの策定にあたっては、障害者基本法における基本的理念及び第6次木更津市障害者計画における基本目標である「自立と、共に支え合うまち・きさらづ」を踏まえつつ、次の7項目を基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

(1) 障がいのある人などの自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人もない人も、共に支え合いながら暮らすことができる地域を目指し、障がいの種別や程度を問わず、障がいのある人が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重すると共に、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

(2) 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいのある人がその種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用することができるよう、市を実施主体として、サービスの提供基盤の充実を図ります。

また、発達障がい及び高次脳機能障がい^{*}のある人については、従来から精神障がいに含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていたところであり、引き続きその旨の周知を図ります。

さらに、難病患者などについても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、難病患者など本人に対して必要な情報提供を行うなどの取組により、障害福祉サービスの活用が促されるように努めます。

・高次脳機能障がい^{*}：資料編 P.131 を参照

(3) 入所などから地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPOなどによるインフォーマルサービス※の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むと共に、地域の地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

- ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、適切な機関へ繋ぐなどの多機関協働の中核としての機能や、継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ 相互に支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能や住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

・ インフォーマルサービス※：資料編 P.130 を参照

(5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもの健やかな育成のための支援を行うにあたっては、個々の発達の状態や特性に応じた支援をすることが必要となります。そのため、障がいのある子ども及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築と共に、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健・医療・福祉・教育・就労支援などと連携した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子どもが共に成長できるように、障害福祉サービスなどの利用を通じて地域の保育、教育などの支援が受けられるようにすることで、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着しているなど医療を要する状態にある医療的ケア児が支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき、協働する包括的な支援体制を充実します。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスなどを提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、他職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報などを行います。

(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人の地域における社会参加を促進するために、多様なニーズを踏まえながら、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツなどの分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことのできる社会を目指しながら支援を行うことが重要です。障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮・社会参加の促進を図っていきます。

また、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、ICT活用などの促進を図ります。

2 国の指針に基づく本市の目標

上記1の方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今次の計画期間（令和6年度～令和8年度）における成果目標を次のとおり設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込み量など）を定めます。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の基本指針

○令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することと共に、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

① 目指す方向

障害福祉サービスの提供は、施設入所者の希望を尊重し、求める居住支援が提供できるよう、地域生活への移行を支援する取組を充実させることを目指します。

本市においては精神疾患に係る中核的な役割を担う病院もあり、障がいのある人の生活を支えています。

今後も地域生活支援拠点等の整備を促進し、連携を強化しながら地域全体で障がいのある人の生活を支える体制を整備します。

② 目標設定にあたっての考え方

本市における地域生活移行者数は、令和4年度の1名のみで現在はほとんどいない状態です。施設に入所している人は重度障がいがあり、自宅で介護することが困難な人が多く、また、新規の施設入所者数の増加により令和4年度末における施設入所者数は97人となっています。

施設入所者数については、基本指針を踏まえ、令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減することを目標とします。

地域移行が条件的に可能な人に対しては、本人・家族の意向を尊重し、利用可能な福祉サービスを活用して地域での生活を支援していくことで、今後は年間2人程度が地域生活へ移行すると見込み、令和8年度末までの3年間で6人の地域移行を目標値とします。

■施設入所者数等の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
施設入所者数	98	97	103
地域生活移行者数	0	1	0
新規の施設入所者数	3	6	4

③ 目標達成のための方策

- 退所システムの構築
- 相談支援体制の充実
- 日中活動の場の確保
- グループホーム、在宅支援の提供基盤の整備

■指定障害福祉サービスの体系

種別	サービスの種類	内 容
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で身体介護、家事援助、通院の付き添いや乗降介助などのため、ヘルパーの派遣が利用できます。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人は、自宅で身体介護、家事援助、付き添い同行などのため、ヘルパーの派遣が利用できます。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要で、行動上著しく困難がある人は、付き添い同行のため、ヘルパーの派遣が利用できます。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難のある人が外出する際に同行し、外出先において必要な視覚的情報の支援、移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護、排泄・食事などの介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人は、ホームヘルプサービスなどの複数のサービスが利用できます。
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とする人は、日中活動として、入浴、排泄、食事の提供などの介護が受けられ、創作活動や生産活動を行うことができます。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練が利用できます。
	就労移行支援	就労を希望する人は、一定期間、就労に必要な能力の向上のために必要な訓練が利用できます。
	就労継続支援 (A型・B型)	就労が困難な人は、働く場の提供と、就労に必要な能力の向上のために必要な訓練が利用できます。
	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援が一定期間にわたり利用できます。

種別	サービスの種類	内 容
日中活動系	就労選択支援	障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担います。
	療養介護	常に医療と介護が必要な人は、医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護などが利用できます。
	短期入所	短期間、施設に入所し、食事、入浴、排泄などの必要な介護が利用できます。
居住系	自立生活援助	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障がいのある人のうち、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メールなどによる随時の対応を行います。
	施設入所支援	常に介護を必要とする人は、施設に入所し、夜間や休日に入浴、排泄、食事の提供などの介護が受けられます。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活をする場合、住居の提供が受けられます。また夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の介護サービスが利用できます。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がいのある人に対して、市が指定した特定相談支援事業者の相談支援専門員により提供して欲しいサービスや障害福祉サービスの提供方法などについてケアマネジメントを行い、自立のための支援を行います(特定相談支援)。
	地域移行支援	障害者支援施設などに入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。
	地域定着支援	居宅で单身などの状況において生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与します。

(注) 難病により障がいが生じた人についても適用があります。

■成果目標

項目	国の指針	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
施設入所者数	令和4年度末の5%以上削減	97人	92人
	削減人数		5人
地域生活移行者数	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上がグループホームなどへ移行		6人

■活動指標

(1) 訪問系

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	4,106	4,109	4,112
	実人/月	150	155	160
重度訪問介護	時間/月	80	80	80
	実人/月	2	2	2
行動援護	時間/月	10	10	11
	実人/月	1	1	2
同行援護	時間/月	1,050	1,050	1,050
	実人/月	40	40	42
重度障害者等包括支援	時間/月	24	24	24
	実人/月	1	1	1

(2) 日中活動系

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	6,883	7,272	7,683
	実人/月	326	338	351
重度障がい者の生活介護	実人/月	126	129	131
うち強度行動障がい	実人/月	48	50	52
うち高次脳機能障がい	実人/月	1	2	2
うち医療的ケアを必要とする者	実人/月	2	3	3
自立訓練（機能訓練）	人日/月	120	125	131
	実人/月	16	16	16
自立訓練（生活訓練）	人日/月	60	60	60
	実人/月	4	4	5
就労移行支援	人日/月	400	400	400
	実人/月	20	20	20
就労継続支援（A型）	人日/月	538	542	546
	実人/月	26	26	26
就労継続支援（B型）	人日/月	3,393	3,609	3,838
	実人/月	185	193	201
就労定着支援	人日/月	57	53	49
	実人/月	17	20	23
就労選択支援	人日/月		0	1
	実人/月		0	1
療養介護	人日/月	10	11	12
短期入所（福祉型）	人日/月	627	674	723
	実人/月	41	42	42
重度障がい者の短期入所（福祉型）	実人/月	16	19	21
うち強度行動障がい	実人/月	6	7	8
うち高次脳機能障がい	実人/月	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	実人/月	0	0	0
短期入所（医療型）	人日/月	20	20	20
	実人/月	4	4	4

(3) 居住系

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	実人／月	195	217	241
重度障がい者の共同生活援助	実人／月	45	50	55
うち強度行動障がい	実人／月	8	10	12
うち高次脳機能障がい	実人／月	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	実人／月	0	0	0
施設入所支援	実人／月	96	94	92
自立生活援助	実人／月	2	2	2

(4) 相談支援

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実人／月	172	191	212
地域移行支援	実人／月	3	3	3
地域定着支援	実人／月	2	2	2

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○令和3年7月に「君津地区四市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議」を設置し、地域の体制づくりや支援策などの協議を行っており、今後も継続して取り組みます。

① 目指す方向

地域の受け皿づくりや退院促進支援を進め、退院可能な精神障がいのある人に対して地域生活への移行を支援すると共に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築し、保健・医療・福祉の連携体制が強化されることにより社会的入院の解消を目指します。

② 目標設定にあたっての考え方

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、関係機関との連携強化に努めます。

なお、本市において精神病床における早期退院数などについて、具体的な数値は定めませんが、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、短期入所（医療型・福祉型）、共同生活援助、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、自立生活援助、就労定着支援の充実を図り、地域における精神保健医療福祉体制の基盤整備を推進します。

③ 目標達成のための方策

○地域生活の支援体制の構築（移行先のコーディネート、相談支援、成年後見制度の利用）

○本人や保護者へのエンパワーメント*を含む相談支援の充実

■成果目標

項目	国の指針	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
精神障がいのある人の地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場	すべての圏域ごとに整備	1箇所	1箇所
協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場	すべての市町村または複数市町村共同で整備	1箇所	1箇所

・エンパワーメント*：資料編 P.130 を参照

項目	国の指針	現 状 (令和4年度)	目 標 (令和8年度)
精神障がい者の地域移行支援の利用者数		0人	2人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数		0人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数		50人	72人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数		0人	1人
保健、医療、社会福祉関係者による協議の場の開催回数		3回	3回
保健、医療（精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族などの関係者ごとの参加数		54人	60人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回	1回

■活動指標

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	回	3	3	3
保健、医療（精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者及び家族などの関係者ごとの参加者数	人	56	58	60
協議の場における目標設定	目標の有無	有	有	有
協議の場における評価の実施回数	回	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人	1	1	2

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人	58	65	72
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人	0	0	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	人	3	3	4

(3) 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備すると共に、その機能の充実のため、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

① 目指す方向

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」に備えると共に、地域生活において、障がいのある人やその家族の緊急事態への対応を図る必要があります。

今後は、自立相談・共同生活援助（グループホーム）の入居体験、場の提供、ショートステイの利便性強化、対応力の強化による緊急時受入体制の確保、人材の確保・養成・連携などによる専門性の確保、コーディネーターの配置など地域の体制づくりを行う機能が求められ、基幹相談支援センターがその役割を担っていきます。

上記に必要な体制について今後、福祉施設と協力し、調査研究をし、体制づくりを進めていきます。

② 目標設定にあたっての考え方

令和5年2月から地域生活支援拠点等整備事業を実施しており、多くの事業所の協力が得られるよう推進していきます。

③ 目標達成のための方策

- 地域自立支援協議会居住支援部会での検討
- 地域全体で支援する協力体制の推進

■成果目標

項目	国の指針	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
地域生活支援拠点等の登録事業所数		28箇所	65箇所
地域生活支援拠点等整備事業の年1回以上、支援などの実績を踏まえた運用状況の検証・検討		1回	1回

項目	国の指針	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
強度行動障がい者を有する障がい者の状況や支援ニーズの把握		無	有
強度行動障がい者を有する障がい者に係る支援体制		無	有

■活動指標

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の登録事業所数	箇所	54	59	65
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績を踏まえた検証及び検討などの実施回数	回	1	1	1

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- 令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 令和8年度末までに就労移行支援の利用者を令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- 令和8年度末までに就労継続支援A型の利用者を令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型の利用者を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上を基本とする。

① 目指す方向

地域自立支援協議会の専門部会を中心として、県の労働担当部局、教育委員会などの教育担当部局、県労働局などの関係機関との連携体制を整備すると共に、福祉施設における就労支援の強化や、就労移行支援事業と連携した福祉施設から一般就労への移行促進に取り組めます。

また、福祉施設から一般就労への移行のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障がいのある人に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ることなど、障がいのある人の雇用全体についての取組を推進します。

② 目標設定にあたっての考え方

本市の福祉施設からの一般就労者数は、令和3年度は10人、令和4年度は55人で、就労継続支援の年間利用者数は計画値を上回り、増加傾向にあります。就労移行支援事業の年間利用者数は、横ばいの状態です。

この現状を踏まえ、障がいのある人の状況や家族の意向を十分に勘案しつつ、就労支援強化を図り、国の基本指針に基づき目標値を設定します。

③ 目標達成のための方策

- 地域自立支援協議会専門部会（就労・生活支援部会）での就労支援の強化
- 就労系事業所との連携
- 就労・生活支援を千葉県から委託を受けている事業所との連携
- 就労定着支援実施体制の整備

■成果目標

項目	国の指針	現 状 (令和4年度)	目 標 (令和8年度)
福祉施設からの一般就労への移行者数（令和3年度10人）	令和3年度の一般就労への移行実績から1.28倍以上増加	55人	64人
就労移行支援事業の一般就労への移行者数（令和3年度8人）	令和3年度末実績の1.31倍以上	20人	27人
就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	就労移行支援事業所の5割以上	0箇所	1箇所
就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数（令和3年度1人）	令和3年度末実績の1.29倍以上	1人	2人
就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数（令和3年度1人）	令和3年度末実績の1.28倍以上	4人	7人
就労定着支援事業の利用者数（令和3年度8人）	令和3年度末実績の1.41倍以上	12人	23人
就労定着支援事業利用終了後の一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	66.7%	70%

■活動指標

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉施設からの一般就労への移行者数	人	60	62	64
就労移行支援の利用者の一般就労への移行者数	人	23	25	27
就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数	人	1	1	2
就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数	人	5	6	7
就労定着支援事業利用後の一定期間の就労定着率	%	72	74	76
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間の就労定着率が7割以上の事業所数	箇所	3	4	5

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けると共に医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

① 目指す方向

発達支援が必要な子どもに対する障害児通所支援などの専門的な支援の確保及び地域共生社会の形成促進の観点から、保健・医療・福祉・教育・就労支援などの関係機関とも連携を図った上で、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

なお、児童発達支援に係る利用者が増加傾向にある中、児童発達支援センターを中核とした重層的な支援体制の構築を図るため、近隣自治体と連携した広域的な施設整備について、民間事業者の参入を含め検討します。

② 目標設定にあたっての考え方

児童発達支援センターは、市内に2箇所、圏域に1箇所存在し、それぞれで保育所等訪問事業も実施しています。

一方で医療的ケア児を受け入れる市内の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の提供体制は、不十分な状況です。医療的ケア児に対して効果的な支援を身近な場所で提供できるよう、君津圏域医療的ケア児等支援協議会における支援体制の検討や、障害児相談支援の提供体制の確保などに努めます。

また、成長が気になる子の支援の充実を図るため、本市では、令和5年度か

らこども発達支援課が設置され、早期発見のための体制の整備、また、早期療育ができるよう保護者への相談体制が強化されました。また、相談後の受け皿として障害児等療育支援事業の充実に努めます。

③ 目標達成のための方策

- 医療的ケア児支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場での検討

■指定通所支援サービス等の体系

種別	サービスの種類	内 容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
	医療型児童発達支援	未就学児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。
	放課後等デイサービス	就学児が学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
	保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がいのある子どもに対して、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
	居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）などの支援を行います。	

■成果目標

項目	国の指針	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
児童発達支援センターの設置箇所数	各市町村または圏域に少なくとも1箇所以上設置	2箇所(市) 2箇所(圏域)	2箇所以上(市)
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築	児童発達支援事業所などが保育所等訪問支援などを活用しながらインクルージョンを推進する体制の構築	無	有
主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	各市町村または圏域に少なくとも1箇所以上確保	1箇所(市) 1箇所(圏域)	1箇所以上(市)
保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場の設置	令和5年度末までに各市町村または圏域に整備	無	1箇所(圏域)

■活動指標

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援の利用児童数、利用日数	人日/月	2,600	2,700	2,800
	実人/月	250	260	270
放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数	人日/月	4,000	4,100	4,200
	実人/月	300	310	320
保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数	人日/月	22	24	26
	実人/月	20	22	24
居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数	人日/月	40	45	50
	実人/月	10	12	14
障害児相談支援の利用児童数	実人/月	59	61	63

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

相談支援体制の充実・強化するため、令和8年度末までに基幹相談支援センターが、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

令和2年4月に障がい福祉課内に設置した基幹相談支援センターにおいて、総合・専門的な相談支援実施をはじめ、地域相談支援事業所と連携し、障がい種別や各種ニーズに対応した相談支援の強化に取り組めます。

また、地域の実情に応じて、地域における中核的な役割を担う機関として、地域生活支援拠点等の整備に向けたコーディネーターの役割を担います。

■成果目標

項目	国の指針	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
基幹相談支援センターの体制強化を図る体制の確保	/	有	有
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善などの取組を行うために必要な協議会の体制の確保	/	有	有

■活動指標

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの体制強化	人	6	6	7
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問などによる専門的な指導、助言件数	回	60	80	100
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	人	15	18	21
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	30	35	40

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業所数	回	8	8	8
	箇所	11	12	12
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	設置数	6	5	5
	回	25	21	21

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

障害福祉サービスの質の向上を図るための体制を構築することを基本とする。

① 目指す方向

障害者総合的支援法の具体的内容の理解促進を図ると共に、障害福祉サービス事業所などからの請求内容を確認し、その結果を障害福祉サービス事業所などと共有することにより事務負担の軽減を図ります。

② 目標設定にあたっての考え方

障害福祉サービスの質の向上を図るためには、障害者総合的支援法の趣旨を十分に理解し、障害福祉サービスを提供することが重要となります。

また、障害福祉サービス事業所などからの請求内容を確認し、結果などの情報を共有することは、障害福祉サービスの提供に伴う市及び事業所の請求事務手続きについて注意すべき点を把握する機会となり、修正などの事務負担の軽減を図れ、障害福祉サービスの提供やそれに関連した業務に注力することが可能となり質の向上につながります。

③ 目標達成のための方策

障害福祉サービスなどに係る各種研修の活用や関係自治体と必要な連携を図る体制構築を検討します。

■成果目標

項目	国の指針	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
都道府県が実施する障害福祉サービスなどに係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修への参加人数	都道府県及び市町村において、サービスの質の向上のための体制を構築	8人	16人

■活動指標

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービスなどに係る研修、その他の研修への市町村職員参加人数	人	12	14	16
障害福祉サービス事業所などからの請求内容を活用した事業所や関係自治体との共有の実施回数	回	0	0	1

3 地域生活支援事業等

地域生活支援事業などのサービスを適切に提供するため、第6期木更津市障害福祉計画（令和3年度から令和5年度）の利用実績の推移を検証すると共に、障がいのある人のニーズを勘案して、必要な見込み量を定めました。

■地域生活支援事業の体系

事業の種類	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいによる日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいへの理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、本人やその家族、地域住民などによる地域における自発的な取組を支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部または一部を助成します。
市民後見人養成事業	一般の市民が地域で後見人として活動することができるように養成講座を行います。
手話通訳者派遣事業	聴覚に障がいのある人がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚に障がいのある人に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、事務手続きなどの利便を図ります。

事業の種類	内 容
日常生活用具給付等事業	下記の用具を給付します。
①介護・訓練支援用具	身体介護を支援する用具や、訓練に用いるいすなどの用具
②自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がいのある人のための屋内信号装置などや、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養などを支援する用具
④情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具
⑤排泄管理支援用具	ストーマ用装具などの排泄管理を支援する衛生用品
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	手すりの取り付け、床段差の解消、移動などを円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。
移動支援事業	一人で外出することが困難な人の余暇活動などの社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。
地域活動支援センターⅠ型	創作的活動、生産活動の機会の提供のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発を行います。
地域活動支援センターⅡ型	創作的活動、生産活動の機会の提供のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。
地域活動支援センターⅢ型	創作的活動、生産活動の機会の提供地域の実情に応じた支援を行います。
訪問入浴サービス	入浴が困難な在宅の身体障がいのある人に、訪問により居宅において移動入浴車または浴槽を提供して入浴サービスを行います。
日中一時支援	日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練などを行います。

事業の種類	内 容
障害者虐待防止対策支援	障がいのある人の虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行います。また、休日、夜間の虐待防止センター機能については、民間事業者に避難用居室確保と相談受付、付き添い業務を君津地区4市共同で委託します。
知的障害者職親委託	知的障がいのある人に、就職に必要な素地を与え、雇用の促進と職場における定着性を図るため、知的障がいのある人の更生援護に熱意を有する事業経営者などの私人に一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練などを行います。

■ その他支援事業の体系

事業の種類	内 容
自動車運転免許取得助成	身体障害者手帳1～4級、または療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者で、就労などの社会活動への参加を目的として、自動車運転免許を当該年度に取得した場合、その取得費用10万円を限度に助成します。
自動車改造費助成	身体障害者手帳の交付を受けている上肢、下肢または体幹機能障がい(2級以上)の人で、自動車を所持し、かつ運転免許を有し当該自動車を運転する場合、その費用を助成します(所得制限あり)。

(1) 理解促進研修・啓発事業

■事業の実施目標

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

■見込み量確保の方策

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者週間などの機会を活用した地域住民に対する理解促進・意識啓発に向けたイベントの実施を検討します。

事業の実施にあたっては、多くの住民が関心を持てるよう、通年での実施に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

■事業の実施目標

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

■見込み量確保の方策

事業の実施にあたっては、当事者及び関係機関との調整が必要であるため、庁内各課と連携しながら、自発的活動支援事業実施に向けた体制の整備などについて、段階的に検討を進めていきます。

(3) 成年後見制度利用支援事業

■事業の実施目標

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実人／年	13	15	17

■見込み量確保の方策

成年後見制度の周知に努めると共に、制度の活用を望まれる人や、本人の意思決定支援の考え方に沿った権利擁護の充実に努めます。

(4) 市民後見人養成事業

■事業の実施目標

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民後見人養成事業	実施の有無	有	無	無

■見込み量確保の方策

市民後見人養成事業を3年に1回開催し、継続した育成に努めていきます。
成年後見制度の周知に努めると共に、制度の活用が望まれる人への支援、権利擁護の充実に努めます。

(5) 意思疎通支援事業

■事業の実施目標

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	派遣人数 人/年	273	263	253
	利用件数 件/年	259	251	243
要約筆記者派遣事業	派遣人数 人/年	33	35	37
	利用件数 件/年	32	34	36

■見込み量確保の方策

障がいのある人に対し、事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

(6) 日常生活用具給付等事業

■事業の実施目標

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	12	12	12
自立生活支援用具	件/年	17	17	17
在宅療養等支援用具	件/年	23	23	23

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
情報・意思疎通支援用具	件／年	21	21	21
排泄管理支援用具	件／年	4,334	4,581	4,842
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件／年	4	4	4

■見込み量確保の方策

日常生活用具を必要としている人に支給が行えるよう、情報提供の充実に努めます。特に手帳交付時に制度の説明を行うと共に、相談員などと連携して利用希望者やニーズを把握し、対象者への周知を図ります。

用具の機能や性能の向上に合わせ、給付対象用具の見直しを定期的に行うなど、事業の拡充に努めると共に、用具に対する知識の普及・啓発に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■事業の実施目標

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習 修了者数	16	11	16

■見込み量確保の方策

社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会と連携し、手話奉仕員養成研修事業の継続的な実施により、地域共生社会の実現に向け貢献できるよう、手話によるコミュニケーションが可能な人材確保に努めます。

(8) 移動支援事業

■事業の実施目標

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実人／年	90	91	92
	時間／年	5,200	5,250	5,300

■見込み量確保の方策

障がいのある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、相談員などと連携して移動支援事業のさらなる周知を図り、サービスの利用を促進します。

事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

サービス事業者との連携を強化して相互に困難事例などを確認し合い、障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るように働きかけていきます。

(9) 地域活動支援センター

■事業の実施目標

事業名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
木更津市	地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数	0	0	0
		延人／月	0	0	0
	地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数	2	2	2
		延人／月	240	240	240
他市町村分	地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数	1	1	1
		延人／月	35	35	35
	地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数	1	1	1
		延人／月	2	2	2

■見込み量確保の方策

地域活動支援センターⅠ型は、袖ヶ浦市の事業所に君津地区4市共同で委託をしています。

地域活動支援センターⅢ型は、市内に2箇所あります。

障がいの特性に応じたサービスを提供している各センターを、より多くの人々が利用できるよう努めます。

(10) その他の地域生活支援事業

市では、必須事業のほか、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、次の事業を実施します。

■事業の実施目標

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	実人／年	20	21	21
日中一時支援	実人／月	140	141	141
障害者虐待防止支援	実施の有無	有	有	有
知的障害者職親委託	実施の有無	無	無	無

■見込み量確保の方策

知的障害者職親委託については、就労移行支援などのサービス拡大に伴い、今後の利用者はいないものと見込んでいます。

市のホームページや広報紙などを通じて、サービス内容の周知を図ると共に、適正な事業運営を進めていきます。

(11) その他支援事業

地域生活支援事業以外のその他の支援事業についても見込量を設定します。

■事業の実施目標

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得助成	件／年	7	7	8
自動車改造費助成	件／年	4	4	4

■見込み量確保の方策

サービス内容の周知を図り、利用促進を図っていきます。

資料編

1 木更津市障害福祉計画策定委員会名簿等

委員長 高橋 章博

副委員長 石川 恵美子

区 分	委員氏名	機 関 名 等
学識経験者	津田 望	社会福祉法人 のゆり会
	露崎 多佳子	君津健康福祉センター
福祉関係 団体代表	滝口 君江	木更津市社会福祉協議会
	並木 美幸	中核地域生活支援センター
	高橋 章博	社会福祉法人 かずさ萬燈会
	中村 敏久	社会福祉法人 みづき会
	松尾 球太	社会福祉法人 佑啓会
	野中 道男	木更津市身体障害者福祉会
	齋藤 理恵	君津地区自閉症協会
	寺本 謙	木更津ろうあ協会
	石川 恵美子	木更津市手をつなぐ親の会
市の職員	清水 和也	福祉部長

委嘱期間 令和5年6月26日から令和6年6月25日

(計画の策定経緯)

令和5年8月	障がいのある人1,000人を対象にアンケート調査実施
令和5年9月	アンケート結果分析 (回答502件)
令和5年5月～10月	地域自立支援協議会6部会で会議開催
令和5年7月18日	木更津市障害福祉計画策定委員会(第1回)
令和5年10月3日	木更津市障害福祉計画策定委員会(第2回)
令和5年12月5日	木更津市障害福祉計画策定委員会(第3回)
令和5年12月～ 令和6年1月	意見公募
令和6年3月4日	木更津市障害福祉計画策定委員会(第4回)

2 用語解説

あ 【アウトリーチ】

手を伸ばす、手を差し伸べるという意味で、ソーシャルワークや福祉サービスの一般的実施機関がその職権によって潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させる訪問支援などの取組のこと。

【医療的ケア児】

生活する上で医療的ケア（たん吸引、経管栄養など）が必要な子ども。

【インフォーマルサービス】

公的なサービス以外のもので、家族をはじめ近隣や地域社会、NPOやボランティアなどが行う援助活動。

【エンパワーメント】

十分な情報に基づき意思決定し行動できるような力。

か 【基幹相談支援センター】

地域における相談支援の中核的な役割（「総合相談・専門相談」「権利擁護・虐待防止」「地域移行・地域定着の促進」「地域の相談支援体制の強化」）を担う機関。

【ケアマネジメント】

援助を必要とする人に対して、保健・医療・福祉などの地域の様々な社会資源を活用したケアプラン（個別支援計画）を作成し、適切なサービスを提供すること。

【広域専門指導員】

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」第16条の規定により、県の健康福祉センター及び保健所を設置する市の区域ごとに千葉県知事から委嘱された人。

業務としては、地域相談員に対し、専門的な見地から業務遂行に必要な技術について指導及び助言を行うこと。対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関すること。障がいのある人が行った申し立てに関する調査に関すること。

【高次脳機能障がい】

ケガや病気により脳に損傷を負って起こる記憶障がい・注意障がい・遂行機能障がい・社会的行動障がい。

【合理的配慮】

障がいのある人もない人も平等に全ての人権と基本的自由を享有し、行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難を取り除くための個別の調整や変更のこと。

【こども家庭センター】

全ての妊産婦と子ども、またその保護者へ保健や福祉に関する相談支援などを一体的に行う機能を有する機関。

さ 【自助グループ】

何らかの困難や問題、悩みを抱えた人が、同様な問題を抱えている個人や家族と共に当事者同士の自発的なつながりで結びついた団体。この特徴としては、グループの運営を専門家に委ねることなく、あくまで当事者自身が主体的に運営する。

【就労支援施設】

障害福祉サービスのうち就労移行支援または就労継続（A型・B型）支援を提供する施設をいう。

【障害支援区分】

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

【障害者虐待防止センター】

「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」が平成23（2011）年6月に成立し、平成24（2012）年10月に施行されたことにより、各市町村にセンターを設け、養護者による障がいのある人への虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障がいのある人の保護のため、相談、指導及び助言及び広報などによる啓発活動を行う。また、虐待（18歳未満の障がいのある人について行われるものを除く。）により、生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると認めるときは、立入調査や一時保護を行うことができる。

【障害者週間】

障害者週間は、広く障がい福祉についての関心と理解を深めると共に、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間である。障害者基本法の公布日でもある12月3日を起点とし、「障害者の日」である12月9日までの1週間と定めたものである。

【障害者相談員】

身体障害者福祉法第12条の3第1項に規定する身体障害者相談員や知的障害者福祉法第15条の2第2項に規定する知的障害者相談員であり、市町村から委嘱された人。本市において身体障がい・知的障がいに関する相談業務を行う。委嘱期間は2年間。

【人権週間】

人権週間は世界人権宣言の趣旨と重要性を広く日本国民に訴えかけると共に、人権尊重思想の普及高揚を図るための週間。12月10日を最終日とする1週間（12月4日～12月10日）を人権週間と定めた。

【成年後見制度】

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任するほか、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た 【地域共生社会】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域の住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のこと。

【地域自立支援協議会】

本市では、障害者総合支援法第89条の3の規定により地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、平成21年6月に木更津市地域自立支援協議会を設置している。この下部組織として、施策に関する提言やイベントの企画などを担う6つの専門部会及び困難ケースの検討や情報共有などを担う個別支援会議を設置している。

【地域生活支援拠点等】

障がいのある人の重度化、高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応などの必要な機能を備えた拠点。

【地域生活支援事業】

障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。

【地域相談員】

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」第14条の規定により、千葉県知事から委嘱され、障がいのある人の権利擁護及び差別に関しての相談業務を行っている。

【地区社会福祉協議会】

地区社会福祉協議会は、住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織。地区住民や、町内会・自治会、民生委員・児童委員、その他地区の各種団体から選出された代表者によって構成される住民組織。

また、地域の社会福祉の増進を目指して市社会福祉協議会と共に活動していくために設置された組織である。本市には、15の地区社会福祉協議会がある。

【特別支援教育】

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症（HA）を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

な 【難病】

原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの多い疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病とされている。パーキンソン病、重症筋無力症などがある。

【日常生活自立支援事業】

知的障がいのある人、精神障がいのある人、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるようにすることを目的とする事業。

【ネットワーク】

網目状の構造とそれを維持するための機能。社会福祉及び社会援助活動の領域では、人間関係、活動団体のつながりや相互連携の意味で用いられることが多い。

【ノーマライゼーション】

障がいのある人を特別視するのではなく、社会の中で通常の生活ができるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそが自然であるという考え方。

は 【発達障がい】

先天的な様々な要因によって主に乳児期から幼児期にかけてその特性が現れ始める発達遅延である。発達障がいには、しばしば精神・知能的な障がいや身体的な障がいを伴う。

【パーキングパーミット】

公共施設や商業施設をはじめとする、様々な施設に設置されている障害者等用駐車区画の利用対象者を、障がいのある人、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に限定し、対象者には利用証を交付することで適正利用を図る制度。

【バリアフリー】

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。障がいのある人の社会参加を困難にするバリアには、建物などの物理的なものをはじめ、意識や制度によるものがある。

【ピア・サポート活動】

対等な支援として、一般に「同じような立場の人によるサポート」といった意味で用いられる言葉であり、同じような障がいのある人やその家族などが相談相手となり助言や支援を行う活動のこと。なお、相談に力点を置いた「ピアカウンセリング」、傾聴に力点を置いた「ピアリスニング」なども類似の概念である。

【避難行動要支援者避難支援プラン】

避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）とは、国が定めた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、市町村の避難行動要支援者避難支援に関する全体的な考え方を示すもの。

【福祉避難所】

災害時に高齢者、障がいのある人、乳幼児などの特に支援の必要度が高い人（要配慮者）を対象に設置される避難所。避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮される必要がある。

ま 【民生委員・児童委員】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、社会福祉の増進のため、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。民生委員は児童委員を兼ねており、委嘱期間は3年間。

や 【ユニバーサルデザイン】

施設や道具、仕組みなどが、全ての人にとって利用・享受できる仕様・デザイン。

【要約筆記者】

聴覚に障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳をする人のこと。話すスピードは書く（入力する）スピードより数倍も速く全ては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」という。

ら 【ライフサポートファイル（クローバー）】

障がいがあり、支援を必要とする子どもとその家族が、成長に応じた適切な支援を継続的に受けられるように、子どもの記録をつづるファイルで、市民の皆さんの幸せへの願いを込めて「クローバー」と名づけられた。障がい福祉課で配布しており、市ホームページからもダウンロードできる。

【ライフステージ】

人生の各段階。幼少期、青年期、壮年期、老年期などの段階に分けられる。

【リハビリテーション】

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障がいのある人の全てのライフステージにおいて全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と社会参加を目指す障がい者施策の理念。リハビリテーションには、医学、工学、職業、社会などの各専門分野があるが、障がいのある人の人間的復権を図るためには、それらの諸技術の総合的推進が重要である。

【療育】

医療や訓練、教育、福祉などを通じて、障がいがあっても社会に適応し自立できるように育成すること。

わ 【ワンストップ相談】

相談者が必要な相談や手続きのために、相談窓口を回るのではなく、1つの窓口においてあらゆる相談から手続きまでが行えるよう配慮した相談方式。

英字 【ADHD（注意欠陥／多動性障がい）】

知能は、ほぼ正常ないし正常以上であるが、種々の程度の学習や行動の異常があり、中枢神経機能の偏りを伴うもの。

この中枢神経機能の偏りにより、認知、概念化、言語、記銘、注意の集中、衝動の抑制、運動機能の障がいのいくつかが重複してみられるもの。

【HA（高機能自閉症）】

3歳頃までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

【LD（学習障がい）（LD：Learning Disability）】

基本的に全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な障がい。学習障がいは、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、その障がいに起因する学習上の特異な困難は、主として学齢期に顕在化するが、学齢期を過ぎるまで明らかにならないこともある。

【NPO】

Non-Profit Organizationの略で民間非営利組織のこと。環境、福祉、国際交流などに関する目的で広範囲にわたり様々な活動を行っている非営利の民間組織。

【SST（スクールサポートティーチャー）】

木更津市教育委員会では普通学級に在籍する軽度の発達障がいのある子どもに対して、学級担任と協力して特別支援を行うための人員（スクール・サポート・ティーチャー）を計画的に配置している。

第6次きさらづ障がい者プラン

木更津市障害者計画
木更津市障害福祉計画
木更津市障害児福祉計画

令和6年3月発行

発行 木更津市

編集 木更津市福祉部障がい福祉課

〒292-8501 千葉県木更津市朝日3-10-19

TEL 基幹相談支援係 0438-23-8499

障がい支援係 0438-23-8497

障がい給付係 0438-23-8513

